

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

- 亀岡市暴力団排除条例の一部改正
 (安全安心まちづくり課) 8
- 亀岡市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
 (安全安心まちづくり課) 8
- 職員の退職手当に関する条例等の一部改正
 (人事課) 14
- 亀岡市立文化センター条例の一部改正
 (人権啓発課) 16
- 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
 (総務課) 16
- 亀岡市こども医療費助成条例の一部改正
 (こども福祉課) 17
- 亀岡市都市公園条例の一部改正
 (都市整備課) 17
- 亀岡市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
 (都市整備課) 20
- 亀岡市道路の構造の基準に関する条例
 (土木管理課) 26
- 亀岡市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例
 (土木管理課) 32

- 亀岡市道路標識の寸法に関する条例
 (土木管理課) 36
- 亀岡市準用河川に係る河川管理施設等の構造の基準に関する条例
 (土木管理課) 38
- 亀岡市営住宅等の整備基準に関する条例
 (建築住宅課) 48
- 亀岡市営住宅管理条例の一部改正
 (建築住宅課) 51
- 亀岡市上下水道事業の組織等に関する条例の一部改正
 (夢ビジョン推進課) 52
- 亀岡市国民健康保険条例の一部改正
 (保険医療課) 52

—— 規 則 ——

- 亀岡市非常勤職員取扱規則の一部改正
 (人事課) 54
- 亀岡市老人医療費支給条例施行規則の一部改正
 (保険医療課) 55
- 亀岡市事務分掌規則の一部改正
 (夢ビジョン推進課) 55
- 亀岡市会計管理者の補助組織設置規則等の一部改正
 (夢ビジョン推進課) 65
- 初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部改正
 (人事課) 69
- 亀岡市暴力団排除条例施行規則
 (安全安心まちづくり課) 73
- 亀岡市暴力団排除条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則
 (安全安心まちづくり課) 76

○亀岡市税条例施行規則等の一部改正 (障害福祉課) 84	○亀岡市健康福祉のまちづくり懇談会設置要綱等の一部改正 (夢ビジョン推進課) 111	
○亀岡市こども医療費助成条例施行規則の一部改正 (こども福祉課) 84	○亀岡市重度障害児(者)在宅生活支援事業費補助金交付要綱等の一部改正 (障害福祉課) 112	
○亀岡市道路の構造の基準に関する条例施行規則 (土木管理課) 86	○亀岡市障害者サービス事業所等通所交通費助成金交付要綱の一部改正 (障害福祉課) 114	
○亀岡市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例施行規則 (土木管理課) 98	○亀岡市障害福祉サービス等利用支援費支給事業実施要綱の一部改正 (障害福祉課) 116	
○亀岡市営住宅等の整備基準に関する条例施行規則 (建築住宅課) 103	○亀岡市障害児(者)日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正 (障害福祉課) 116	
○亀岡市営住宅管理条例施行規則の一部改正 (建築住宅課) 104	○亀岡市暴力団排除条例の施行に伴う関係告示の整備に関する告示 (安全安心まちづくり課) 121	
○亀岡市難病患者等ホームヘルプサービス事業運営規則の廃止 (障害福祉課) 105	○亀岡市土地買収評価調整委員会設置要綱の廃止 (会計課) 142	
— 告 示 —		
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 106	○京都中部地区広域市町村圏協議会の廃止 (夢ビジョン推進課) 142	
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 106	○亀岡市通所サービス利用促進事業補助金交付要綱の廃止 (障害福祉課) 143	
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 106	○亀岡市障害者福祉機器等給付事業実施要綱の廃止 (障害福祉課) 143	
○住民基本台帳からの職権消除(市民課) 107	○亀岡市生涯学習推進モデル地区助成金交付要綱の廃止 (市民協働課) 143	
○平成25年度分固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間及び縦覧場所 (税務課) 107	— 訓 令 —	
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 107	○亀岡市事務処理規程の一部改正 (夢ビジョン推進課) 144	
○公示送達 (税務課) 108	○亀岡市会計管理者の権限に属する事務の専決等に関する規程等の一部改正 (夢ビジョン推進課) 146	
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 110	○亀岡市土地開発公社経営健全化計画推進本部設置要綱の廃止 (政策推進課) 147	
○放置自転車の撤去、保管(土木管理課) 110		
○亀岡市森林整備計画の樹立した計画の縦覧 (農林振興課) 111		
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 111		

—— 公 告 ——

- 一般競争入札（条件付き）の執行
（契約検査課） 147
- 一般競争入札（条件付き）の執行
（契約検査課） 151
- 一般競争入札（条件付き）の執行
（契約検査課） 154
- 捕獲犬の抑留（環境政策課） 158
- 南丹都市計画公園の変更に係る図書の
写しの縦覧（都市計画課） 158
- 路上の放置物件の撤去（土木管理課） 158
- 亀岡農業振興地域整備計画の変更案の
縦覧（農林振興課） 159

—— 任免及び辞令 ——

公布された条例のあらまし

亀岡市暴力団排除条例の一部を改
正する条例要綱

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市暴力団排除条例の施行に伴
う関係条例の整備に関する条例要
綱

- 1 亀岡市暴力団排除条例の施行に伴い、関係する13条例について暴力団排除措置に関する規定を設けることとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 4 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例要綱

- 1 国家公務員の退職給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部改正に伴い、退職給付の官民均衡を図るため、退職手当の基本額に係る調整率を国に準じて、次のとおり段階的に引き下げることにした。

期 間	調 整 率
現行	104 / 100
平成25年4月1日～平成26年3月31日	98 / 100
平成26年4月1日～平成27年3月31日	92 / 100
平成27年4月1日以降	87 / 100

- 2 1の調整率は、退職事由及び勤続年数にかかわらず、全ての退職者に適用することとした。
- 3 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 4 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

亀岡市立文化センター条例の一部を改正する条例要綱

- 1 人権・福祉・交流の拠点となる天川文化センターを建て替え移転することに伴い、同センターの名称及び位置を次のとおり改めることにした。

名 称	位 置
亀岡市立人権福祉センター	亀岡市稗田野町佐伯琴敷78番地の1

- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例要綱

- 1 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、関係する4条例について所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。ただし、一部の改正規定については、平成26年4月1日から施行することとした。

亀岡市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例要綱

- 1 子ども医療費助成制度について、子育てにおける保護者の経済的負担の軽減をより一層図るため、市単独制度として通院に係る医療費の助成対象を中学校修了前（現行は小学校修了前）までのこどもに拡大することとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、平成25年7月1日から施行し、施行の日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例によることとした。

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例要綱

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における都市公園法の一部改正に伴い、住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準、都市公園の配置及び規模の基準並びに公園施設の設置基準を定めることとした。
- 2 亀岡市暴力団排除条例の施行に伴い、公園施設の設置等の許可について、暴力団の排除規定を定めることとした。
- 3 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を設けることとした。
- 5 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

亀岡市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例要綱

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、市が管理する都市公園について移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めることとした。
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行

することとした。

亀岡市道路の構造の基準に関する
条例要綱

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における道路法の一部改正に伴い、市が管理する市道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定めることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

亀岡市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例要綱

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、市が管理する市道について移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めることとした。
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

亀岡市道路標識の寸法に関する
条例要綱

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における道路法の一部改正に伴い、市が管理する市道に設ける道路標識のうち、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法について定めることとした。
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

亀岡市準用河川に係る河川管理施設等の構造の基準に関する条例要綱

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における河川法の一部改正に伴い、市が管理する準用河川に係る河川管理施設又は同法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物のうち、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

亀岡市営住宅等の整備基準に関する条例要綱

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅及び共同施設の整備基準を定めることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

亀岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例要綱

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における公営住宅法の一部改正及び亀岡市暴力団排除条例の施行に伴い、市営住宅への入居者資格及び同居を承認する要件を定めることとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

亀岡市上下水道事業の組織等に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における水道法の一部改正及び飲用井戸等衛生対策要領の一部改正に伴い、上下水道部が分掌する事務について規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例要綱

- 1 国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間2分の1減額する現行措置に加え、その後3年間4分の1減額する措置を行うとともに、国民健康保険料の軽減判定所得の算定の特例を恒久化することとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1の改正は、平成25年4月1日から施行することとした。

条 例

亀岡市暴力団排除条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第4号

亀岡市暴力団排除条例の一部を改
正する条例

亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条
例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第32条の2」を「第32条の
3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第5号

亀岡市暴力団排除条例の施行に伴
う関係条例の整備に関する条例

（財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条
例の一部改正）

第1条 財産の交換、譲与、無償貸付等に関す
る条例（昭和39年亀岡市条例第2号）の一
部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とす
る。

第5条第2項中「第2条」を「第3条」に
改め、同条を第6条とする。

第4条中「一に」を「いずれかに」に改め、
同条第2号中「供しがたい」を「供し難い」
に改め、同条を第5条とする。

第3条中「一に」を「いずれかに」に改め、
同条を第4条とする。

第2条第1項中「一に」を「いずれかに」
に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次
の1条を加える。

（暴力団員等への財産の交換、譲与、無償
貸付等の禁止）

第2条 市長は、亀岡市暴力団排除条例（平
成24年亀岡市条例第24号）第2条第4
号に掲げる暴力団員等（以下「暴力団員
等」という。）に対し、普通財産の交換、
譲与、無償貸付等をしてはならない。

2 市長は、暴力団員等に対し、物品の交換、
譲与、無償貸付等をしてはならない。ただ
し、災害による応急救助等の用に供する場
合その他のやむを得ない場合については、
この限りでない。

（亀岡市法定外公共物管理条例の一部改正）

第2条 亀岡市法定外公共物管理条例（平成
16年亀岡市条例第28号）の一部を次のよ
うに改正する。

第4条第2号中「たい積」を「堆積」に改
める。

第5条第1項第6号中「若しくは」を「又は」に改め、同項に後段として次のように加える。

許可を受けた内容を変更しようとするときについても同様とする。

第5条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に掲げる暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に対し、前項の許可（以下「占用等の許可」という。）をしてはならない。ただし、公益上必要な施設又は日常生活等を営むために必要やむを得ないと市長が認める施設を設置する場合は、この限りでない。

第6条中「前条第1項の許可（以下「占用許可」という。）」を「占用等の許可」に改める。

第7条及び第8条中「占用許可」を「占用等の許可」に改める。

第9条第1項中「第5条」を「、第5条」に改め、同条第2項中「亀岡市道路占用料徴収条例」を「亀岡市道路の占用に関する条例」に、「亀岡市河川占用料等徴収条例」を「亀岡市河川の占用等に関する条例」に改める。

第10条中「次の」を「、次の」に改める。

第13条第1項、第14条、第15条、第16条第1項及び第2項並びに第17条第1項中「占用許可」を「占用等の許可」に改める。

第18条第3項中「さく等」を「柵等」に改める。

（亀岡市立学校施設使用条例の一部改正）

第3条 亀岡市立学校施設使用条例（平成16年亀岡市条例第6号）の一部を次のように改

正する。

第4条に次の1項を加える。

2 教育委員会は、亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に掲げる暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に対し、前項の許可をしてはならない。

第5条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第6条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号中「使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）」を「使用者」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が暴力団員等に該当し、又は該当していたことが判明したとき。

（亀岡市営小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第4条 亀岡市営小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例（昭和52年亀岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次の各号に掲げるもの」を「次の各号のいずれかに掲げる者」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者は、小集落改良住宅に入居することができないものとする。

第8条第2項中「立退く」を「立ち退く」に改める。

第10条中「一に」を「いずれかに」に、「場合」を「とき」に改め、同条第3号中「き損」を「毀損」に改め、同条に次の1号を加える。

- (6) 暴力団員であることが判明したとき
(同居者が暴力団員であることが判明したときを含む。)

第11条中「すべて」を「全て」に改める。
第12条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の申出をした者又は現に同居している者が暴力団員である場合は、同項の承認をしてはならない。

(亀岡市営特定目的住宅条例の一部改正)

第5条 亀岡市営特定目的住宅条例(昭和43年亀岡市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「できる者」の次に「であること。」を加え、同条に次の1号を加える。

- (4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない者であること。

第9条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の申出をした者又は現に同居している者が暴力団員である場合は、同項の承認をしてはならない。

(亀岡市湯の花温泉供給条例の一部改正)

第6条 亀岡市湯の花温泉供給条例(平成9年亀岡市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 市長は、亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第4号に掲げる暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)に対し、前項の許可をしてはならない。

第13条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第15条第2項中「もの」を「者」に改め、同条第3項中「き損」を「毀損」に改め、同条第4項中「市に」を「市に」に改める。

第17条第2項中「毎月」を「毎月」に改める。

第22条中「行為をした者に対しては」を「ときは」に改め、同条中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、第1号として次の1号を加える。

- (1) 受給者が暴力団員等に該当することが判明したとき。

(亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、たい積行為及び切土の規制に関する条例の一部改正)

第7条 亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、たい積行為及び切土の規制に関する条例(平成10年亀岡市条例第29号)の一部を次のように改正する。

題名中「たい積」を「堆積」に改める。

第1条並びに第2条第1号、第2号及び第4号中「たい積」を「堆積」に改める。

第7条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 市長は、亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第4号に掲げる暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)に対し、前項の許可をしてはならない。

第15条第1項を次のように改める。

第15条 市長は、第6条第1項の許可を受

けた事業主等が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消すことができる。

- (1) 事業主等が暴力団員等に該当し、又は該当していたことが判明したとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。

第26条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第29条中「たい積」を「堆積」に改める。
(亀岡市下矢田みどりの郷広場条例の一部改正)

第8条 亀岡市下矢田みどりの郷広場条例(平成15年亀岡市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「申請書」の次に「及び誓約書」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第4号に掲げる暴力団員等に対し、前項の許可をしてはならない。

第4条第4号中「立入る」を「立ち入る」に改め、同条第6号中「もてあそぶ」を「遊ぶ」に改め、同条第8号中「とめおく」を「留め置く」に改める。

第5条、第6条及び第8条中「一に」を「いずれかに」に改める。

(亀岡市農業公園条例の一部改正)

第9条 亀岡市農業公園条例(平成17年亀岡市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1

項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第4号に掲げる暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)に対し、前項の許可をしてはならない。

第5条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第6条中「一に」を「いずれかに」に改め、第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、第1号として次の1号を加える。

- (1) 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が暴力団員等に該当することが判明したとき。

第7条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「みだす」を「乱す」に改める。

第8条第6号中「もて遊ぶ」を「遊ぶ」に改め、同条第7号中「はり紙」を「貼り紙」に、「はり札」を「貼り札」に改める。

第9条中「使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)」を「使用者」に改める。

第15条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

別表第1の2の表中「亀岡市道路占用料徴収条例」を「亀岡市道路の占用に関する条例」に改める。

(亀岡市道路占用料徴収条例の一部改正)

第10条 亀岡市道路占用料徴収条例(昭和31年亀岡市条例第36号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀岡市道路の占用に関する条例

第1条を次のように改める。

第1条 この条例は、市が管理する道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第3条に規定する市道(以下

「道路」という。)の占用について必要な事項を定めるものとする。

第2条中「道路占用者」を「許可を受けた者」に、「よる」を「掲げる」に改め、同条ただし書中「よりがたい」を「より難しい」に、「準じ」を「準じて」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(占用の許可)

第2条 市長は、亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第4号に掲げる暴力団員等に対し、法第32条第1項の許可(以下「許可」という。)をしてはならない。ただし、公益上必要な施設又は日常生活等を営むために必要やむを得ないと市長が認める施設を設置する場合は、この限りでない。

第4条中「占用料は、」を「前条の占用料は、毎年度当該年度分を」に、「期限」を「日」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、占用期間が1年以内のもの又は占用期間に係る占用料の額が1件2,000円以下のもは、一時に全額を納付するものとする。

第5条中「公益その他特別の理由があるときは、市長は占用料」を「市長は、公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは、占用料」に改める。

第6条中「道路占用者」を「許可を受けた者」に改める。

別表中「令第7条第2号及び第3号」を「令第7条第4号及び第5号」に、「令第7条第4号」を「令第7条第6号」に、「及び第5号」を「及び第7号」に改め、同表の備考3中「100円とし」を「、100円とし」に、「切り捨てる」を「、切り捨てる」に改める。

(亀岡市河川占用料等徴収条例の一部改正)

第11条 亀岡市河川占用料等徴収条例(平成

12年亀岡市条例第7号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀岡市河川の占用等に関する条例

第1条中「流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料(以下「占用料等」という。)の徴収」を「占用等」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

(占用等の許可)

第2条 市長は、亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第4号に掲げる暴力団員等に対し、法第24条又は第25条の許可をしてはならない。ただし、公益上必要な施設又は日常生活等を営むために必要やむを得ないと市長が認める施設を設置する場合は、この限りでない。

(占用料等の額)

第3条 法第23条から第25条までの許可を受けた者(以下「河川占用者」という。)は、別表に掲げる流水占用料、土地占用料及び土砂等採取料(以下「占用料等」という。)を納付しなければならない。ただし、別表により難しいものの占用料等の額は、別表に準じてその都度市長が定める。

第4条中「占用料等は、市長」を「前条の占用料等は、毎年度当該年度分を市長」に、「期限」を「日」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、占用期間が1年以内の流水占用料及び土地占用料は、一時に全額を納付するものとする。

第5条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「土石その他の河川産出物」を「土石等」に改める。

別表の1の流水占用料の備考3及び同表の2の土地占用料の備考4中「100円とし」を「、100円とし」に改め、同表の3の表

題中「土石採取料その他の河川産出物採取料」を「土石等採取料」に改める。

(亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例(平成20年亀岡市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第4号に掲げる暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)に対し、前項の許可をしてはならない。

第5条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

(1) 占有者が暴力団員等に該当することが判明したとき。

第6条第2項中「亀岡市道路占用料徴収条例」を「亀岡市道路の占用に関する条例」に改める。

別表第1の備考1中「日割計算」を「日割計算」に改める。

(亀岡市下水道条例の一部改正)

第13条 亀岡市下水道条例(昭和57年亀岡市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

第24条に次の1項を加える。

2 管理者は、亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第4号に掲げる暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)に対し、前項の許可をしてはならない。ただし、公益上必要な施設又は日常生活等を営むために必要やむを得ないと

管理者が認める施設を設置する場合は、この限りでない。

第25条中「附随」を「付随」に改める。

第27条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 管理者は、暴力団員等に対し、前項の許可をしてはならない。ただし、公益上必要な施設又は日常生活等を営むために必要やむを得ないと管理者が認める施設を設置する場合は、この限りでない。

第28条第2項中「亀岡市道路占用料徴収条例」を「亀岡市道路の占用に関する条例」に、「第2条」を「第3条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 市長は、施行日前に第2条による改正前の亀岡市法定外公共物管理条例第5条第1項の規定による許可を受けた者が、第2条による改正後の亀岡市法定外公共物管理条例第5条第2項の暴力団員等に該当するときは、第2条による改正後の亀岡市法定外公共物管理条例第17条第1項に規定する処分をし、又は措置を命じることができる。

3 市長は、施行日前に第8条による改正前の亀岡市下矢田みどりの郷広場条例第3条第1項の規定による許可を受けた者が、第8条による改正後の亀岡市下矢田みどりの郷広場条例第3条第2項の暴力団員等に該当するときは、第8条による改正後の亀岡市下矢田みどりの郷広場条例第6条第1項に規定する処分をし、又は措置を命じることができる。

(亀岡市庁舎使用料条例の一部改正)

4 亀岡市庁舎使用料条例(平成2年亀岡市条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「亀岡市道路占用料徴収条例」を「亀岡市道路の占用に関する条例」に改める。

「揭示済」

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第6号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和30年亀岡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第7条第5項ただし書中「計算と」を「計算の基礎と」に改める。

第9条の見出し中「予言」を「予告」に改める。

第10条第7項第2号中「特別受給資格者」を「特例受給資格者」に改め、同条第11項第4号中「もの」を「者」に改める。

第19条第6項中「第12条」を「第16条」に改める。

附則第3項中「20年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退

職した者」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。

附則第4項中「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第16条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)を除く。)」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和49年亀岡市条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第4条若しくは第5条」を「第3条から第5条まで」に改め、「20年以上」及び「、新条例第3条から第5条の3まで及び条例第38号附則第6項の規定にかかわらず」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改める。

附則第5項中「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)」を削り、「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「、新条例第3条第1項及び第5条の2並びに条例第38号附則第6項の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」

に改める。

附則第6項中「、新条例第5条から第5条の3まで及び条例第38号附則第6項の規定にかかわらず」を削る。

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年亀岡市条例第46号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「44年」を「42年」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年亀岡市条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「退職手当の額が」を「額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第3項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の87)を乗じて得た額が」に改め、「附則第8条の規定による改正後の」及び「附則第9条の規定による改正後の」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から

施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下この条において「新退職手当条例」という。)附則第3項(新退職手当条例附則第5項及び第3条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例附則第4項においてその例による場合を含む。)及び第4項の規定の適用については、新退職手当条例附則第3項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

第3条 第2条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第4項(同条例附則第6項においてその例による場合を含む。)及び第5項の規定の適用については、同条例附則第4項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

第4条 第4条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第2条第1項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、
「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。

「揭示済」

亀岡市立文化センター条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第7号

亀岡市立文化センター条例の一部
を改正する条例

亀岡市立文化センター条例（平成14年亀岡
市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表1の項中「亀岡市立天川文化セン
ター」を「亀岡市立人権福祉センター」に、
「天川本山22番地」を「佐伯琴敷78番地の
1」に改める。

第4条及び第5条第1項中「一に」を「い
ずれかに」に改める。

第9条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行す
る。

「揭示済」

地域社会における共生の実現に向けて新たな
障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整
備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第8号

地域社会における共生の実現に向
けて新たな障害保健福祉施策を講
ずるための関係法律の整備に関す
る法律等の施行に伴う関係条例の
整理に関する条例

（議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補
償等に関する条例の一部改正）

第1条 議会の議員及び非常勤の職員の公務災
害補償等に関する条例（昭和42年亀岡市条
例第35号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「障害者自立支援
法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総
合的に支援するための法律」に、「第5条第
12項」を「第5条第11項」に改める。

（亀岡市障害者介護給付費等支給認定審査会
の委員の定数等を定める条例の一部改正）

第2条 亀岡市障害者介護給付費等支給認定審
査会の委員の定数等を定める条例（平成18
年亀岡市条例第9号）の一部を次のように改
正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者
の日常生活及び社会生活を総合的に支援する
ための法律」に改める。

（亀岡市国民健康保険条例の一部改正）

第3条 亀岡市国民健康保険条例（昭和34年
亀岡市条例第7号）の一部を次のように改正
する。

第6条の2第1項第1号中「障害者自立支
援法（平成17年法律第123号）」を「障
害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援
するための法律（平成17年法律第123号。
以下「障害者総合支援法」という。）」に、
「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日

常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、同条第2項及び第3項中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

(亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第4条 亀岡市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年亀岡市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第4条の改正規定(「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。)は、平成26年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第9号

亀岡市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

亀岡市子ども医療費助成条例(平成5年亀岡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「規定する保険医療機関等」の次に「及び同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者」を加える。

第3条第1項中「国民健康保険法」の次に「(昭和32年法律第192号)」を加え、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第5条第2項中「12歳」を「15歳」に改める。

第6条中「、氏名」を「若しくは氏名」に、「及び」を「又は」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第10号

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例

亀岡市都市公園条例（昭和44年亀岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1条―第3条の2」を「第1条・第2条」に、

「第2章 公園の管理（第4条―第9条）」を「第2章 公園の設置（第3条―第3条の6）」

第3章 公園の管理（第4条―第9条）」に、「第2章の2」を「第4章」に、「第3章」を「第5章」に、「第4章」を「第6章」に、「第5章」を「第7章」に改める。

第1条中「及び法に基づく命令」を「、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）及び都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）」に改める。

第17条第4項中「第3条の2」を「第3条の6」に改める。

第4章を第6章に改める。

第11条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第3章を第5章に、第2章の2を第4章に改める。

第4条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に掲げる暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に対し、前項の許可をしてはならない。

第5条中「又は第3項」を「又は第4項」に改める。

第6条ただし書中「第3項の」を「第4項の」に改め、同条第4号中「立入る」を「立ち入る」に改め、同条第6号中「もてあそぶ」を「弄ぶ」に改め、同条第7号中「はり紙」を「貼り紙」に、「はり札」を「貼り札」に改め、

同条第8号中「とめおく」を「留め置く」に改める。

第7条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第8条の見出しを「（公園施設の設置又は管理の許可）」に改め、同条中第2項を削り、同条第1項第1号中コをシとし、ケの次に次のように加える。

コ 施設の管理者を別に定めるときは、その氏名、住所及び職業

サ 公園施設を設けようとする者及び施設の管理者の暴力団員等の該当の有無

第8条第1項第2号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 公園施設を管理しようとする者の暴力団員等の該当の有無

第8条第1項第3号に次のように加える。

ウ 第1号サ又は前号オに掲げる事項

第8条中第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市長は、暴力団員等に対し、法第5条第1項の許可をしてはならない。

第8条の次に次の1条を加える。

（公園の占用の許可）

第8条の2 市長は、暴力団員等に対して、法第6条第1項の許可（有料公園施設の使用の許可に付随して占有をしようとする場合の許可を除く。）をしてはならない。ただし、公益上必要な施設又は日常生活等を営むために必要やむを得ないと市長が認める施設を設置する場合は、この限りでない。

2 法第6条第2項の規定により条例で定める事項は、次の各号に掲げるもの（有料公園施設の使用の許可に付随して占有をしようとする場合は、第5号に掲げるものを除く。）とする。

- (1) 申請者の住所、氏名及び職業
- (2) 占有物件の管理方法
- (3) 工事の実施方法

- (4) 工事の着手及び完了の時期
 - (5) 公園の復旧方法
 - (6) 占用しようとする者の暴力団員等の該当の有無
 - (7) その他市長が定める事項
- 第9条中「一に」を「いずれかに」に改める。
 第3条の2第2項第1号中「その翌日」を「、その翌日」に改め、同条を第3条の6とする。

第3条の見出しを「（設置、区域の変更及び廃止）」に改め、同条第1項中「亀岡市」を「市」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、公園を設置し、その区域を変更し、又は廃止するときは、当該公園の名称、位置及び区域その他必要な事項を公告しなければならない。

第3条を第3条の5とし、第2条の次に次の章名及び4条を加える。

第2章 公園の設置

（住民1人当たりの公園の敷地面積の標準）

第3条 市の区域内の公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地の公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

（公園の配置及び規模の基準）

第3条の2 次に掲げる公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて市における公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供す

ることを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

- (4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園、主として運動の用に供することを目的とする公園及び市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

- (5) 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園等前各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

（公園施設の設置基準）

第3条の3 一の公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積の総計の当該公園の敷地面積に対する割合は、100分の

2を超えてはならない。ただし、次条各号で定める特別の場合においては、当該各号で定める範囲内でこれを超えることができる。

(公園施設の設置基準の特別の場合)

第3条の4 前条ただし書の特別の場合、次に掲げる場合とする。

(1) 令第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設又は同条第8項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設を設ける場合、当該建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(2) 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のアからウまでのいずれかに該当する建築物を設ける場合、当該建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして国土交通省令で定める建築物

イ 景観法（平成16年法律第110号）の規定により景観重要建造物として指定された建築物

ウ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物

(3) 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるものを設ける場合、当該建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前2号の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(4) 仮設公園施設（3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前3号に規定する建築物を除く。）を設ける場合、当該建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前3号の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 市長は、施行日前に改正前の亀岡市都市公園条例第4条第1項の規定による許可を受けた者が、改正後の亀岡市都市公園条例第4条第2項の暴力団員等に該当するときは、改正後の亀岡市都市公園条例第9条第1項に規定する処分をし、又は措置を命じることができる。

「揭示済」

亀岡市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第11号

亀岡市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第13条第1項の規定により、市が管理する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法第2条に定めるところによる。

(一時使用目的の特定公園施設)

第3条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができる。

(園路及び広場)

第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、

90センチメートル以上とすることができる。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ オに掲げる場合を除き、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が通過する際に支障となる段がないこと。

オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。

(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

- オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
- カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- キ 通路に排水施設で溝蓋が必要であるものを設ける場合には、当該溝蓋は、車椅子のキャスター及びつえが落ち込むことがないよう配慮した構造とすること。
- (3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 手すりが両側に設けられていること。
ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。
- カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。
- (5) 傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲

- げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。
- イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。
- ウ 横断勾配は、設けないこと。
- エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。
- カ 手すりが両側に設けられていること。
ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- ク 傾斜路の勾配部分は、その接続する通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別することができるものとすること。
- ケ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。
- (6) 高齢者、障害者等が転落をするおそれのある場所には、柵、令第12条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
- (7) 次条から第12条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上

及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

（屋根付広場）

第5条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

（休憩所及び管理事務所）

第6条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

(3) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第9条第2項、第10条及び第11条の基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

（野外劇場及び野外音楽堂）

第7条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、第5条第1号の基準に適合するものであること。

(2) 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合する

ものであること。

- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。
- イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
- オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
- カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- キ 高齢者、障害者等が転落をするおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
- (3) 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合、当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は、当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。
- (4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第9条第

2項、第10条及び第11条の基準に適合するものであること。

- 2 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (1) 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上とすること。
- (2) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。
- (3) 車椅子使用者が転落をするおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。
- 3 前2項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

（駐車場）

第8条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合、当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は、当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

- 2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (1) 幅は、350センチメートル以上とすること。
- (2) 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。
- (3) 車椅子使用者用駐車施設と駐車場の出入

口との間の経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

3 前項第3号の経路を構成する通路のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 幅は、120センチメートル以上とすること。
- (2) 第4条第2号イからキまでに掲げるものとする。
- (3) 傾斜路を併設する場合には、当該傾斜路は、第4条第5号アからケまでに掲げるものとする。

(便所)

第9条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (2) 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。
- (3) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

- (1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
- (2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第10条 前条第2項第1号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するもので

なければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、80センチメートル以上とすること。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(ウ) 戸は、引き戸（構造上やむを得ない場合は、外開き戸）とすること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(3) 洗面器又は手洗器のうち1以上は、レバー式、光感知式その他の操作が容易な方式による水栓を設けること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

(3) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

3 第1項第1号ア及びオ並びに第2号の規定は、前項の便房について準用する。

第11条 前条第1項第1号アからウまで及びオ、第2号並びに第3号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第9条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。
(水飲場及び手洗場)

第12条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。
(掲示板及び標識)

第13条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
- (2) 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

第14条 第4条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第4条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行す

る。

「掲示済」

亀岡市道路の構造の基準に関する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第12号

亀岡市道路の構造の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）第30条第3項の規定に基づき、市が管理する市道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。
(車線等)

第3条 車道（副道、停車帯その他令第5条第1項の国土交通省令で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。

2 車線の数及び車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員の基準は、規則で定める。

(車線の分離等)

第4条 第1種又は第2種の道路（対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。）の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数が4以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。

2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数（登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。）が3以下である第1種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。

3 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

4 前項の中央帯の幅員の基準は、規則で定める。

5 中央帯には、側帯を設けるものとする。

6 前項の側帯の幅員の基準は、規則で定める。

7 中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

8 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

9 同方向の車線の数1である第1種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。

（副道）

第5条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員の基準は、規則で定める。

（路肩）

第6条 道路には、車道に接続して、路肩を設

けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員の基準は、規則で定める。

3 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、第1項の規定にかかわらず、車道に接続する路肩を設けないことができる。

4 第1種又は第2種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。

5 前項の側帯の幅員の基準は、規則で定める。

6 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。

（停車帯）

第7条 第4種（第4級を除く。）の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2 停車帯の幅員の基準は、規則で定める。

（自転車道）

第8条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

4 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

5 前2項に定めるもののほか、自転車道の幅員の基準は、規則で定める。

(自転車歩行者道)

第9条 自動車の交通が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通が多い道路にあつては4メートル以上、その他の道路にあつては3メートル以上となるように定めるものとする。

3 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩道)

第10条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第3種又は第4種第4級の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上となるように定めるものとする。ただし、歩行者の交通量が特に少ない区間において、柵の設置等歩行者の安全のために必要な措置を講じる場合においては、この限りでない。

4 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩行者の滞留の用に供する部分)

第11条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員)

第12条 積雪地域に存する道路の中央帯、路肩、自転車歩行者道及び歩道の幅員は、除雪を勘案して定めるものとする。

(植樹帯)

第13条 第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員の基準は、規則で定める。

3 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

第14条 道路の設計速度の基準は、規則で定める。

(車道の屈曲部)

第15条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間(車両の走行を円

滑にするために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。)又は第33条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第16条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分(以下「車道の曲線部」という。)の中心線の曲線半径(以下「曲線半径」という。)の基準は、規則で定める。

(曲線部の片勾配)

第17条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、規則で定める値の片勾配を付するものとする。ただし、第4種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

(曲線部の車線等の拡幅)

第18条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線(車線を有しない道路にあっては、車道)を適切に拡幅するものとする。ただし、第2種及び第4種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(緩和区間)

第19条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第4種の道路の車道の屈曲部にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすり付けをするものとする。

3 緩和区間の長さの基準は、規則で定める。

(視距等)

第20条 視距の基準は、規則で定める。

2 車線の数が2である道路(対向車線を設けない道路を除く。)においては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

(縦断勾配)

第21条 車道の縦断勾配の基準は、規則で定める。

(登坂車線)

第22条 普通道路の縦断勾配が5パーセント(普通道路で設計速度が1時間につき100キロメートル以上であるものにあつては、3パーセント)を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員の基準は、規則で定める。

(縦断曲線)

第23条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径及び長さの基準は、規則で定める。

(舗装)

第24条 車道、中央帯(分離帯を除く。)、車道に接続する路肩、自転車道等(自転車道又は自転車歩行者道をいう。以下同じ。)及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして令第23条第2項の国土交通省令で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3 道路(トンネルを除く。)の舗装は、当該

道路の存する地域、沿道の土地利用及び交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(横断勾配)

第25条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、規則で定める値を標準として横断勾配を付するものとする。

2 歩道又は自転車道等には、規則で定める値を標準として横断勾配を付するものとする。

3 前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあつては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

(合成勾配)

第26条 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。）の基準は、規則で定める。

(排水施設)

第27条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

第28条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交会させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合における当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員の基準は、規則で定める。

4 屈折車線及び変速車線の幅員の基準は、規則で定める。

5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすり付けをするものとする。

(立体交差)

第29条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不相当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。

4 連結路については、第3条から第6条まで、第14条、第16条、第17条、第19条から第21条まで、第23条及び第26条の規定は、適用しない。

(鉄道との平面交差)

第30条 道路が鉄道と同一平面で交差する場合におけるその交差する道路の構造の基準は、規則で定める。

(待避所)

第31条 第3種第5級の道路には、規則で定めるところにより、待避所を設けるものとする。

(交通安全施設)

第32条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これ

らに類する施設で令第31条の国土交通省令で定めるものを設けるものとする。

(凸部、^ま狭窄部等)

第33条 第4種第4級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に^ま狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所に設ける交通島)

第34条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第35条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設で令第32条の国土交通省令で定めるものを設けるものとする。

(防雪施設その他の防護施設)

第36条 雪崩、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設その他これらに類する施設で令第33条の国土交通省令で定めるものを設けるものとする。

2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第37条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保

するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第38条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準じる構造とするものとする。

(附帯工事等の特例)

第39条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第3条から前条まで(第6条、第14条、第15条、第25条、第27条、第32条及び第36条を除く。)の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき、これらの規定による基準によらないことができる。

(小区間改築の場合の特例)

第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合

(次項に規定する改築を行う場合を除く。)

において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第4項から第6項まで、第5条、第7条、第8条第5項、第9条第2項、第10条第3項、第13条第2項、第16条から第23条まで、第24条第3項及び第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障があ

る小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第3条、第4条第4項から第6項まで、第5条、第6条第3項、第7条、第8条第5項、第9条第2項、第10条第3項、第13条第2項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項、次条第1項及び第3項並びに第42条第2項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第41条 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、規則で定める値以上の幅員の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の幅員の基準は、規則で定める。

4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第39条まで(自転車歩行者専用道路にあつては、第11条を除く。)及び前条第1項の規定は、適用しない。
(歩行者専用道路)

第42条 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、歩行者専用道路の幅員の基準は、規則で定める。

3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

4 歩行者専用道路については、第3条から第10条まで、第12条から第39条まで及び第40条第1項の規定は、適用しない。

(委任)

第43条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の道路については、この条例の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対しては、当該規定は適用しない。

「揭示済」

亀岡市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第13号

亀岡市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 歩道等（第3条―第10条）
- 第3章 立体横断施設（第11条）
- 第4章 乗合自動車停留所（第12条・第13条）
- 第5章 自動車駐車場（第14条―第20条）
- 第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第21条―第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第10条第1項の規定により、市が管理する市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法第2条、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条（第4号に限る。）及び道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施

設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は除雪のために必要な幅員を除いた幅員をいう。

- (2) 車両乗入れ部 車両の沿道への出入りの用に供される歩道又は自転車歩行者道の部分をいう。

- (3) 視覚障害者誘導用ブロック 視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。

第2章 歩道等

（歩道）

第3条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

（有効幅員）

第4条 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、歩道等の有効幅員の基準は、規則で定める。

（舗装）

第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

（勾配）

第6条 歩道等の縦断勾配及び横断勾配の基準は、規則で定める。

（歩道等と車道等の分離等）

第7条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道

等」という。)又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等(車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。)に設ける縁石の車道等に対する高さは、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 前項に定めるもののほか、同項の高さの基準は、規則で定める。

4 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

(高さ)

第8条 歩道等(縁石を除く。)の車道等に対する高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、同項の高さの基準は、規則で定める。

(横断歩道に接続する歩道等の部分)

第9条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとする。

2 前項に定めるもののほか、同項の縁端と車道等の部分との段差の基準は、規則で定める。

3 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者が円滑に転回することができる構造とするものとする。

(排水施設の溝蓋)

第10条 歩道等に排水施設で溝蓋が必要であるものを設ける場合においては、当該溝蓋は、車椅子のキャスター及びつえが落ち込むことがないように配慮した構造とするものとする。

第3章 立体横断施設

(立体横断施設)

第11条 道路には、高齢者、障害者等の移動

等円滑化のために必要であると認められる箇所、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設(以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。)を設けるものとする。

2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

4 前2項の規定により設ける設備の基準その他移動等円滑化された立体横断施設の設置に関し必要な基準は、規則で定める。

第4章 乗合自動車停留所

(高さ)

第12条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さの基準は、規則で定める。

(ベンチ及び上屋)

第13条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第5章 自動車駐車場

(障害者用駐車施設)

第14条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用することができる駐車のために供する部分(以下「障害者用駐車施設」という。)を設けるものとする。

2 前項の規定により設ける障害者用駐車施設の基準は、規則で定める。

(障害者用停車施設)

第15条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける階には、障害者が円滑に利用することができる停車の用に供する部分（以下「障害者用停車施設」という。）を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 前項の規定により設ける障害者用停車施設の基準は、規則で定める。

(出入口)

第16条 自動車駐車場の歩行者の出入口の基準は、規則で定める。

(通路)

第17条 障害者用駐車施設に通じる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路の基準は、規則で定める。

(エレベーター等)

第18条 自動車駐車場外に通じる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2 前項の規定により設ける設備の基準その他自動車駐車場外に通じる歩行者の出入口がない階を有する自動車駐車場の設置に関し必要な基準は、規則で定める。

(屋根)

第19条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第17条に規定する通路（規則で定める通路に限る。）には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第20条 障害者用駐車施設を設ける階に便所

を設ける場合における当該便所の基準は、規則で定める。

第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第21条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第22条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別することができる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第23条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第24条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(防雪施設)

第25条 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市道路標識の寸法に関する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第14号

亀岡市道路標識の寸法に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）第45条第3項の規定により、市が管理する市道に設ける道路標識のうち、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）の寸法を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。（本標識板の寸法）

第3条 第1条の案内標識及び警戒標識（以下「本標識」という。）の寸法は、令別表第2で寸法を図示するものについては、同表の図示（以下単に「図示」という。）の寸法（その単位は、センチメートルとする。以下同じ。）を基準とするほか、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 道路法第48条の4に規定する自動車専用道路（当該自動車専用道路と同法第48条の3に規定する道路等との交差の方式が立体交差であるものに限る。以下「自動車専用道路」という。）に設置する案内標識で、地名が表示されているものについては、地名を表示する文字の字数の多少により図示の横寸法を拡大し、又は縮小することができる。
- (2) 自動車専用道路に設置する案内標識については、図示の寸法の3倍まで拡大するこ

とができる。

- (3) 自動車専用道路に設置する警戒標識については、設計速度が60キロメートル毎時以上の自動車専用道路に設置する場合にあっては図示の寸法の2倍まで、設計速度が100キロメートル毎時以上の自動車専用道路に設置する場合にあっては図示の寸法の2.5倍までそれぞれ拡大することができる。
- (4) 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。
- (5) 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路」及び「まわり道(120-A)」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法(前号に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあつては、当該拡大後の図示の寸法)の1.3倍、1.6倍又は2倍にそれぞれ拡大することができる。
- (6) 自動車専用道路以外の道路に設置する「登坂車線」及び「道路の通称名」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法(次号に規定するところにより図示の横寸法又は縦寸法を拡大する場合にあつては、当該拡大後の寸法)の1.5倍又は2倍にそれぞれ拡大することができる。
- (7) 自動車専用道路以外の道路に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法(「道路の通称名(119-C)」

を表示するものについては、縦寸法)を拡大することができる。

(本標識板の文字等の大きさ)

第4条 本標識板の文字(数字を含む。第1号を除き、以下同じ。)及び記号の大きさは、令別表第2で文字及び記号の大きさを図示するものについては、同表の図示の寸法を基準とするほか、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 自動車専用道路以外の道路に設置する「市町村」、「都府県」、「方面、方向及び距離」、「方面及び距離」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「著名地点(114-A)」、「主要地点」及び「乗合自動車停留所」を表示する案内標識の文字の大きさは、次の表の左欄に掲げる道路の設計速度の区分に応じ、同表の右欄に掲げる値(ローマ字にあつては、その2分の1の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍にそれぞれ拡大することができる。

設計速度 (単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ (単位 センチメートル)
70以上	30
40、50又は60	20
30以下	10

- (2) 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、前号の規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。
- (3) 「著名地点(114-B)」を表示する案内標識の文字の大きさは、10センチメートルを標準とする。
- (4) 「市町村」、「都府県」並びに「方面、

方向及び距離」、「方面及び距離」、「方面及び車線」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」及び「著名地点」を表示する案内標識に、それぞれ市町村章、府県章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。

- (5) 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとする。

(本標識板の縁等の太さ)

第5条 本標識板の縁、縁線及び区分線の太さは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次の各号に定める寸法を基準とする。

- (1) 案内標識（自動車専用道路以外の道路に設置するものに限る。次号において同じ。）の縁は、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道（120-B）」を表示するものについては9ミリメートル、「総重量限度緩和指定道路」及び「高さ限度緩和指定道路」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては10ミリメートル、「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。
- (2) 案内標識の縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。
- (3) 警戒標識の縁及び縁線は、12ミリメートルとする。

(補助標識板の寸法)

第6条 補助標識板の寸法は、図示の寸法を基

準とするほか、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市準用河川に係る河川管理施設等の構造の基準に関する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第15号

亀岡市準用河川に係る河川管理施設等の構造の基準に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 堤防（第3条―第15条）
- 第3章 床止め（第16条―第19条）
- 第4章 堰（第20条―第29条）
- 第5章 水門及び樋門（第30条―第37条）
- 第6章 橋（第38条―第45条）
- 第7章 伏せ越し（第46条―第50条）
- 第8章 雑則（第51条―第54条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第100条第1項において準用する法第13条第2項の規定に基づき、市が管理する準用河川（法第100条第1項に規定する準用河川をいう。以下単に「河川」という。）に係る河川管理施設又は法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物（以下「許可工作物」という。）のうち、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

第2章 堤防

(適用の範囲)

第3条 この章の規定は、流水が河川外に流出することを防止するために設ける堤防について適用する。

(構造の原則)

第4条 堤防は、護岸、水制その他これらに類する施設と一体として、計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造とするものとする。

(材質及び構造)

第5条 堤防は、盛土により築造するものとする。ただし、土地利用の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、その全部若しくは主要な部分がコ

ンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものとし、又はコンクリート構造若しくはこれに準ずる構造の胸壁を有するものとすることができる。

(高さ)

第6条 堤防の高さは、計画高水位に0.6メートルを加えた値以上とするものとする。ただし、堤防に隣接する堤内の土地の地盤高（以下「堤内地盤高」という。）が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあつては、この限りでない。

2 胸壁を有する堤防の胸壁を除いた部分の高さは、計画高水位以上とするものとする。

(天端幅)

第7条 堤防の天端幅は、堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満である区間を除き、3メートル以上とするものとする。

(盛土による堤防の法勾配等)

第8条 盛土による堤防（胸壁の部分及び護岸で保護される部分を除く。次項において同じ。）の法勾配は、堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満である区間を除き、50パーセント以下とするものとする。

2 盛土による堤防の法面は、芝等によって覆うものとする。

(小段)

第9条 堤防の安定を図るため必要がある場合においては、その中腹に小段を設けるものとする。

(護岸)

第10条 流水的作用から堤防を保護するため必要がある場合においては、堤防の表法面又は表小段に護岸を設けるものとする。

(水制)

第11条 流水的作用から堤防を保護するため、流水の方向を規制し、又は水勢を緩和する必要がある場合においては、適当な箇所に水制

を設けるものとする。

(管理用通路)

第12条 堤防には、河川の管理のための通路(以下「管理用通路」という。)を設けるものとする。

(背水区間の堤防の高さ及び天端幅の特例)

第13条 甲河川と乙河川が合流することにより乙河川に背水が生ずることとなる場合においては、合流箇所より上流の乙河川の堤防の高さは、第6条第1項の規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の高さを下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間及び逆流を防止する施設によって背水が生じないようにすることができる区間にあっては、この限りでない。

2 前項本文の規定により乙河川の堤防の高さが定められる場合においては、その高さとして乙河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、0.6メートルを加えた高さとの一致する地点から当該合流箇所までの乙河川の区間(以下「背水区間」という。)の堤防の天端幅は、第7条の規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の天端幅を下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあっては、この限りでない。

(天端幅の規定の適用除外等)

第14条 その全部又は主要な部分がコンクリート、鋼矢板又はこれらに準ずるものによる構造の堤防については、第7条及び前条第2項の規定は、適用しない。

2 胸壁を有する堤防に関する第7条及び前条第2項の規定の適用については、胸壁を除いた部分の上面における堤防の幅から胸壁の直立部分の幅を減じたものを堤防の天端幅とみ

なす。

(連続しない工期を定めて段階的に築造される堤防の特例)

第15条 堤防の地盤の地質、対岸の状況、上流及び下流における河岸及び堤防の高さその他の特別の事情により、連続しない工期を定めて段階的に堤防を築造する場合においては、それぞれの段階における堤防について、計画堤防の高さと当該段階における堤防の高さとの差に相当する値を計画高水位から減じた値の水位を計画高水位とみなして、この章(第13条及び前条を除く。)の規定を準用する。

第3章 床止め

(構造の原則)

第16条 床止めは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 床止めは、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

(護床工及び高水敷保護工)

第17条 床止めを設ける場合において、これに接続する河床又は高水敷の洗掘を防止するため必要があるときは、適当な護床工又は高水敷保護工を設けるものとする。

(護岸)

第18条 床止めを設ける場合においては、流水の変化に伴う河岸又は堤防の洗掘を防止するため、護岸を設けるものとする。

(魚道)

第19条 床止めを設ける場合において、魚類の遡上等を妨げないようにするため必要があるときは、魚道を設けるものとする。

第4章 堰^{せき}

(構造の原則)

第20条 堰は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 堰は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに堰に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(流下断面との関係)

第21条 可動堰の可動部（流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱に限る。次条及び第23条において同じ。）以外の部分（堰柱を除く。）及び固定堰は、流下断面（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面を含む。以下この条及び第39条第1項において同じ。）内に設けてはならない。ただし、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるとき、及び河床の状況により流下断面内に設けることがやむを得ないと認められる場合において、治水上の機能の確保のため適切と認められる措置を講ずるときは、この限りでない。

(可動堰の可動部の径間長)

第22条 可動堰の可動部の径間長（隣り合う堰柱の中心線間の距離をいう。以下この章において同じ。）は、15メートル以上（可動部の全長（両端の堰柱の中心線間の距離をいう。次項において同じ。）が、15メートル未満である場合には、その全長の値）とするものとする。ただし、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

2 前項に該当する場合において、可動堰の可動部の全長が30メートル未満であるときは、前項の規定にかかわらず、可動部の径間長を12.5メートル以上とすることができる。

3 可動堰の可動部が起伏式である場合においては、可動部の径間長を前各項の規定によらないものとすることができる。

(可動堰の可動部の径間長の特例)

第23条 可動堰の可動部の一部を土砂吐き等の効用を兼ねるものとする場合においては、前条第1項の規定にかかわらず、当該部分の径間長は、12.5メートル以上とすることができる。この場合においては、可動部の径間長の平均値は、同条第2項に該当する可動堰の可動部を除き、15メートル以上でなければならない。

2 前項の規定によれば可動堰の可動部のうち土砂吐き等としての効用を兼ねる部分以外の部分の径間長が著しく大となり、当該部分のゲートの構造上適当でなく、かつ、治水上の支障がないと認められる場合においては、可動部の径間長を同項後段の規定によらないものとすることができる。

(可動堰の可動部のゲートの構造)

第24条 可動堰の可動部のゲートの構造については、令第10条第1項から第3項まで、第11条及び第12条の規定を準用する。

(可動堰の可動部のゲートの高さ)

第25条 可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、計画高水位に0.6メートルを加えた値以上で、当該地点における河川の両岸の堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の表法肩を結ぶ線の高さを下回らないものとするものとする。

2 可動堰の可動部の起伏式ゲートの倒伏時における上端の高さは、可動堰の基礎部（床版を含む。）の高さ以下とするものとする。

(可動堰の可動部の引上げ式ゲートの高さの特例)

第26条 背水区間に設ける可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、治水上の支障がないと認められるときは、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる高さのうちいずれか高い方の高さ以上とすることができる。

(1) 当該河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、0.6メートルを加えた高さ

(2) 計画高水位

2 地盤沈下のおそれがある地域に設ける可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、前条第1項及び前項の規定によるほか、予測される地盤沈下及び河川の状況を勘案して必要と認められる高さを下回らないものとする。

(管理施設)

第27条 可動堰には、必要に応じ、管理橋その他の適当な管理施設を設けるものとする。

(護床工等)

第28条 第17条から第19条までの規定は、堰を設ける場合について準用する。

(洪水を分流させる堰に関する特例)

第29条 第21条及び第25条の規定は、洪水を分流させる堰については、適用しない。

第5章 水門及び樋門

(構造の原則)

第30条 水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに水門又は樋門に接続する河床及び高水敷の

洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(構造)

第31条 水門及び樋門(ゲート及び管理施設を除く。)は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

2 樋門は、堆積土砂等の排除に支障のない構造とするものとする。

(断面形)

第32条 河川を横断して設ける水門及び樋門の流水を流下させる部分の断面形は、計画高水流量を勘案して定めるものとする。

2 前項の規定は、河川以外の水路が河川に合流する箇所において当該水路を横断して設ける水門及び樋門について準用する。

(河川を横断して設ける水門の径間長等)

第33条 第21条から第23条まで(第22条第3項を除く。)の規定は、河川を横断して設ける水門について準用する。この場合において、第21条中「可動堰の可動部(流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱に限る。次条及び第23条において同じ。)

以外の部分(堰柱を除く。)及び固定堰」とあるのは、「水門のうち流水を流下させるためのゲート及び門柱以外の部分」と、第22条及び第23条中「可動堰の可動部」とあり、及び「可動部」とあるのは、「水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱の部分」と、第22条第1項中「堰柱」とあるのは、「門柱」と読み替えるものとする。

2 河川を横断して設ける樋門で2門以上のゲートを有するものの内法幅は、5メートル以上とするものとする。ただし、内法幅が内法高の2倍以上となるときは、この限りでない。

(ゲート等の構造)

第34条 水門及び樋門のゲートは、確実に開

閉し、かつ、必要な水密性を有する構造とするものとする。

2 水門及び樋門のゲートは、鋼構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

3 水門及び樋門のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

(水門のゲートの高さ等)

第35条 水門のカーテンウォールの上端の高さ又はカーテンウォールを有しない水門のゲートの閉鎖時における上端の高さは、水門に接続する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さを下回らないものとするものとする。

2 第25条第1項の規定は、河川を横断して設ける水門（流水を分流させる水門を除く。）のカーテンウォール及びゲートの高さについて、第26条の規定は、河川を横断して設ける水門のカーテンウォール及びゲートの高さについて準用する。この場合において、これらの規定中「可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「水門のカーテンウォールの下端の高さ及び水門の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」と読み替えるものとする。

(管理施設等)

第36条 第27条の規定は、水門及び樋門について準用する。

2 水門は、管理用通路としての効用を兼ねる構造とするものとする。

(護床工等)

第37条 第17条及び第18条の規定は、水門又は樋門を設ける場合について準用する。

第6章 橋

(河川区域内に設ける橋台及び橋脚の構造の原則)

第38条 河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに橋台又は橋脚に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(橋台)

第39条 河岸又は背水区間に係る堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防。以下この条において同じ。）に設ける橋台は、流下断面内に設けてはならない。ただし、山間狭部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

2 堤防に設ける橋台（前項の橋台に該当するものを除く。）は、堤防の表法肩より表側の部分に設けてはならない。

3 堤防に設ける橋台の表側の面は、堤防の法線に平行して設けるものとする。ただし、堤防の構造に著しい支障を及ぼさないために必要な措置を講ずるときは、この限りでない。

4 堤防に設ける橋台の底面は、堤防の地盤に定着させるものとする。

(橋脚)

第40条 河道内に設ける橋脚（基礎部（底版を含む。次項において同じ。）その他流水が作用するおそれがない部分を除く。以下この項において同じ。）の水平断面は、できるだけ細長い楕円形その他これに類する形状のものとし、かつ、その長径（これに相当するものを含む。）の方向は、洪水が流下する方向

と同一とするものとする。ただし、橋脚の水平断面が極めて小さいとき、橋脚に作用する洪水が流下する方向と直角の方向の荷重が極めて大きい場合であって橋脚の構造上やむを得ないと認められるとき、又は洪水が流下する方向が一定でない箇所に設けるときは、橋脚の水平断面を円形その他これに類する形状のものとするすることができる。

- 2 河道内に設ける橋脚の基礎部は、低水路（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この項において同じ。）及び低水路の河岸の法肩から20メートル以内の高水敷においては、低水路の河床の表面から深さ2メートル以上の部分に、その他の高水敷においては、高水敷（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る高水敷を含む。以下この項において同じ。）の表面から深さ1メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、それぞれ低水路の河床の表面又は高水敷の表面より下の部分に設けることができる。

（径間長）

- 第41条 橋脚を河道内に設ける場合においては、当該箇所において洪水が流下する方向と直角の方向に河川を横断する垂直な平面に投影した場合における隣り合う河道内の橋脚の中心線間の距離（河岸又は堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防。以下この条において同じ。）に橋台を設ける場合においては、橋台の胸壁の表側の面から河道内の直近の橋脚の中心線までの距離を含み、河岸又は堤防に橋台を設けない場合においては、当該平面上の流下断面（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面）の上部の角から河道内の直近の

橋脚の中心線までの距離を含む。以下この条において「径間長」という。）は、山間^{まぐ}狹窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる場合を除き、次の式によって得られる値（その値が50メートルを超える場合においては、50メートル）以上とするものとする。ただし、径間長を次の式によって得られる値（以下この項及び第3項において「基準径間長」という。）以上とすればその平均値を基準径間長に5メートルを加えた値を超えるものとしなければならないときは、径間長は、基準径間長から5メートルを減じた値（30メートル未満となるときは、30メートル）以上とすることができる。

$L = 20 + 0.005Q$ （この式において、 L 及び Q は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L 径間長（単位 メートル）

Q 計画高水流量（単位 1秒間につき立方メートル）

- 2 橋（主要な公共施設に係るものを除く。）の径間長は、河川管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、12.5メートル以上とすることができる。
- 3 基準径間長が25メートルを超えることとなる場合においては、第1項の規定にかかわらず、流心部以外の部分に係る橋の径間長を25メートル以上とすることができる。この場合においては、橋の径間長の平均値は、これらの規定により定められる径間長以上としなければならない。
- 4 河道内に橋脚が設けられている橋、堰^{せき}その他の河川を横断して設けられている施設に近接して設ける橋の径間長については、これらの施設の相互の関係を考慮して治水上必要と認められる範囲内において特則を定めること

ができる。

(桁下高等)

第42条 第25条第1項及び第26条の規定は、橋の桁下高について準用する。この場合において、これらの規定中「可動堰^{せき}の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「橋の桁下高」と読み替えるものとする。

2 橋面（路面、地覆その他流水又は波浪が橋を通じて河川外に流出することを防止するための措置を講じた部分）の高さは、背水区間においても、橋が横断する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さ以上とするものとする。

(護岸等)

第43条 第17条及び第18条の規定は、橋を設ける場合について準用する。

2 前項の規定による場合のほか、橋の下の河岸又は堤防を保護するため必要があるときは、河岸又は堤防をコンクリートその他これに類するもので覆うものとする。

(管理用通路の構造の保全)

第44条 橋（取付部を含む。）は、管理用通路の構造に支障を及ぼさない構造とするものとする。

(適用除外)

第45条 第39条第1項から第3項まで、第40条、第41条及び第42条の規定は、遊水地その他これらに類するものの区域内に設ける橋及び治水上の影響が著しく小さい橋については、適用しない。

2 この章（第42条及び前条を除く。）の規定は、堰^{せき}又は水門と効用を兼ねる橋及び樋門^ひに附属して設けられる橋については、適用し

ない。

第7章 伏せ越し

(適用の範囲)

第46条 この章の規定は、用水施設又は排水施設である伏せ越しについて適用する。

(構造の原則)

第47条 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、並びに付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

(構造)

第48条 堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この項において同じ。）を横断して設ける伏せ越しにあつては、堤防の下に設ける部分とその他の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、堤防の地盤の地質、伏せ越しの深さ等を考慮して、堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 第31条の規定は、伏せ越しの構造について準用する。

(ゲート等)

第49条 伏せ越しには、流水が河川外に流出することを防止するため、河川区域内の部分の両端又はこれに代わる適当な箇所に、ゲート（バルブを含む。次項において同じ。）を設けるものとする。ただし、地形の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。

2 第24条第2項の規定は、前項のゲートの開閉装置について、第27条の規定は、伏せ越しについて準用する。

(深さ)

第50条 伏せ越しは、低水路（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この条において同じ。）及び低水路の河岸の法肩から20メートル以内の高水敷においては、低水路の河床の表面から、その他の高水敷においては、高水敷（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る高水敷を含む。以下この条において同じ。）の表面から、堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この条において同じ。）の下の部分においては、堤防の地盤面から、それぞれ深さ2メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、それぞれ低水路の河床の表面、高水敷の表面又は堤防の地盤面より下の部分に設けることができる。

第8章 雑則

（適用除外）

第51条 この条例の規定は、次に掲げる河川管理施設又は許可工作物（以下「河川管理施設等」という。）については、適用しない。

- (1) 治水上の機能を早急に向上させる必要がある小区間の河川における応急措置によって設けられる河川管理施設等
- (2) 臨時に設けられる河川管理施設等
- (3) 工事を施行するために仮に設けられる河川管理施設等
- (4) 特殊な構造の河川管理施設等で、市長がその構造が第2章から第7章までの規定によるものと同等以上の効力があると認めるもの

（計画高水流量等の決定又は変更があった場合の適用の特例）

第52条 河川管理施設等が、これに係る工事の着手（許可工作物にあつては、法第26条の許可。以下この条において同じ。）があった後における計画高水流量、計画横断形又は計画高水位（以下この条において「計画高水流量等」という。）の決定又は変更によってこの条例の規定に適合しないこととなった場合においては、当該河川管理施設等については、当該計画高水流量等の決定又は変更がなかったものとみなして当該規定を適用する。ただし、工事の着手が当該計画高水流量等の決定又は変更の後である改築（災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。）に係る河川管理施設等については、この限りでない。

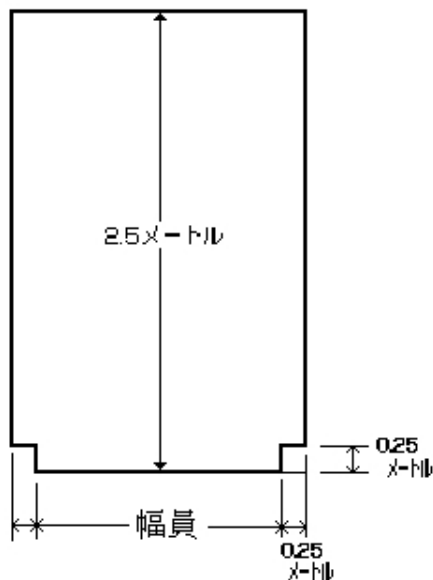
（小河川の特例）

第53条 計画高水流量が1秒間につき100立方メートル未満の小河川に設ける河川管理施設等については、河川管理上の支障があると認められる場合を除き、次の各号に定めるところによることができる。

- (1) 堤防の天端幅は、計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が0.6メートル未満である区間においては、計画高水流量に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とすること。

項	計画高水流量 (単位 1秒間につき立方メートル)	天端幅 (単位 メートル)
1	50未満	2
2	50以上100未満	2.5

- (2) 堤防の高さは、計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が0.6メートル未満である区間においては、計画高水流量が1秒間につき50立方メートル未満であり、かつ、堤防の天端幅が2.5メートル以上である場合は、計画高水位に0.3メートルを加えた値以上とすること。
- (3) 堤防に設ける管理用通路は、川幅が10メートル未満である区間においては、幅員は、2.5メートル以上とし、建築限界は、次の図に示すところによること。



- (4) 橋については、第40条第2項中「20メートル」とあるのは、「10メートル」と、「2メートル」とあるのは、「1メートル」と、「1メートル」とあるのは、「0.5メートル」と読み替えて同項の規定を適用すること。
- (5) 伏せ越しについては、第50条中「20メートル」とあるのは、「10メートル」と、「2メートル」とあるのは、「1メートル」と読み替えて同条の規定を適用すること。

(その他)

第54条 この条例の施行に関し必要な事項は、国土交通省令で定めるところによるほか、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する河川管理施設等又は現に工事中の河川管理施設等（既に法第26条の許可を受け、工事に着手するに至らない許可工作物を含む。）がこの条例の規定に適合しない場合においては、当該河川管理施設等については、当該規定は、適用しない。ただし、工事の着手（許可工作物にあつては、法第26条の許可）がこの条例の施行の後である改築（災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。）に係る河川管理施設等については、この限りでない。

「揭示済」

亀岡市営住宅等の整備基準に関する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第16号

亀岡市営住宅等の整備基準に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 敷地の基準（第6条・第7条）
- 第3章 市営住宅等の基準
 - 第1節 市営住宅の基準（第8条－第14条）
 - 第2節 共同施設の基準（第15条－第20条）
- 第4章 雑則（第21条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第5条第1項及び第2項の規定により、市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の整備基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「市営住宅」とは、亀岡市営住宅管理条例（平成9年亀岡市条例第48号）第2条第1号に規定する市営住宅をいう。

2 この条例において「共同施設」とは、亀岡市営住宅管理条例第2条第2号に規定する共同施設をいう。

（健全な地域社会の形成）

第3条 市営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備するものとする。

（良好な居住環境の確保）

第4条 市営住宅等は、安全、衛生、景観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備するものとする。

（費用の縮減への配慮）

第5条 市営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。

第2章 敷地の基準

（位置の選定）

第6条 市営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、

かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定するものとする。

(敷地の安全等)

第7条 敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講じるものとする。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設けるものとする。

第3章 市営住宅等の基準

第1節 市営住宅の基準

(住棟等の基準)

第8条 住棟その他の建築物(以下「住棟等」という。)は、敷地内及びその周辺の地域の良い居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮して配置するものとする。

2 住棟等は、気候、景観等地域の特性に配慮して整備するものとする。

(住棟の基準)

第9条 住棟は、間取り及び規模が異なる住戸を組み合わせ、多様な世帯が入居することができるよう配慮して整備するものとする。

(住宅の基準)

第10条 市営住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置を講じるものとする。

2 市営住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るためのものとして規則で定める措置を講じるものとする。

3 市営住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るためのもの

のとして規則で定める措置を講じるものとする。

4 市営住宅の構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。)及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るためのものとして規則で定める措置を講じるものとする。

5 市営住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるためのものとして規則で定める措置を講じるものとする。

(住戸の基準)

第11条 市営住宅の1戸の床面積の合計(共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。)は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線を設けるものとする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るためのものとして規則で定める措置を講じるものとする。

(住戸内の各部)

第12条 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるためのものとして規則で定める措置

を講じるものとする。

(共用部分)

第13条 市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るためのものとして規則で定める措置を講じるものとする。

(附帯施設)

第14条 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設を設けるものとする。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮するものとする。

第2節 共同施設の基準

(児童遊園)

第15条 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものとする。

(集会所)

第16条 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものとする。

(広場及び緑地)

第17条 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮するものとする。

(通路)

第18条 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものとする。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路を

設けるものとする。

(駐車場)

第19条 駐車場の整備に当たっては、敷地内の住戸数、敷地の位置、規模及び形状、住棟の配置等を踏まえ、入居者の利便及び安全が確保されるよう配慮するものとする。

(交流の促進への配慮)

第20条 児童遊園、集会所並びに広場及び緑地の整備に当たっては、入居者相互間及び入居者とその周辺の地域の住民との間の交流が促進されるよう配慮するものとする。

第4章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に存する市営住宅等又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の市営住宅等については、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第17号

亀岡市営住宅管理条例の一部を改
正する条例

亀岡市営住宅管理条例（平成9年亀岡市条例
第48号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第21条」の次に「又は福
島復興再生特別措置法（平成24年法律第25
号）第21条」を加え、同項第2号アを次の
ように改める。

ア 特に居住の安定を図る必要がある場合
として規則で定める場合

214,000円

第5条第1項第2号イ中「一に」を「いず
れかに」に、「令第6条第5項第2号に規定す
る金額」を「214,000円（当該災害発生の
日から3年を経過した後は、158,000
円）」に改め、同号ウ中「令第6条第5項第3
号に規定する金額」を「158,000円」に
改め、同項第7号中「暴力団員による不当な行
為の防止等に関する法律（平成3年法律第77
号）第2条第6号」を「亀岡市暴力団排除条例
（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第3
号」に改める。

第8条第1項及び第2項並びに第11条第2
項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第12条第1項中「、公営住宅法施行規則第
10条で定めるところにより」を削り、同条第
2項を次のように改める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場
合は、前項の承認をしてはならない。

(1) 当該承認による同居の後における当該入
居者に係る収入が第5条第1項第2号ア、
イ又はウに掲げる場合に应じ、それぞれア、
イ又はウに掲げる金額を超える場合

(2) 当該入居者が第42条第1項各号のい
ずれかに該当する場合又は市営住宅及び共同
施設の管理についてこの条例の規定に違反
した場合

(3) 入居者が同居させようとする者が暴力団
員である場合

第12条に次の1項を加える。

3 市長は、入居者が病気にかかっていること
その他特別の事情により当該入居者が入居の
際に同居した親族以外の者を同居させること
が必要であると認めるとき（前項第3号に該
当する場合及び当該入居者が第42条第1項
第6号に該当するときを除く。）は、前項の
規定にかかわらず、第1項の規定による承認
をすることができる。

第13条第2項中「決定をしないものとす
る」を「承認をしてはならない」に改める。

第19条第2項、第32条第4項、第49条、
第62条及び第65条第1項中「一に」を「い
ずれかに」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行す
る。

「揭示済」

亀岡市上下水道事業の組織等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第18号

亀岡市上下水道事業の組織等に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市上下水道事業の組織等に関する条例（平成12年亀岡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「ただし書き」を「ただし書」に、「市長」を「、市長」に改める。

第3条第2項第3号中「簡易専用水道」を「専用水道及び簡易専用水道」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 飲用井戸等に関すること。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第19号

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第3号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「イに」を「イ又はウに」に改め、「の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日」を削り、「属する一般被保険者が属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「得た数」の次に「と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

第16条の5の2中「又は第2号」を「から第3号まで」に改め、同条第1号中「第2号」を「第2号又は第3号」に改め、同条第2号中「属する世帯」の次に「であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に

限る。) 第16条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

第16条の6の5第1項第3号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「イに」を「イ又はウに」に改め、「得た数」の次に「と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

第16条の6の9中「又は第2号」を「から第3号まで」に改め、同条第1号中「第2号」を「第2号又は第3号」に改め、同条第2号中「属する世帯」の次に「であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの」を加え、同条に次の1号を加える。

- (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第16条の6の5第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

附則第2項(見出しを含む。)中「平成25年度」を「平成26年度」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条第1項第3号、第16条の5の2、第16条の6の5第1項第3号及び第16条の6の9の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市国民健康保険条例第16条第1項第3号、第16条の5の2、第16条の6の5第1項第3号及び第16条の6の9の規定は、平成25年度以後

の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

「揭示済」

規則

亀岡市非常勤職員取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第4号

亀岡市非常勤職員取扱規則の一部を改正する規則

亀岡市非常勤職員取扱規則（平成8年亀岡市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「同条例」を「、同条例」に改める。

第21条第1号中「所属長」を「、所属長」に改める。

第22条中「退職」を「、退職」に改める。

別表第1中

「

一般的な資格又は知識 経験等を要する嘱託業 務を行う職	7,300円（1,007円）～ 7,450円（1,022円）	126,600円（4,363円）～ 128,500円（4,430円）
-----------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------------

」

を

「

一般的な資格又は知識 経験等を要する嘱託業 務を行う職	7,450円（1,022円）	128,500円（4,430円）
-----------------------------------	----------------	------------------

」

に改める。

別記第1号様式中「1月前迄」を「、1月前まで」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月5日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第5号

亀岡市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市老人医療費支給条例施行規則（平成14年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第15条第4項中「翌年3月31日までとする」を「翌年7月31日までとし、毎年更新するものとする」に改める。

別記第9号様式の3中「知った翌日」を「知った日の翌日」に、「申し立て」を「申立て」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（読替規定）

2 この規則の施行の日から平成25年7月31日までの間は、この規則による改正後の亀岡市老人医療費支給条例施行規則第9条及び第15条第4項中「8月1日」とあるのは「4月1日」と、「翌年」とあるのは「同年」と読み替えるものとする。

「揭示済」

亀岡市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第6号

亀岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

亀岡市事務分掌規則（平成12年亀岡市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「理事」を「担当室長、担当部長」に、「課に参事」を「課に担当課長」に、「副参事」を「担当副課長」に改め、同条に次の1項を加える。

3 担当室長、担当部長、担当課長及び担当副課長の職名の前に市長が別に定める担当事務の名称を付することができる。

第4条第2項中「担当室長又は担当部長」を「主管室長又は主管部長」に改める。

第5条第2項中「理事」を「担当室長及び担当部長」に改め、同条第5項中「参事」を「担当課長」に改め、同条第7項中「副参事」を「担当副課長」に改める。

別表第1中

「

こども福祉課	福祉総務係 子育て支援係 保育係
社会福祉課	地域福祉係 保護第1係 保護第2係

」

を

「

地域福祉課	福祉総務係 地域福祉係 保護第1係 保護第2係
子育て支援課	子育て支援係 保育係

」

に、

「

農林振興課	営農推進係 担い手支援係 食農交流係 林務係
国営事業推進課	土地改良係 国営事業係
ものづくり産業課	ものづくり支援係 商工係
観光戦略課	

」

を

「

ものづくり産業課	ものづくり支援係 商工係
観光戦略課	
農林振興課	営農推進係 担い手支援係 食農交流係 林務係
国営事業推進課	土地改良係 国営事業係

」

に改める。

別表第2中

「

こども福祉課
農林振興課

」を

「

地域福祉課
ものづくり産業課

」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第7条関係）

室及び部	課	分掌事務
政策推進室	政策推進課	J R 駅舎に関すること。 J R 千代川駅関連の整備に関すること。 山陰本線に関すること。 北陸新幹線に関すること。 地域交通輸送計画に関すること。 その他公共交通政策（別に定めるものを除く。）に関すること。 特命事項の調査、研究、政策立案及び総合調整に関すること。 市有財産の総合的土地活用政策に関すること。 室の総務担当課事務に関すること。
	安全安心まちづくり課	セーフコミュニティの推進に関すること。 防犯及び暴力追放に関すること。 交通安全対策（施設の維持管理を除く。）に関すること。 交通安全対策会議に関すること。
企画管理部	夢ビジョン推進課	総合計画の策定に関すること。 その他総合計画推進に係る総合調整及び進行管理に関すること。 夢ビジョンシンボルプロジェクトの推進に関すること。 市政の重要施策の調査、研究、政策立案及び総合調整に関すること。 市政運営に必要な情報の収集に関すること。 重要な国・府に関する陳情及び要望に関すること。 市政の基本政策に係る事業推進の調整に関すること。 行政機構に関すること。 最高幹部会、部長会議、政策企画会議及び総務担当課長会議に関すること。 行政改革に関すること。 地方分権に関すること。 事務能率に関すること。 主要事務事業の進行管理に関すること。 国土利用計画市計画の策定に関すること。 部の総務担当課事務に関すること。
	秘書広報課	市長及び副市長の秘書に関すること。 儀式及び交際に関すること。

	市長会及び副市長会に関すること。 褒章及び表彰に関すること。 市長車の運行管理に関すること。 他の主管に属さない外部団体との連絡及び調整に関すること。 広報及び広聴施策の総合企画及び調整に関すること。 市政の普及宣伝に関すること。 報道機関との連絡に関すること。 市民の世論及び広聴に関すること。 市政に係る陳情及び要望の総括に関すること。 市出版物の総合調整に関すること。 市広報紙、市勢要覧及びおしらせの編集発行に関すること。	
	人事課	職員の任免及び選考に関すること。 職員の定数及び配置に関すること。 職員の進退、賞罰及び服務に関すること。 職員の給与その他勤務条件に関すること。 職員の考課に関すること。 職員の能力開発に関すること。 職員の保健及び衛生管理に関すること。 職員の福利厚生に関すること。 職員互助会及び共済組合に関すること。 被服貸与に関すること。 職員団体に関すること。 他の部局の任命権者との連絡調整に関すること。 その他人事に関すること。
	契約検査課	入札参加業者の資格審査及び選定の調整に関すること。 指名委員会に関すること。 物品購入調整委員会に関すること。 入札及び契約事務の総括に関すること。 主要事業の進行管理に関すること。 主要事業の検査及び指導に関すること。 土木及び建築工事の検査（別に定めるものを除く。）に関すること。 複数の建設工事担当課に係る事務に関すること。 事業の再評価に関すること。 建設工事事故調査委員会に関すること。
生涯学習部	市民協働課	生涯学習に係る総合企画及び調整に関すること。 生涯学習に係る調査及び研究に関すること。

総務部	総務課	<p>条例、規則及びその他例規の制定改廃及び公布に関すること。</p> <p>市議会、監査委員及び教育委員会との連絡に関すること。</p> <p>市例規の編さん、整理及び保存に関すること。</p> <p>事務引継に関すること。</p> <p>訴訟及び不服申立て（法令等に定めるものを除く。）に関すること。</p> <p>行政境界に関すること。</p> <p>市長の資産等の公開に関すること。</p> <p>政治倫理に関すること（議員の政治倫理に係る調査請求に関するものを除く。）。</p> <p>情報公開に関すること。</p> <p>個人情報保護に関すること。</p> <p>選挙管理委員会に関すること。</p> <p>庁舎及びその附帯設備の維持管理に関すること。</p> <p>庁舎の取締り及び警備に関すること。</p> <p>当直に関すること。</p> <p>電話及び庁内放送の運用管理に関すること。</p> <p>庁内の受付案内及び市民サービスに関すること。</p> <p>町又は字の区域の新設等の届出受理及び告示に関すること。</p> <p>文書の收受及び発送に関すること。</p> <p>文書の整理及び保存に関すること。</p> <p>公用文の取扱い改善に関すること。</p> <p>情報化推進に関すること。</p> <p>行政情報システムの導入及び総合調整に関すること。</p> <p>電算室及び電算機器等の管理運用に関すること。</p> <p>情報セキュリティ対策に関すること。</p> <p>公告式に関すること。</p> <p>公印の保管に関すること。</p> <p>基幹統計その他各種統計に関すること。</p> <p>市公報の発行に関すること。</p> <p>浄書及び印刷に関すること。</p> <p>他の部及び課の主管に属さない事務に関すること。</p> <p>部の総務担当課事務に関すること。</p>
	自治防災課	<p>コミュニティ推進に関すること。</p> <p>自治会及び自治委員に関すること。</p> <p>財産区に関すること。</p> <p>地縁団体の法人格取得に関すること。</p> <p>自衛隊に関すること。</p>

人権啓発課	<p>生涯学習推進委員会に関すること。</p> <p>市民協働及び市民活動に係る総合調整及び推進に関すること。</p> <p>芸術文化の企画及び総括に関すること。</p> <p>市民憲章及び市歌の普及に関すること。</p> <p>国際親善に関すること。</p> <p>国内交流に関すること。</p> <p>ガレリアかめおかに関すること。</p> <p>亀岡会館に関すること。</p> <p>交流会館に関すること。</p> <p>生涯学習かめおか財団との連絡調整に関すること。</p> <p>文化団体等との連絡調整に関すること。</p> <p>大学等連携の総合調整に関すること。</p> <p>地球環境子ども村に係る総合企画及び調整に関すること。</p> <p>地球環境子ども村に係る市民活動の推進に関すること。</p> <p>地球環境子ども村に係る事業推進に関すること。</p> <p>環境学習施設に関すること。</p> <p>部の総務担当課事務に関すること。</p>
	<p>人権施策に係る総合企画及び調整に関すること。</p> <p>人権問題の調査研究に関すること。</p> <p>人権擁護委員に関すること。</p> <p>人権啓発活動の推進に関すること。</p> <p>人権相談に関すること。</p> <p>人権啓発資料の収集、作成及び活用に関すること。</p> <p>他の部及び課に属さない人権問題に関すること。</p> <p>地域振興（他の部課等の所管に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>文化センター及び児童館に関すること。</p> <p>隣保事業の届出に関すること。</p> <p>市営篠共同浴場に関すること。</p> <p>住宅新築資金等貸付事業管理組合との連絡調整に関すること。</p> <p>男女共同参画社会実現に係る総合企画及び調整に関すること。</p> <p>男女共同参画に係る調査研究及び情報の収集に関すること。</p> <p>男女共同参画に係る啓発及び施策の推進に関すること。</p> <p>その他男女共同参画に関すること。</p>

<p>危機管理に関すること。 災害対策(事業を除く。)及び防火会議に関すること。 地域防災計画の立案に関すること。 地域防災無線の運用及び管理に関すること。 国民保護に関すること。 消防団の組織及び定員に関すること。 消防団員の人事、給与及び教養訓練に関すること。 消防団機械器具の整備保全に関すること。 消防団水利用に関すること。 その他非常備消防及び水防に関すること。 京都市中野区消防組合との連絡調整に関すること。</p>	<p>財政課</p> <p>財政計画に関すること。 予算の編成に関すること。 予算の執行計画の調整に関すること。 予算の執行管理に関すること。 地方交付税に関すること。 財政状況の公表に関すること。 財政状況の調整及び報告に関すること。 税外収入の調定に関すること。 市債及び借入金に関すること。 公債費の償還に関すること。 基金管理に関すること。 土地開発公社との連絡調整に関すること。 ふるさと力向上寄附金に関すること。 その他予算に関すること。</p>	<p>税務課</p> <p>市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税及び特別土地保有税(以下「市税」という。)の賦課及び調定に関すること。 府民税に関すること。 市税に係る課税台帳及び関係資料の整理保管に関すること。 市税に係る調査及び減免に関すること。 市税に係る統計に関すること。 市税に係る証明及び閲覧に関すること。 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付に関すること。 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 市税、市税の督促手数料及び延滞金(以下「市税等」という。)の収納に関すること。 市税等の督促に関すること。</p>
<p>環境市民部</p>	<p>環境政策課</p>	<p>環境クリーン推進課</p>
<p>市税等の過払納金の還付に関すること。 市税等の徴収金の徴収委託又は受託に関すること。 市税等の不納欠損処分に関すること。 市税の口座振替に関すること。 市税等に係る訴訟及び不服申立てに関すること。 京都府地方税機構との連絡調整に関すること。</p>	<p>環境政策に係る総合企画、調整及び指導に関すること。 地球温暖化対策に関すること。 新エネルギーに関すること。 亀岡市環境審議会に関すること。 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭その他の公害の防止対策の企画、調整及び指導に関すること。 公害防止思想の啓蒙及び普及に関すること。 公害に関する要望等の受付及び連絡調整(各部署との連絡調整を含む。)に関すること。 環境美化(他の部署等の所屬に関するものを除く。)の推進に関すること。 不法投棄対策に関すること。 自然環境保全(他の部署等の所屬に関するものを除く。)に関すること。 土砂立定て等の規制に関すること。 浄化槽に関すること。 墓地及び火葬場に関すること。 一般廃棄物に係る市民窓口に関すること。 下矢田みどりの郷広場に関すること。 狂犬病予防及び動物の飼養管理等に関すること。 ねずみ族及び昆虫等の駆除に関すること。 部の総務担当課事務に関すること。</p>	<p>一般廃棄物の処理及び計画に関すること。 一般廃棄物の収集運搬に関すること。 一般廃棄物の処理等に係る統計資料に関すること。 一般廃棄物(ごみ)の受付に関すること。 ごみの減量及び資源化に関すること。 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可に関すること。 亀岡市循環型社会推進審議会に関すること。 資源循環型社会の推進に関すること。 環境事業公社との連絡調整に関すること。</p>

<p>後期高齢者医療被保険者の資格得喪に関すること。 後期高齢者医療保険料の徴収及び滞納処分に関すること。 保険給付及び葬祭費等の支給申請の受付に関すること。 高齢者医療に関すること。 京都府後期高齢者医療広域連合との連絡調整に関すること。 その他後期高齢者医療に関すること。 国民健康保険の給付及び保健事業に関すること。 出産育児一時金及び葬祭費の交付に関すること。 医療費支払資金の貸付けに関すること。 療養給付費交付金、財政調整交付金及び前期高齢者交付金に関すること。 高額介護合算療養費等に関すること。 高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業等に関すること。 特定健診・特定保健事業に関すること。 後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び介護納付金に関すること。 国民健康保険事業の運営計画に関すること。 国民健康保険運営協議会に関すること。 国民健康保険被保険者の資格得喪に関すること。 国民健康保険料の調定賦課及び減免に関すること。 国民健康保険料の徴収及び滞納処分に関すること。 その他国民健康保険に関すること。 国民年金被保険者の資格等に関すること。 国民年金保険料の免除及び学生納付特例の申請に関すること。 福祉年金に関すること。 基礎年金に関すること。 国民年金の相談に関すること。 在日外国人特別給付金に関すること。 特別障害給付金に関すること。 その他国民年金に関すること。</p>	<p>保険医療課</p>
<p>一般廃棄物処理施設の維持管理及び技術的管理に関すること。 一般廃棄物処理施設の施設整備に関すること。 一般廃棄物（ごみ）の立立処分に関すること。 一般廃棄物処理に係る特殊車両の運転及び保守管理に関すること。 最終処分場の維持管理に関すること。 粗大ごみ及び資源ごみ等の保管に関すること。 持込み一般廃棄物等の受付、指導及び監視に関すること。 労働安全衛生に関すること。 し尿くみとり料金の調定、徴収及び滞納整理に関すること。 し尿くみとり申込みの継続に関すること。 し尿及び浄化槽汚泥の処理に関すること。 その他一般廃棄物に関すること。（他の部課等の所屬に関するものを除く。）</p>	<p>市民課</p>

<p>健康福祉部</p>	<p>地域福祉課</p>
--------------	--------------

<p>後期高齢者医療被保険者の資格得喪に関すること。 後期高齢者医療保険料の徴収及び滞納処分に関すること。 保険給付及び葬祭費等の支給申請の受付に関すること。 高齢者医療に関すること。 京都府後期高齢者医療広域連合との連絡調整に関すること。 その他後期高齢者医療に関すること。 国民健康保険の給付及び保健事業に関すること。 出産育児一時金及び葬祭費の交付に関すること。 医療費支払資金の貸付けに関すること。 療養給付費交付金、財政調整交付金及び前期高齢者交付金に関すること。 高額介護合算療養費等に関すること。 高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業等に関すること。 特定健診・特定保健事業に関すること。 後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び介護納付金に関すること。 国民健康保険事業の運営計画に関すること。 国民健康保険運営協議会に関すること。 国民健康保険被保険者の資格得喪に関すること。 国民健康保険料の調定賦課及び減免に関すること。 国民健康保険料の徴収及び滞納処分に関すること。 その他国民健康保険に関すること。 国民年金被保険者の資格等に関すること。 国民年金保険料の免除及び学生納付特例の申請に関すること。 福祉年金に関すること。 基礎年金に関すること。 国民年金の相談に関すること。 在日外国人特別給付金に関すること。 特別障害給付金に関すること。 その他国民年金に関すること。</p>	<p>保健及び福祉に係る総合企画及び調整に関すること。 福祉事務所の必要な調整に関すること。 社会福祉統計に関すること。 社会福祉法人の設立の認可に関すること。 社会福祉法人の指導監督（他の部課に属するものを除く。）に関すること。</p>
---	---

<p>総合福祉センターに関すること。 厚生会館に関すること。 ふれあいプラザに関すること。 福祉関係諸団体（別に定めるものを除く。）との連絡調整に関すること。 福祉有償運送運営協議会に関すること。 民生委員・児童委員及び主任児童委員に関すること。 地域福祉計画に関すること。 社会福祉協議会に関すること。 災害時要配慮者支援事業の推進に関すること。 生活保護の決定及び実施に関すること。 自殺予防対策に関すること。 社会を明るくする運動に関すること。 社会福祉関係の各種募金に関すること。 勤労者福祉に関すること。 海外引揚者及び留守家族の援護に関すること。 戦没者及び戦没者遺族等の援護に関すること。 災害弔慰金の支給に関すること。 交通遺児の支援に関すること。 くらしの資金に関すること。 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。 ホームレスに関すること。 社会福祉事業基金に関すること。 保護司会に関すること。 部の総務担当課事務に関すること。</p>	<p>保育所施設の整備及び管理に関すること。 保育所の運営指導及び連絡調整に関すること。 保育所の入退所に関すること。 保育料の調定及び徴収に関すること。 その他保育に関すること。</p> <p>障害福祉課</p> <p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に関すること。 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に関すること。 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）における障害者福祉に関すること。 障害者福祉に関すること。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に関すること。 特別障害者手当及び特別児童扶養手当等に関すること。 障害児福祉に関すること。 発達支援事業に関すること。 障害者（児）の計画に関すること。 自立支援医療に関すること。 福祉医療（母子医療を除く。）に関すること。 障害者相談支援事業に関すること。 障害者介護給付費等の審査に関すること。 障害者団体との連絡調整に関すること。 障害者に係る成年後見制度に関すること。</p>
<p>子育て支援課</p> <p>いきいきかめおっこ未来プランに関すること。 青少年の健全育成に関すること。 青少年問題協議会に関すること。 要保護児童対策地域協議会に関すること。 児童福祉法（昭和22年法律第164号）（別に定めるものを除く。）に関すること。 児童手当及び児童扶養手当に関すること。 助産施設の入所に関すること。 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に関すること。 家庭児童相談室に関すること。 子ども医療に関すること。 母子医療に関すること。 保育の方針及び計画に関すること。</p>	<p>高齢福祉課</p> <p>介護保険事業計画に関すること。 介護保険の給付に関すること。 介護保険被保険者の資格得喪に関すること。 介護保険料の調定賦課及び減免に関すること。 介護保険料の徴収及び滞納処分に関すること。 介護保険施設に係る関係機関との調整に関すること。 地域密着型サービスに関すること。 申請書の受付に関すること。 対象者の調査、調査委託及び相談業務に関すること。 かかりつけ医師の意見書に関すること。 介護認定審査会の運営に関すること。 介護予防事業に関すること。 地域包括支援センターに関すること。</p>

<p>産業観光部</p>	<p>ものづくり産業課</p>	<p>産業振興計画に関すること。 商工団体の指導育成及び連絡調整に関すること。 中小企業対策に関すること。 企業誘致に関すること。 工業団地の調査及び計画に関すること。 商工金融支援に関すること。 商店街の振興に関すること。 特産品開発及び地域ブランドの確立に関すること。 産官学・農商工連携に関すること。 鉱業権に関すること。 エネルギー対策に関すること。 労働政策（勤労者福祉に関することを除く。）に関すること。 その他ものづくり産業の振興に関すること。 その他の総務担当職務に関すること。</p>
	<p>観光戦略課</p>	<p>観光振興の企画及び調整に関すること。 観光関連団体との連携及び指導育成に関すること。 観光交流の促進に関すること。 観光「亀岡」のPRに関すること。 観光施設の整備及び管理に関すること。 観光資源の発掘及び整備支援に関すること。 広域観光の推進に関すること。 観光輸送サービスの向上に関すること。 風致維持に関すること。 その他観光振興に関すること。</p>
	<p>農林振興課</p>	<p>農業経営改善対策に関すること。 農用地利用増進事業等に関すること。 農村の活性化に関すること。 「食農」学習の促進に関すること。 都市と農村との交流に関すること。 農産物等の地産地消の促進に関すること。 農業振興地域整備計画に関すること。 総合農政計画審議会に関すること。 農業委員会に関すること（農地に関するものを除く）。 担い手育成支援に関すること。 米の生産調整推進対策に関すること。 農業関係制度資金に関すること。 水産、畜産、野菜及び特産物の育成に関すること。 病虫害防除に関すること。 食肉センター・土づくりセンター・農業公園に関すること。</p>

<p>健康増進課</p>	<p>その他介護保険に関すること。 高齢者福祉計画に関すること。 老人福祉施設等の管理運営に関すること。 敬老事業に関すること。 シルバー人材事業に関すること。 高齢者の総合相談に関すること。 老人クラブの指導育成に関すること。 高齢者の生きがいづくりに関すること。 高齢者の自立生活支援事業に関すること。 家族介護者支援事業に関すること。 養護老人ホーム入所措置費及び費用徴収に関すること。 高齢者団体との連絡調整に関すること。 高齢者に係る成年後見制度に関すること。 保健衛生についての計画、調査及び統計に関すること。 保健センターの管理運営に関すること。 休日急病診療所に関すること。 献血の推進に関すること。 生涯健康管理システムに関すること。 健康づくり事業に関すること。 国民健康保険南丹病院組合との連絡調整に関すること。 地域医療連携の推進に関すること。 地域医療情報センターに関すること。 医療機関及び衛生諸団体との連絡調整に関すること。 各種防疫（ねずみ族及び昆虫等の駆除を除く。）に関すること。 かめおか健康プラン21に関すること。 感染症に関すること。 母子及び成人保健事業に関すること。 特定保健指導に関すること。 応急救護及び保健指導に関すること。 衛生思想の普及向上及び公衆衛生の改善指導に関すること。 結核予防に関すること。 発達相談に関すること。 妊産婦及び新生児訪問に関すること。 母子健康手帳の交付に関すること。 予防接種に関すること。 未熟児の訪問指導等に関すること。</p>
--------------	--

<p>まちづくり推進部</p>	<p>農業公社との連絡調整に関すること。 農業関係諸団体等との連絡調整に関すること。 森林（公有林を含む。）経営の改善に関すること。 森林団体との連絡協調に関すること。 荒廃林地復旧及び林業施設整備に関すること。 森林開発行為の協議に関すること。 林産物の生産指導及び加工に関すること。 有害鳥獣対策に関すること。 害虫駆除等のための他人の土地への立入許可に関すること。</p>	<p>京都府屋外広告物条例（昭和28年京都府条例第30号）に関すること。 生産緑地に関すること。 部の総務担当課事務に関すること。</p>
<p>国営事業推進課</p>	<p>国営農地再編整備事業等の計画調査に関すること。 国営農地再編整備事業等の調査、設計及び施工並びに事業の調整に関すること。 土地改良区の指導に関すること。 土地改良資金に関すること。 農業用施設の維持管理指導に関すること。 農道に係る交通安全対策事業に関すること。 農地及び農業用施設災害復旧事業に関すること。 土地改良工事による整備に関すること。</p>	<p>都市公園及び開発公園等に関すること。 公園事業に関すること。 市花及び市の木の普及に関すること。 都市緑花協会との連絡調整に関すること。 土地区画整理事業に関すること。 市街地再開発事業に関すること。</p>
<p>都市計画課</p>	<p>国土利用計画法（市計画を除く。）施行に関すること。 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に関すること。 都市計画の企画、決定、変更及び調整に関すること。 市及び特許事業者が行う都市計画事業等の認可に関すること。 都市計画審議会に関すること。 景観政策に係る企画調整及び指導に関すること。 住居表示（別に定めるものを除く。）に関すること。 都市計画施設等の区域内における建築の許可等に関すること。 その他都市計画に関すること。 開発行為の指導に関すること。 開発行為に伴う関係部課等との連絡調整に関すること。 優良宅地及び優良住宅認定事務の取扱いに関すること。 建築行為の指導に関すること。 土地区画整理事業の施行地区内における建築の許可等に関すること。</p>	<p>京都縦貫自動車道並びに国道及び府道の整備促進に関すること。 桂川治水対策事業の促進に関すること。 府管理河川の整備促進に関すること。 砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業に関すること。 桂川及び幹線道路に係る国及び府事業の連絡調整に関すること。 街路事業に関すること。 都市計画駐車場整備に関すること。 道路新設改良事業の調査、設計及び施工に関すること。 河川改修事業の調査、設計及び施工に関すること。</p>
<p>土木管理課</p>	<p>道路及び河川の維持管理に関すること。 道路、河川及び排水路の修繕工事に関すること。 法定外公共物（農林施設を除く。）の機能・維持管理に関すること。 公共土木施設災害復旧事業に関すること。 市道の認定、廃止及び変更に関すること。 市道及び河川の占用に関すること。 市道及び河川の境界確定に関すること。 道路及び河川台帳の整備に関すること。 道路及び河川愛護の啓蒙に関すること。 認定外道路整備・認定外道路交通安全施設整備事業の補助金に関すること。 交通安全対策施設に関すること。 公衆街路灯に関すること。 駐輪対策に関すること。 路外駐車場の設置・管理に係る届出受理等に関すること。 その他市の行う土木事業に関すること。</p>	<p>都市公園及び開発公園等に関すること。 公園事業に関すること。 市花及び市の木の普及に関すること。 都市緑花協会との連絡調整に関すること。 土地区画整理事業に関すること。 市街地再開発事業に関すること。</p>

建築住宅課

市営住宅の管理及び処分に関すること。
市営住宅の計画及び建設に関すること。
木造住宅耐震化促進事業に関すること。
住宅改良資金及び住宅建設資金の取扱業務に関すること。
優良賃貸住宅の供給計画に関すること。
その他市有建造物及びその附属施設の調査、設計、施工並びに維持工事に関すること。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市会計管理者の補助組織設置規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第7号

亀岡市会計管理者の補助組織設置規則等の一部を改正する規則

(亀岡市会計管理者の補助組織設置規則の一部改正)

第1条 亀岡市会計管理者の補助組織設置規則(昭和42年亀岡市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「課に参事」を「課に担当課長」に、「副参事」を「担当副課長」に改める。

第5条第3項中「参事」を「担当課長」に改め、同条第5項中「副参事」を「担当副課長」に改め、同条第9項中「主管参事」を「主管担当課長」に、「副参事」を「担当副課長」に改める。

(亀岡市庁議等に関する規則の一部改正)

第2条 亀岡市庁議等に関する規則(平成15年亀岡市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「、理事」を削る。

第7条第2項中「部長」を「部長及び室長」に、「理事」を「担当部長及び担当室長」に、「及び参事」を「並びに担当課長」に改める。

(亀岡市公印規則の一部改正)

第3条 亀岡市公印規則(昭和30年亀岡市規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表11の項中「こども福祉課長」を「子育て支援課長」に改める。

(亀岡市職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第4条 亀岡市職員の職の設置に関する規則(平成18年亀岡市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、理事」を削り、「室長」の次に「、担当部長、担当室長」を加え、「、参事」を「、担当課長」に、「副参事」を「担当副課長」に、「、作業員」を「及び作業員」に改める。

(管理職手当支給規則の一部改正)

第5条 管理職手当支給規則(昭和34年亀岡市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書を削る。

別表第1を次のように改める。

部局	職	区分
市長事務部局	部長、室長	2種
	担当部長、担当室長、次長	3種
	課長	4種
	副課長	5種
	担当課長、担当副課長、保育所長、文化センター館長、児童館長、休日急病診療所長	6種（市長が別に定める場合にあつては4種又は5種）
	秘書事務を所管する係長又は主幹（市長の定めるものに限る。）	6種
教育委員会事務部局及び教育機関	教育部長	2種
	担当部長、次長、総括指導主事	3種
	課長	4種
	副課長、教育研究所長、図書館長、学校給食センター所長、文化資料館長	5種
	担当課長、担当副課長、幼稚園長、中央公民館長、図書館副館長（市長の定めるものに限る。）、教育研究所副所長	6種（市長が別に定める場合にあつては5種）
議会事務部局	事務局長	2種
	次長	4種
	副課長	5種
監査委員事務部局	事務局長	4種
	次長（市長が定めるものに限る。）	5種
農業委員会事務部局	事務局長	4種
	次長（市長が定めるものに限る。）	5種

（出納員及びその他の会計職員設置規則の一部改正）

第6条 出納員及びその他の会計職員設置規則（昭和39年亀岡市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

分任事務	出納員	その他の会計職員	
		分任出納員	物品取扱員
1 交流会館使用料の収納	市民協働課長	市民協働課担当職員	
2 同和更生資金の償還金の収納	人権啓発課長	人権啓発課担当職員	
3 市立文化センター使用料の収納	人権啓発課長	文化センター館長 文化センター庶務事務担当職員	
4 市民ホールに係る使用料の収納	総務課長	総務課担当職員	

5 コピーサービス及びファクシミリサービスによる現金の収納	総務課長	総務課担当職員	
	図書館長	図書館職員	
6 レジスターによる現金の収納	税務課長	税務課職員	
	市民課長	市民課職員	
7 市税の収納	税務課長	税務課職員	
8 犬の登録、犬の鑑札再交付並びに狂犬病予防注射済票交付及び再交付に係る手数料の収納	環境政策課長	環境政策課担当職員	
9 犬、ねこ等の死体処理手数料の収納	環境クリーン推進課長	環境クリーン推進課担当職員	
10 前記以外の廃棄物の収集処分手数料の収納	環境クリーン推進課長	環境クリーン推進課担当職員	
11 し尿くみとり手数料の収納	環境クリーン推進課長	環境クリーン推進課担当職員	
12 ごみ減量・リサイクル推進に関する事業の参加料の収納	環境クリーン推進課長	環境クリーン推進課担当職員	
13 住民票等自動交付機による現金の収納	市民課長	市民課担当職員	
14 後期高齢者医療保険料の収納	保険医療課長	保険医療課担当職員	
15 国民健康保険料の収納及び第三者行為の求償金の収納	保険医療課長	保険医療課担当職員	
16 くらしの資金償還金の収納	地域福祉課長	地域福祉課担当職員	
17 生活保護費返還金の収納	地域福祉課長	地域福祉課担当職員	
18 保育料の収納	子育て支援課長	子育て支援課担当職員 保育所長及び保育所長補佐	
19 介護保険料の収納及び第三者行為の求償金の収納	高齢福祉課長	高齢福祉課担当職員	
20 福祉電話自己負担金の収納	高齢福祉課長	高齢福祉課担当職員	
21 老人施設入所者一部負担金の収納	高齢福祉課長	高齢福祉課担当職員	
22 家族介護者交流事業一部負担金の収納	高齢福祉課長	高齢福祉課担当職員	
23 機能訓練事業参加費用の収納	高齢福祉課長	高齢福祉課担当職員	

24 休日急病診療所に係る診療費及び手数料の収納	健康増進課長	健康増進課担当職員	
25 各種がん検診・結核検診事業の検診費用の収納	健康増進課長	健康増進課担当職員	
26 都市農村交流事業の参加料の収納	農林振興課長	農林振興課担当職員	
27 国営土地改良事業負担金等の収納	国営事業推進課長	国営事業推進課担当職員	
28 自転車等駐車場に係る使用料並びに放置自転車の撤去及び保管に係る費用の収納	土木管理課長	土木管理課担当職員	
29 市営住宅使用料の収納	建築住宅課長	建築住宅課担当職員	
30 公有財産貸付料の収納並びに物品の収納及び保管	会計課長	会計課担当職員	各課等庶務を担当する係長及び庶務事務担当職員
31 簡易水道料金及び飲料水供給施設料金等並びに地域下水道使用料の収納	営業課長	営業課担当職員	
32 市立幼稚園保育料の収納	教育総務課長	教育総務課担当職員 園長及び主幹教諭	
33 市立学校施設使用料の収納	教育総務課長	教育総務課担当職員	
34 中央公民館の使用料の収納	中央公民館長	中央公民館職員	
35 新修亀岡市史に係る費用の収納	社会教育課長	社会教育課担当職員 文化資料館長 文化資料館担当職員	
36 放課後児童会負担金及び児童会スポーツ安全保険掛金の収納	社会教育課長	社会教育課担当職員	
37 文化資料館の使用料並びに図録及び資料に係る費用の収納	社会教育課長	文化資料館長 文化資料館担当職員	
38 各種スポーツ行事参加料の収納	社会教育課長	社会教育課担当職員	
39 図書館中央館駐車場の使用料の収納	図書館長	図書館職員	
40 財産区に係る会計事務	別に市長が命ずる者		

(亀岡市福祉事務所設置条例施行規則の一部改正)

第7条 亀岡市福祉事務所設置条例施行規則(平成13年亀岡市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条第3項中「こども福祉課、社会福祉課」を「地域福祉課、子育て支援課」に改める。

(亀岡市上下水道事業の主要職員を定める規則の一部改正)

第8条 亀岡市上下水道事業の主要職員を定める規則(昭和42年亀岡市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号から第6号までを次のように改める。

- (3) 課長及び担当課長
- (4) 所長
- (5) 副課長及び担当副課長
- (6) 係長及び主幹

第2条第7号を削る。

(亀岡市上下水道事業における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正)

第9条 亀岡市上下水道事業における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則(昭和42年亀岡市規則第5号)の一部を次のように改正する。

本則第3号から第6号までを次のように改める。

- (3) 課長及び担当課長
- (4) 所長
- (5) 副課長及び担当副課長
- (6) 総務係長、経理係長及び経営係長

本則第7号を削る。

(亀岡市病院事業の主要職員を定める規則の一部改正)

第10条 亀岡市病院事業の主要職員を定める規則(平成16年亀岡市規則第34号)の一

部を次のように改正する。

第2条第3号中「理事」を「担当部長」に、「参事」を「担当課長」に、「副参事」を「担当副課長」に改める。

(亀岡市病院事業における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正)

第11条 亀岡市病院事業における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則(平成16年亀岡市規則第35号)の一部を次のように改正する。

本則第3号中「理事」を「担当部長」に、「参事」を「担当課長」に、「副参事」を「担当副課長」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

「揭示済」

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第8号

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則(昭和35年亀岡市規則第1号)の一部を次の

ように改正する。

第5条第2項中「第6条」を「次条」に改める。

別表第5中

「

43	45	53	47	33
43	45	54	47	33
44	45	55	48	34
44	46	56	48	34
45	46	57	49	35
45	46	58	49	35
46	47	59	50	36
46	47	60	50	36
47	47	61	51	37
47	48	62	51	37
48	48	63	52	38
48	48	64	52	38
49	49	65	53	39
49	49	66	54	39
49	49	67	55	40
49	50	68	56	40
50	50	69	57	41
50	50	70	58	41
50	51	71	59	42
50	51	72	60	42
51	51	73	61	43
51	52	74	62	43
51	52	75	63	44
51	52	76	64	44
52	53	77	65	45
52	53	78	66	45
52	53	79	67	46
52	53	80	68	46
53	54	81	69	47
53	54	82	70	47
53	54	83	71	48
53	54	84	72	48
53	55	85	73	49
54	55	86	74	
54	55	87	75	
54	55	88	76	
54	56	89	77	
54	56	90	78	
55	56	91	79	
55	56	92	80	

55	57	93	81	
55	57	94		
55	58	95		
56	58	96		
56	59	97		
56	59	98		
56	60	99		
56	60	100		
57	61	101		
57	61	101		
57	62	101		
57	62	101		
57	63	101		
58				
58				
58				
58				
58				
59				
59				
59				
59				
59				
60				
60				

」

を

「

43	45	53	47	32
43	45	54	47	33
44	45	55	48	33
44	46	56	48	33
45	46	57	49	33
45	46	58	49	34
46	47	59	50	34
46	47	60	50	34
47	47	61	50	34
47	48	62	50	35
48	48	63	51	35
48	48	64	51	35
49	49	65	51	35
49	49	66	51	36
49	49	67	52	36
49	50	68	52	36
50	50	68	52	37
50	50	69	52	37
50	51	69	53	38

50	51	70	53	38
51	51	70	53	39
51	52	71	53	39
51	52	71	54	40
51	52	72	54	40
52	53	72	55	41
52	53	73	56	41
52	53	73	57	42
52	53	74	58	42
53	54	74	59	43
53	54	75	60	43
53	54	75	61	44
53	54	76	62	44
53	55	77	63	45
54	55	78	64	
54	55	79	65	
54	55	80	66	
54	55	81	67	
54	56	82	68	
55	56	83	69	
55	56	84	70	
55	56	85	71	
55	56	86		
55	57	87		
56	57	88		
56	57	89		
56	57	90		
56	57	91		
56	58	92		
56	58	93		
57	58	94		
57	58	95		
57	58	96		
57	59	97		
57				
57				
58				
58				
58				
58				
58				
58				
59				
59				
59				
59				

に改める。

別表第6中

「

48	48	40	40	60
49	49	41	41	62
50	50	42	42	64
51	51	43	43	66
52	52	44	44	68
53	53	45	45	70
54	54	46	46	72
55	55	47	47	74
56	56	48	48	76
58	57	49	50	78
60	58	50	52	80
62	59	51	54	82
64	60	52	56	84
66	63	53	58	86
68	66	54	60	88
70	69	55	62	90
72	72	56	64	92
76	75	57	66	93
80	78	58	68	93
84	81	59	70	93
88	84	60	72	93
93	88	61	73	93
98	92	62	74	93
103	96	63	75	93
108	100	64	76	93
113	102	65	77	93
118	104	66	78	93
123	106	67	79	93
125	108	68	80	93
125	110	69	81	93
125	112	70	82	93
125	113	71	83	93
125	113	72	84	93
125	113	73	85	93
125	113	74	86	
125	113	75	87	
125	113	76	88	
125	113	77	89	
125	113	78	90	
125	113	79	91	
125	113	80	92	
125	113	81	93	
125	113	82	94	

125	113	83	95	
125	113	84	96	
125	113	85	97	
125	113	86	98	
125	113	87	99	
125	113	88	100	
125	113	89	101	
125	113	90	101	
125	113	91	101	
125	113	92	101	
125	113	93	101	
125	113	94	101	
125	113	95	101	
125	113	96	101	
125	113	97	101	
125	113	98	101	
125	113	99	101	
125	113	100	101	
125	113	101	101	
125	113	102		
125	113	103		
125	113	104		
125	113	105		
125	113	106		
125	113	107		
125	113	108		
125	113	109		

を
「

48	48	40	40	61
49	49	41	41	65
50	50	42	42	69
51	51	43	43	73
52	52	44	44	76
53	53	45	45	78
54	54	46	46	80
55	55	47	47	82
56	56	48	48	84
58	57	49	50	86
60	58	50	52	88
62	59	51	54	90
64	60	52	56	92
66	63	53	58	93
68	66	54	60	93

70	69	55	62	93
72	72	56	64	93
76	75	57	66	93
80	78	58	70	93
84	81	59	74	93
88	84	60	78	93
93	88	61	82	93
98	92	62	84	93
103	97	63	85	93
109	102	64	86	93
115	107	65	87	93
121	112	66	88	93
125	113	67	89	93
125	113	68	90	93
125	113	69	91	93
125	113	70	92	93
125	113	71	93	93
125	113	72	94	93
125	113	73	95	93
125	113	74	96	
125	113	75	97	
125	113	77	98	
125	113	79	99	
125	113	81	100	
125	113	83	101	
125	113	85	101	
125	113	87	101	
125	113	89	101	
125	113	91	101	
125	113	92	101	
125	113	93	101	
125	113	94	101	
125	113	95	101	
125	113	96	101	
125	113	97	101	
125	113	98	101	
125	113	99	101	
125	113	100	101	
125	113	101	101	
125	113	102	101	
125	113	103	101	
125	113	104	101	
125	113	105	101	

125	113	106	101	
125	113	107	101	
125	113	108	101	
125	113	109	101	
125	113	110		
125	113	111		
125	113	112		
125	113	113		
125	113	113		
125	113	113		
125	113	113		

に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市暴力団排除条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第9号

亀岡市暴力団排除条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を

定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(使用人)

第3条 条例第2条第4号イ及びウに規定する規則で定める使用人は、次に掲げる者とする。

- (1) 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者
- (2) 営業所等において、部長、次長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
(市の事務事業における措置)

第4条 条例第6条の規定により暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者について講じる措置は、次のとおりとする。ただし、法令等に別に定めがあるとき又は公益上必要があるときは、この限りでない。

- (1) 暴力団員等に対し、法令等に定める基準(行政手続法(平成5年法律第88号)第5条第1項に規定する審査基準及び同法第12条第1項に規定する処分基準並びに亀岡市行政手続条例(平成8年亀岡市条例第25号)第5条第1項に規定する審査基準及び同条例第12条第1項に規定する処分基準を含む。)に従い許認可等(許可、認可、免許その他の何らかの利益を付与する処分をいう。)をしないこと。
- (2) 暴力団員等に対し、亀岡市補助金等交付

規則（昭和41年亀岡市規則第5号）第3条の2の規定により、補助金等（同規則第2条第1号に規定する補助金等をいう。）を交付しないこと。

- (3) 暴力団員等に対し、事業の用に供する資金の貸付けをしないこと。
- (4) 暴力団員等に対し、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年亀岡市条例第2号）第2条の規定に基づき、普通財産及び物品の交換、譲与、無償貸付等をしないこと。
- (5) 暴力団員等に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用の許可をしないこと。
- (6) 前3号に定めるもののほか、暴力団員等と契約を締結しないこと（入札参加者資格等に登録しないことを含む。）。
- (7) 暴力団員等が行う行事等に対し後援をし、又は暴力団員等と行事等の共催をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、暴力団員等をその不当な利益となるおそれがある事務事業として市長が別に定めるものの相手方等としないこと。

2 市長は、前項の措置のため必要な範囲において、亀岡警察署長に対し、前項の措置の相手方が暴力団員等に該当するかどうかについて、意見を聴くことができる。

（誓約書の様式）

第5条 条例第9条第5項に規定する誓約書は、別記様式のとおりとする。

（誓約書を徴する必要のない場合）

第6条 条例第9条第5項ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 契約の当事者間で、市が発注する1件の公共工事について、基本契約（取引を継続して行うために締結される取引に関する基

本的事項を定める契約をいう。以下同じ。）を締結し、又は契約の一方の当事者が定める基本約款（取引の基本的事項に係る約款をいう。以下同じ。）に他の当事者が同意した上で、当該基本契約又は基本約款（以下「基本契約等」という。）に基づき具体的な契約を締結する場合で、次に掲げるとき。

ア 当該基本契約等の締結又は同意の際に誓約書を徴しているとき。

イ 当該基本契約等に基づく他の具体的な契約の締結の際に誓約書を徴しているとき。

- (2) 契約の当事者間において、市が発注する1件の公共工事についての契約の締結の際に誓約書を徴している場合で、当該契約の変更の契約を締結するとき。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）

住 所
（所在地）
氏 名
〔法人名〕
（代表者名）

印

誓 約 書

私並びに亀岡市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が同条第3号に規定する暴力団員に該当しないことを誓約します。

「揭示済」

亀岡市暴力団排除条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第10号

亀岡市暴力団排除条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(市民ホール使用規則の一部改正)

第1条 市民ホール使用規則(平成2年亀岡市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第3条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第4号に掲げる暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)に対し、前項の許可をしてはならない。

第4条中「一に」を「いずれかに」に改め、第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、第1号として次の1号を加える。

(1) 使用者が暴力団員等に該当し、又は該当していたことが判明したとき。

別記第1号様式中「次のとおり使用許可の申請をします。」を

「次のとおり使用許可の申請をします。

なお、亀岡市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないことを誓約します。」

に改める。

(亀岡市財務規則の一部改正)

第2条 亀岡市財務規則(昭和40年亀岡市規則第1号)の一部を次のように改正する。

「一に」を「いずれかに」に改める。

第183条第1項に次のただし書を加える。

ただし、その使用により亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第4号に掲げる暴力団員等を利することとなると認められる場合は、許可してはならない。

(亀岡市補助金等交付規則の一部改正)

第3条 亀岡市補助金等交付規則(昭和41年亀岡市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1項を加える。

(暴力団員等の排除)

第3条の2 市長は、法令等に特別の定めがある場合又は市長が別に定めた場合を除くほか、亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第4号に掲げる暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)に対して、補助金等を交付しない。

第5条中第2項を第5項とし、第1項の次に次の3項を加える。

2 市長は、第1項の申請書に次に掲げる書類を添付させることができる。

(1) 役員等名簿

(2) 誓約書

3 前項第1号の役員等名簿とは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる者の氏名及びその振り仮名、役職名、生年月日並びに性別の一覧表をいう。

(1) 申請者が法人である場合 申請者の亀岡市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人(以下「役員等」という。)

(2) 申請者が法人でない団体である場合 団体の構成員(当該構成員が法人の場合にあつては、当該法人の役員等)

(3) 申請者が個人である場合 申請者及びその亀岡市暴力団排除条例第2条第4号

ウに規定する使用人

4 第2項第2号の誓約書とは、補助金等の交付の申請者（申請者が法人でない団体である場合にあっては、当該団体の構成員全員）が暴力団員等に該当しない旨の誓約書をいう。

第13条第1項中「補助金等を」を「第3条の2の規定に反して補助金の交付を受け、若しくは暴力団員等となり、又は補助金等を」に改める。

（亀岡市法定外公共物管理条例施行規則の一部改正）

第4条 亀岡市法定外公共物管理条例施行規則（平成16年亀岡市規則第55号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に、「亀岡市法定外公共物管理条例第5条第1項の規定により法定外公共物の占用等の許可を受けたいので下記のとおり関係書類を添えて申請します。」

を

「亀岡市法定外公共物管理条例第5条第1項の規定により法定外公共物の占用等の許可を受けたいので下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、亀岡市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないことを誓約します。」

に改める。

別記第2号様式中「亀岡市長」を「亀岡市長 〇〇」に改める。

別記第3号様式、別記第4号様式及び別記第5号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

別記第6号様式中「あて先」を「宛先」に、「下記のとおり変更がありましたので、法定外公共物管理条例施行規則第7条の規定に基づき、届け出ます。」

を

「下記のとおり変更がありましたので、法定外公共物管理条例施行規則第7条の規定に基づき、届け出ます。

なお、亀岡市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないことを誓約します。」

に改める。

別記第7号様式中「あて先」を「宛先」に、

「法定外公共物の占有者の地位を承継したので、法定外公共物管理条例施行規則第8条の規定により下記のとおり届け出ます。」

を

「法定外公共物の占有者の地位を承継したので、法定外公共物管理条例施行規則第8条の規定により下記のとおり届け出ます。

なお、亀岡市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないことを誓約します。」

に改める。

別記第8号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

（亀岡市湯の花温泉供給条例施行規則の一部改正）

第5条 亀岡市湯の花温泉供給条例施行規則（平成19年亀岡市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「により市長に申請」を「及び誓約書（別記第1号様式の2）を市長に提出」に改める。

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

第1号様式の2（第2条、第3条関係）

誓約書

温泉供給の申請及び温泉受給者の名義変更を申請するに当たり、亀岡市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないことを誓約するとともに、暴力団員等であるか否かの情報を警察に照会することに同意します。

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 住 所

商号又は名称

氏名（代表者名）

㊟

電 話 番 号

別記第2号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

別記第3号様式中「き損」を「毀損」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

別記第4号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

別記第6号様式中「あて先」を「宛先」に、「届け出いたします」を「提出します」に改める。

別記第7号様式から別記第12号様式までの様式中「あて先」を「宛先」に改める。

(亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、たい積行為及び切土の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、たい積行為及び切土の規制に関する条例施行規則（平成11年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

題名中「たい積」を「堆積」に改める。

「たい積」を「堆積」に改める。

第3条第1項中第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当しない旨の誓約書（別記第5号様式の2。以下「誓約書」という。）

第5条中「第2項」を「第3項」に改める。

第8条第1項中「より、市長に申請」を「、誓約書（別記第5号様式の2）を添付して市長に提出」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

別記第1号様式、別記第4号様式及び別記第5号様式中「亀岡市長様」を「（宛先）亀岡市長」に、「事業施行者」を「事業施工者」に改める。

別記第5号様式の次に次の1様式を加える。

第5号様式の2（第3条、第8条関係）

誓 約 書

年 月 日

（宛先）亀岡市長

事業主 住所

氏名

電話

事業施工者 住所

氏名

電話

〔法人にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表の氏名〕

事業主（申請者）及び事業施工者が亀岡市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないことを誓約します。

事業主（申請者）及び事業施工者並びにその役員及び使用人名簿				
氏名（漢字）	氏名（ふりがな）	役職名・呼称	生年月日	性別

注 1 事業主（申請者）及び事業施工者が個人の場合は、事業主（申請者）及び事業施工者本人及び亀岡市暴力団排除条例第2条第4号ウに規定する使用人について記載してください。

2 事業主（申請者）及び事業施工者が法人の場合は、亀岡市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人について記載してください。

別記第7号様式及び別記第8号様式中「亀岡市長様」を「（宛先）亀岡市長」に、「事業施行者」を「事業施工者」に改める。

別記第9号様式中「亀岡市長様」を「（宛先）亀岡市長」に、「事業施行者」を「事業施工者」に、「書類」を「書類及び暴力団員等に該当しない旨の誓約書」に改める。

別記第15号様式及び別記第17号様式中「亀岡市長様」を「（宛先）亀岡市長」に、「事業施行者」を「事業施工者」に改める。

別記第20号様式中「事業施行者」を「事業施工者」に改める。

(亀岡市下矢田みどりの郷広場条例施行規則の一部改正)

第7条 亀岡市下矢田みどりの郷広場条例施行規則（平成16年亀岡市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改め、「よる申請書」の次に「及び誓約書」を、「（別記第1号様式）」の次に「及び誓約書（別記第2号様式）」を加える。

第4条中「別記第2号様式」を「別記第3号様式」に改める。

第7条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「第3条第4項」を「第3条第5項」に改める。

別記第1号様式中「亀岡市長 様」を「（宛先）亀岡市長」に改め、「局 番」を削る。

別記第2号様式を別記第3号様式とし、別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式（第2条関係）

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 住所

氏名

電話

申請者が亀岡市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないことを誓約します。

申請者（届出者）並びにその役員及び使用人名簿				
氏名（漢字）	氏名（ふりがな）	役職名・呼称	生年月日	性別

注 1 申請者が個人の場合は、亀岡市暴力団排除条例第2条第4号ウに規定する使用人について記載してください。

2 申請者が法人の場合は、亀岡市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人について記載してください。

(亀岡市農業公園条例施行規則の一部改正)

第8条 亀岡市農業公園条例施行規則(平成18年亀岡市規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条中「(別記第1号様式)」の次に「及び誓約書(別記第1号様式の2)」を加える。

第3条第1項中「第3項」を「第4項」に改める。

第5条第1項中「(別記第6号様式)を」の次に「作成し、誓約書(別記第1号様式の2)を添付して」を加える。

第6条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第4号に掲げる暴力団員等に対し、前項の許可をしてはならない。

第9条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第13条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3号中「第3項」を「第4項」に改める。

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

第1号様式の2(第2条、第5条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 住所

氏名

Ⓜ

電話

誓 約 書

申請者(届出者)が亀岡市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないことを誓約します。

申請者(届出者)並びにその役員及び使用人名簿				
氏名(漢字)	氏名(ふりがな)	役職名・呼称	生年月日	性別

注 1 申請者(届出者)が個人の場合は、申請者(届出者)本人及び亀岡市暴力団排除条例第2条第4号ウに規定する使用人について記載してください。
 2 申請者(届出者)が法人の場合は、亀岡市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人について記載してください。

別記第3号様式、別記第5号様式、別記第6号様式、別記第9号様式及び別記第11号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

(亀岡市道路占用規則の一部改正)

第9条 亀岡市道路占用規則（昭和31年亀岡市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「関しては」の次に「、亀岡市道路の占用に関する条例（昭和31年亀岡市条例第36号）に定めるもののほか」を加え、「定」を「定め」に、「除くほか」を「除き」に改める。

第4条第1項中「附近の見易い」を「付近の見やすい」に改める。

別記様式中「亀岡市長 様」を「（宛先）亀岡市長」に、

「
道路法 第32条 許可を申請
第35条 の規定により 協議 します。」

を

「
道路法 第32条 許可を申請
第35条 の規定により 協議 します。」

なお、亀岡市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないことを誓約します。」

に改める。

(亀岡市河川管理規則の一部改正)

第10条 亀岡市河川管理規則（平成12年亀岡市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び河川法施行規則」を「、河川法施行規則」に改め、「（省令」という。）」の次に「及び亀岡市河川の占用等に関する条例（平成12年亀岡市条例第7号）」を加える。

第2条第1項中「法第31条」を「、法第31条」に、「、それぞれ」を「それぞれ」に改める。

別記第1号様式中「 様」を「（宛先） 」に、「次のとおり、河川法第20条の承認を申請します。」を

「 次のとおり、河川法第20条の承認を申請します。」

なお、亀岡市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないことを誓約します。」

に改める。

別記第2号様式中「 様」を「（宛先） 」に改める。

(亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第11条 亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年亀岡市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に、「次のとおり占用許可の申請をします。」を

「 次のとおり占用許可の申請をします。」

なお、亀岡市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないことを誓約します。」

に改める。

別記第3号様式、別記第5号様式及び別記第7号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

(亀岡市都市公園条例施行規則の一部改正)

第12条 亀岡市都市公園条例施行規則(平成18年亀岡市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第2条中「これ」を「、これ」に改める。

第3条第1項中「第4条第4項」を「第4条第5項」に改める。

第9条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第14条第1号中「第11条第1項」を「第11条第1号」に改め、同条第2号中「第11条第2項」を「第11条第2号」に改め、同条第3号中「第11条第3項」を「第11条第3号」に改める。

第17条中「一に」を「いずれかに」に改める。

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に、「次のとおり行為許可の申請をします。」を「次のとおり行為許可の申請をします。」

なお、亀岡市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないことを誓約します。」に改める。

別記第3号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

別記第5号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「職業」を削り、「次のとおり公園施設設置許可の申請をします。」を

「次のとおり公園施設設置許可の申請をします。」

なお、亀岡市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないことを誓約します。」に改める。

別記第6号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「職業」を削り、「次のとおり公園施設管理許可の申請をします。」を

「次のとおり公園施設管理許可の申請をします。」

なお、亀岡市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないことを誓約します。」に改める。

別記第7号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「職業」を削り、「次のとおり公園施設設置許可の申請をします。」を

「次のとおり公園の占用の申請をします。」

なお、亀岡市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないことを誓約します。」に改める。

別記第8号様式及び別記第9号様式中「(あて先)」を「様」に、

「申請者 住所
氏名 ⑩ を
職業
(連絡先)」

「亀岡市長 ㊦」に改める。

別記第10号様式中「(あて先)」を「様」に、

「申請者 住所
氏名 ⑩ を
職業
(連絡先)」

「亀岡市長 ㊦」に、「公園施設の設置」を「公園の占有」に改める。

別記第11号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「職業」を削る。

別記第12号様式中「(あて先)」を「様」に、

「申請者 住所
氏名 ⑩ を
職業
(連絡先)」

「亀岡市長 ㊦」に改める。

別記第14号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定による改正後の亀岡市補助金等交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する補助金等から適用する。

「揭示済」

亀岡市税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第11号

亀岡市税条例施行規則等の一部を改正する規則

(亀岡市税条例施行規則の一部改正)

第1条 亀岡市税条例施行規則(昭和60年亀岡市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第41条第1項の表視覚障害の項中「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)」に、「障害者自立支援法施

行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第1条」を「第1条の2」に改める。

(亀岡市福祉事務所長委任規則の一部改正)

第2条 亀岡市福祉事務所長委任規則(昭和51年亀岡市規則第6号)の一部を次のように改正する。

本則第9号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(亀岡市障害者介護給付費等支給認定審査会規則の一部改正)

第3条 亀岡市障害者介護給付費等支給認定審査会規則(平成18年亀岡市規則第57号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第12号

亀岡市子ども医療費助成条例施行
規則の一部を改正する規則

亀岡市子ども医療費助成条例施行規則（平成5年亀岡市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「12歳」を「15歳」に改める。

第4条第1項中「者」の次に「（以下次条において「申請者」という。）」を加え、同条第2項第1号中「医療保険法」を「医療保険各法」に改め、「加入者証」の次に「（以下「被保険者証等」という。）」を加える。

第5条中「別記第2号様式」の次に「。以下「受給者証」という。」を加える。

第6条第1項中「定めた」を「定める」に改め、同項第1号中「加入保険者証」を「被保険者証等」に改め、同条第2項中「及び前項に定める」を「に規定する」に改める。

第7条中「、又は」を「又は」に改める。

第8条第1項中「対象者」の次に「（以下この条において「申請者」という。）」を加え、同条第2項中「、その他」を「その他」に改める。

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

別記第3号様式中「子ども医療費受給異動届出書」を「子ども医療費受給者異動届出書」に、「あて先」を「宛先」に、「届出ます」を「届け出ます」に改める。

別記第4号様式中「あて先」を「宛先」に、「すべて」を「全て」に改める。

別記第5号様式中「あて先」を「宛先」に、「お届けします」を「届け出ます」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市道路の構造の基準に関する条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第13号

亀岡市道路の構造の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市道路の構造の基準に関する条例（平成25年亀岡市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(車線の数等の基準)

第3条 計画交通量が、次の表の左欄に掲げる道路の区分及び地方部に存する道路にあつては、同表の中欄に掲げる地形の状況に応じ、同表の右欄に掲げる設計基準交通量（自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。）の値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、2とする。

道路の区分		地形の状況	設計基準交通量 (単位 1日につき台)
第1種	第2級	平地部	14,000
	第3級	平地部	14,000
		山地部	10,000
	第4級	平地部	13,000
		山地部	9,000
第3種	第2級	平地部	9,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	平地部	8,000
		山地部	6,000
第4種	第1級	—	12,000
	第2級	—	10,000
	第3級	—	9,000

備考 交差点の多い第4種の道路については、この表の右欄に掲げる設計基準交通量の値に0.8を乗じて得た値を設計基準交通量とする。

2 前項に規定する道路以外の道路（第2種の道路で対向車線を設けないもの並びに第3種第5級及び第4種第4級の道路を除く。）の車線の数、4以上（交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数）、第2種の道路で対向車線を設けないものの車線数は、2以上とし、次の表の左欄に掲げる道路の区分及び地方部に存する道路にあつては、同表の中欄に掲げる地形の状況に応じ、同表の右欄に掲げる1車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

道路の区分		地形の状況	1車線当たりの設計基準交通量 (単位 1日につき台)
第1種	第2級	平地部	12,000
		山地部	9,000
	第3級	平地部	11,000
		山地部	8,000
	第4級	平地部	11,000
		山地部	8,000
第2種	第1級	—	18,000
	第2級	—	17,000
第3種	第2級	平地部	9,000
		山地部	7,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	山地部	5,000
第4種	第1級	—	12,000
	第2級	—	10,000
	第3級	—	10,000

備考 交差点の多い第4種の道路については、この表の右欄に掲げる1車線当たりの設計基準交通量の値に0.6を乗じて得た値を1車線当たりの設計基準交通量とする。

3 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、次の表の左欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の右欄に掲げる値とする。ただし、第1種第2級、第3種第2級又は第4種第1級の普通道路にあつては、交通の状況により必要がある場合においては、当該右欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値、第1種第2級若しくは第3級の小型道路又は第2種第1級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、当該右欄に掲げる値から0.25メートルを減じた値とすることができる。

道路の区分		車線の幅員 (単位 メートル)	
第1種	第2級		3.5
	第3級	普通道路	3.5
		小型道路	3.25
	第4級	普通道路	3.25

		小型道路	3
第2種	第1級	普通道路	3.5
		小型道路	3.25
	第2級	普通道路	3.25
		小型道路	3
第3種	第2級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75
	第4級		2.75
第4種	第1級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第2級及び第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75

4 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は条例第33条の規定により車道に狭窄部まぎを設ける場合においては、3メートルとすることができる。

(中央帯等の幅員の基準)

第4条 中央帯の幅員は、次の表の左欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の中欄に掲げる値以上とする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

道路の区分		中央帯の幅員 (単位 メートル)	ただし書の規定を適用する 場合の中央帯の幅員 (単位 メートル)
第1種	第2級	4.5	2
	第3級	3	1.5
	第4級		
第2種	第1級	2.25	1.5
	第2級	1.75	1.25
第3種	第2級	1.75	1
	第3級		
	第4級		
第4種	第1級	1	—
	第2級		
	第3級		

2 条例第4条第5項の側帯の幅員は、次の表の左欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の中欄に掲げる値とする。ただし、前項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、同表の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

道路の区分		条例第4条第5項 の側帯の幅員 (単位 メートル)	ただし書の規定を適用する 場合の条例第4条第5項の 側帯の幅員 (単位 メートル)
第1種	第2級	0.75	0.25
	第3級	0.5	
	第4級		
第2種		0.5	0.25
第3種	第2級	0.25	-
	第3級		
	第4級		
第4種	第1級	0.25	-
	第2級		
	第3級		

(副道の幅員の基準)

第5条 副道の幅員は、4メートルを標準とする。

(路肩等の幅員の基準)

第6条 車道の左側に設ける路肩の幅員は、次の表の左欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の中欄に掲げる値以上とする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

道路の区分			車道の左側に設ける 路肩の幅員 (単位 メートル)	ただし書の規定を適用する 場合の車道の 左側に設ける路肩の 幅員 (単位 メートル)
第1種	第2級	普通道路	2.5	1.75
		小型道路	1.25	-
	第3級及び 第4級	普通道路	1.75	1.25
		小型道路	1	-
第2種		普通道路	1.25	-
		小型道路	1	-
第3種	第2級から 第4級まで	普通道路	0.75	0.5
		小型道路	0.5	-
	第5級		0.5	-
第4種		0.5	-	

2 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第1種の道路であって同方向の車線の数が1であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、次の表の左欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の中欄に掲げる値以上とする。ただし、普通道路のうち、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であって、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

道路の区分		車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)	ただし書の規定を適用する場合の車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)
第1種	第2級及び第3級	普通道路	2.5
		小型道路	1.25
	第4級	普通道路	2
		小型道路	1.25

3 車道の右側に設ける路肩の幅員は、次の表の左欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の右欄に掲げる値以上とする。

道路の区分		車道の右側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)
第1種	第2級	普通道路
		小型道路
	第3級及び第4級	普通道路
		小型道路
第2種	普通道路	
	小型道路	
第3種		
第4種		

4 前3項の規定にかかわらず、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩（第2項本文に規定する路肩を除く。）又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩（第2項本文に規定する路肩を除く。）の幅員は、第1種第2級の道路にあつては1メートルまで、第1種第3級又は第4級の道路にあつては0.75メートルまで、第3種（第5級を除く。）の普通道路にあつては0.5メートルまで縮小することができる。

5 副道に接続する路肩については、第1項の表第3種の項中「0.75」とあるのは、「0.5」とし、第1項ただし書の規定は、適用しない。

6 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、前各項に定める幅員を縮小することができる。

7 条例第6条第4項の側帯の幅員は、次の表の左欄に掲げる道路の区分に応じ、普通道路にあっては同表の中欄に掲げる値と、小型道路にあっては0.25メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の右欄に掲げる値とすることができる。

道路の区分		条例第6条第4項の側帯の幅員 (単位 メートル)	ただし書の規定を適用する場合の条例第6条第4項の側帯の幅員 (単位 メートル)
第1種	第2級	0.75	0.5
	第3級	0.5	0.25
	第4級		
第2種	第1級	0.5	—
	第2級		

8 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第1項の表の中欄若しくは右欄又は第3項の表の右欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用する。

(停車帯の幅員の基準)

第7条 停車帯の幅員は、2.5メートルとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

(自転車道の幅員の基準)

第8条 自転車道の幅員は、2メートル以上とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

(植樹帯の幅員の基準)

第9条 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とする。

2 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とする。

(1) 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

(2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

(設計速度の基準)

第10条 道路(副道を除く。)の設計速度は、次の表の左欄に掲げる道路の区分に応じ、同表の中欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の右欄に掲げる値とすることができる。

道路の区分		設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	ただし書の規定を適用する場合の設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)
第1種	第2級	100	80
	第3級	80	60
	第4級	60	50
第2種	第1級	80	60
	第2級	60	50又は40
第3種	第2級	60	50又は40
	第3級	60、50又は40	30
	第4級	50、40又は30	20
	第5級	40、30又は20	—
第4種	第1級	60	50又は40
	第2級	60、50又は40	30
	第3級	50、40又は30	20
	第4級	40、30又は20	—

2 副道の設計速度は、1時間につき、40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートルとする。

(曲線半径の基準)

第11条 車道の曲線部の曲線半径は、次の表の左欄に掲げる道路の設計速度に応じ、同表の中欄に掲げる値以上とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

道路の設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	曲線半径 (単位 メートル)	ただし書の規定を適用する場合の曲線半径 (単位 メートル)
100	460	380
80	280	230
60	150	120
50	100	80
40	60	50
30	30	—
20	15	—

(曲線部の片勾配の基準)

第12条 条例第17条の規則で定める値は、次の表の左欄に掲げる道路の区分及び第1種、第2種及び第3種の道路にあっては、同表の中欄に掲げる道路の存する地域の積雪寒冷の度に応じ、同表の右欄に掲げる値(第3種の道路で自転車道等を設けないものには、6パーセント)以下で適切な値とする。

道路の区分	道路の存する地域		最大片勾配 (単位 パーセント)
第1種、第2種及び第3種	積雪寒冷地域	積雪寒冷の度が甚だしい地域	6
		その他の地域	8
	その他の地域		10
第4種	—		6

(緩和区間の長さの基準)

第13条 緩和区間の長さは、次の表の左欄に掲げる道路の設計速度に応じ、同表の右欄に掲げる値(条例第19条第2項の規定によるすり付けに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合には、当該すり付けに必要な長さ)以上とする。

道路の設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	緩和区間の長さ (単位 メートル)
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(視距の基準)

第14条 視距は、次の表の左欄に掲げる道路の設計速度に応じ、同表の右欄に掲げる値以上とする。

道路の設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	視距 (単位 メートル)
100	160
80	110
60	75
50	55
40	40
30	30
20	20

(縦断勾配の基準)

第15条 車道の縦断勾配は、次の表の第1欄に掲げる道路の区分及び同表の第2欄に掲げる道路の設計速度に応じ、同表の第3欄に掲げる値以下とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の第4欄に掲げる値以下とすることができる。

道路の区分		道路の設計速度 (単位 1時間 につきキロメー トル)	縦断勾配 (単位 パーセ ント)	ただし書の規定 を適用する場合 の縦断勾配 (単位 パーセ ント)
第1種、第2種及び第3種	普通道路	100	3	6
		80	4	7
		60	5	8
		50	6	9
		40	7	10
		30	8	11
		20	9	12
	小型道路	100	4	6
		80	7	—
		60	8	—
		50	9	—
		40	10	—
		30	11	—
		20	12	—
第4種	普通道路	60	5	7
		50	6	8
		40	7	9
		30	8	10
		20	9	11
	小型道路	60	8	—
		50	9	—
		40	10	—
		30	11	—
		20	12	—

(登坂車線の幅員の基準)

第16条 登坂車線の幅員は、3メートルとする。

(縦断曲線の半径等の基準)

第17条 縦断曲線の半径は、次の表の左欄に掲げる道路の設計速度及び同表の中欄に掲げる縦断曲線の曲線形に応じ、同表の右欄に掲げる値以上とする。ただし、設計速度が1時間につき60キロメートルである第4種第1級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

道路の設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径 (単位メートル)
100	凸形曲線	6,500
	凹形曲線	3,000
80	凸形曲線	3,000
	凹形曲線	2,000
60	凸形曲線	1,400
	凹形曲線	1,000
50	凸形曲線	800
	凹形曲線	700
40	凸形曲線	450
	凹形曲線	450
30	凸形曲線	250
	凹形曲線	250
20	凸形曲線	100
	凹形曲線	100

2 縦断曲線の長さは、次の表の左欄に掲げる道路の設計速度に応じ、同表の右欄に掲げる値以上とする。

道路の設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の長さ (単位 メートル)
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(横断勾配の基準)

第18条 条例第25条第1項の規則で定める値は、次の表の左欄に掲げる路面の種類に応じ、同表の右欄に掲げる値とする。

路面の種類	横断勾配 (単位 パーセント)
条例第24条第2項に規定する基準に適合する舗装道	1.5以上2以下
その他	3以上5以下

2 条例第25条第2項の規則で定める値は、2パーセントとする。

(合成勾配の基準)

第19条 合成勾配は、次の表の左欄に掲げる道路の設計速度に応じ、同表の右欄に掲げる値以下とする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。

道路の設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	合成勾配 (単位 パーセント)
100	10
80	10.5
60	
50	11.5
40	
30	
20	

2 前項の規定にかかわらず、積雪寒冷の度が甚だしい地域に存する道路にあつては、合成勾配は、8パーセント以下とする。

(屈折車線等を設ける場合の車線の幅員の基準)

第20条 条例第28条第3項の幅員は、第2条第3項の規定にかかわらず、第4種第1級の普通道路にあつては3メートルまで、第4種第2級又は第3級の普通道路にあつては2.75メートルまで、第4種の小型道路にあつては2.5メートルまで縮小することができる。

2 条例第28条第4項の幅員は、普通道路にあつては3メートル、小型道路にあつては2.5メートルを標準とする。

(鉄道と平面で交差する場合の道路の構造の基準)

第21条 条例第30条の道路は、次の各号のいずれにも該当する構造とする。

- (1) 交差角は、45度以上とすること。
- (2) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。
- (3) 見通し区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。）は、次の表の左欄に掲げる踏切道における鉄道の車両の最高速度に応じ、同表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道の車両の最高速度 (単位 1時間につきキロメートル)	見通し区間の長さ (単位 メートル)
50未満	110
50以上70未満	160
70以上80未満	200
80以上90未満	230
90以上100未満	260
100以上110未満	300
110以上	350

(待避所の設置の基準)

第22条 条例第31条の待避所は、次の各号のいずれにも該当するよう設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

- (1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。
- (2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。
- (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の幅員の基準)

第23条 条例第41条第1項の規則で定める値は、0.5メートルとする。

- 2 自転車専用道路の幅員は、3メートル以上とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。
- 3 自転車歩行者専用道路の幅員は、4メートル以上とする。

(歩行者専用道路の幅員の基準)

第24条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とする。

(その他)

第25条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第14号

亀岡市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成25年亀岡市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(歩道等の有効幅員の基準)

第2条 条例第4条の歩道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては、3.5メートル以上、その他の道路にあつては、2メートル以上とする。

2 条例第4条の自転車歩行者道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては、4メートル以上、その他の道路にあつては、3メートル以上とする。

(歩道等の勾配及び車両乗入れ部の幅員の基準)

第3条 条例第6条の歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 条例第6条の歩道等（車両乗入れ部を除

く。）の横断勾配は、1パーセント以下とする。ただし、条例第5条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

3 車両乗入れ部には、横断勾配が1パーセント（前項ただし書に規定する場合においては、2パーセント）以下となる部分を設けるものとする。

4 前項の部分の幅員（縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は除雪のために必要な幅員を除く。）は、2メートル以上とする。

(歩道等に設ける縁石の車道等に対する高さの基準)

第4条 条例第7条第2項の高さは、15センチメートル以上とする。

(歩道等の車道等に対する高さの基準)

第5条 条例第8条第1項の高さは、5センチメートルを標準とする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあつては、この限りでない。

(横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端と車道等の部分との段差の基準)

第6条 条例第9条第2項の段差は、2センチメートルを標準とする。

(立体横断施設に設けるエレベーターの基準)

第7条 条例第11条第2項の移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) かごの内法幅は、150センチメートル以上とし、内法奥行きは、150センチメートル以上とすること。

(2) 前号の規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子

を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に乗降することができる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあつては、内法幅は、140センチメートル以上とし、内法奥行きは、135センチメートル以上とすること。

- (3) かご及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号に掲げる基準に適合するエレベーターにあつては、90センチメートル以上とし、前号に掲げる基準に適合するエレベーターにあつては、80センチメートル以上とすること。
- (4) かご内に、車椅子使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号に掲げる基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。
- (5) かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認することができる構造とすること。
- (6) かご内の左右両側に手すりを設けること。
- (7) かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- (8) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- (9) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (10) かご内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- (11) かご内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作することができる構造

とすること。

- (12) 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は、150センチメートル以上とし、有効奥行きは、150センチメートル以上とすること。
- (13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。
- (14) かご及び昇降路の出入口には、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。

（立体横断施設に設ける傾斜路の基準）

第8条 条例第11条第2項ただし書の移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、設けないこと。
- (4) 二段式の手すりを両側に設けること。
- (5) 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (6) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (7) 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別することができるものとする。

(8) 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(9) 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。

(10) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊場を設けること。

(立体横断施設に設けるエスカレーターの基準)

第9条 条例第11条第3項の移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。

(2) 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。

(3) 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。

(4) 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別することができるものとする。

(5) くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別することができるものとする。

(6) エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。

(7) 踏み段の有効幅は、100センチメートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、60センチメートル以上とすることができる。

(立体横断施設に設ける通路の基準)

第10条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。

(2) 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。

(3) 二段式の手すりを両側に設けること。

(4) 手すりの端部の付近には、通路の通じる場所を示す点字を貼り付けること。

(5) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

(6) 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(立体横断施設に設ける階段の基準)

第11条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、150センチメートル以上とすること。

(2) 二段式の手すりを両側に設けること。

(3) 手すりの端部の付近には、階段の通じる場所を示す点字を貼り付けること。

(4) 回り階段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(5) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

(6) 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別することができるものとする。

(7) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因

となるものを設けない構造とすること。

(8) 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(9) 階段の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合には、柵その他これに類する工作物を設けること。

(10) 階段の高さが3メートルを超える場合には、その途中に踊場を設けること。

(11) 踊場の踏み幅は、直階段の場合にあっては、120センチメートル以上とし、その他の場合にあっては、当該階段の幅員の値以上とすること。

(乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さの基準)

第12条 条例第12条の高さは、15センチメートルを標準とする。

(自動車駐車場に設ける障害者用駐車施設の基準)

第13条 条例第14条第1項の規定により設ける障害者用駐車施設の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる数以上とする。

(1) 全駐車台数が200以下の場合 当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数

(2) 全駐車台数が200を超える場合 当該駐車台数に100の1を乗じて得た数に2を加えた数

2 前項の障害者用駐車施設は、次に掲げるものとする。

(1) 当該障害者用駐車施設に通じる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

(2) 有効幅は、3.5メートル以上とすること。

(3) 障害者用である旨を見やすい方法により

表示すること。

(自動車駐車場に設ける障害者用駐車施設の基準)

第14条 条例第15条第1項の規定により設ける障害者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。

(1) 当該障害者用駐車施設に通じる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

(2) 車両への乗降の用に供する部分の有効幅は、150センチメートル以上とし、有効奥行きは、150センチメートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降することができる構造とすること。

(3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(自動車駐車場の歩行者の出入口の基準)

第15条 条例第16条の出入口は、次に定める構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

(1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外に通じる歩行者の出入口のうち1以上の出入口の有効幅は、120センチメートル以上とすること。

(2) 戸を設ける場合には、当該戸は、有効幅を120センチメートル以上とする当該自動車駐車場外に通じる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあっては、自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあっては、車椅子使用者が円滑に開閉して通過することができる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(障害者用駐車施設に至る通路の基準)

第16条 条例第17条の通路のうち1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。
- (2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
- (3) 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(自動車駐車場に設けるエレベーターの基準)

第17条 条例第18条第1項の規定により設けるエレベーターは、第7条第1号から第4号までに定める構造とするものとする。

2 前項のエレベーターのうち1以上のエレベーターは、同項に定めるもののほか、次に定める構造とするものとする。

- (1) 前条の規定の適用を受ける通路に接続する自動車駐車場外に通じる歩行者の出入口に近接して設けること。
- (2) 第7条第5号から第14号までに定める構造とするものとする。

(自動車駐車場に設ける傾斜路の基準)

第18条 第8条の規定は、条例第18条第1項ただし書の規定により設ける傾斜路について準用する。

(自動車駐車場に通じる歩行者の出入口がない階に通じる階段の基準)

第19条 第11条の規定は、自動車駐車場外に通じる歩行者の出入口がない階に通じる階段について準用する。

(屋根を設ける通路の範囲)

第20条 条例第19条の規則で定める通路は、第16条の規定の適用を受ける通路とする。

(自動車駐車場に設ける便所の基準)

第21条 条例第20条の便所を設ける場合には、当該便所は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けるこ

と。

- (2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

- (3) 男子用小便器を設ける場合には、1以上の床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けること。

- (4) 前号の規定により設ける小便器には、手すりを設けること。

2 前項の場合には、当該便所のうち1以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 便所(男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設けること。
- (2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所とすること。

第22条 前条第2項の規定により同項第1号の便房を設ける便所は、同条第1項に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 第16条の規定の適用を受ける通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、同条各号に掲げるものとする。

- (2) 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

- (3) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

- (4) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

- (5) 出入口に戸を設ける場合には、当該戸は、次に掲げるものとする。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 引き戸（構造上やむを得ない場合にあっては、外開き戸）とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過することができる構造とすること。

(6) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

(7) 洗面器又は手洗器のうち1以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ1以上）は、レバー式、光感知式その他の操作が容易な方式による水栓を設けること。

2 前項の便所に設ける前条第2項第1号の便房は、次に定める構造とするものとする。

(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

(3) 腰掛便座及び手すりを設けること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3 第1項第2号、第5号及び第6号の規定は、前項の便房について準用する。

第23条 第21条第2項の規定の適用を受けて同項第2号の構造を有することとなった便所は、同条第1項に定めるもののほか、前条第1項各号（第4号を除く。）及び第2項各号（第1号を除く。）の構造を有するものとする。この場合における同項第2号の規定の適用については、同号中「便房」とあるのは、「便所」とする。

（その他）

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市営住宅等の整備基準に関する条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第15号

亀岡市営住宅等の整備基準に関する条例施行規則

（目的）

第1条 この規則は、亀岡市営住宅等の整備基準に関する条例（平成25年亀岡市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（住宅の基準）

第2条 条例第10条第2項の規則で定める措置は、市営住宅が住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。）第5の5の5-1(3)の等級3の基準を満たすこととなる措置とする。

2 条例第10条第3項の規則で定める措置は、市営住宅の床及び外壁の開口部が評価方法基準第5の8の8-1(3)イの等級2の基準又は

ロ①cの基準（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅以外の住宅にあっては、同dの基準）及び同8-4(3)の等級2の基準を満たすこととなる措置とする。

3 条例第10条第4項の規則で定める措置は、市営住宅の構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分が評価方法基準第5の3の3-1(3)の等級3の基準（木造の住宅にあっては、等級2の基準）を満たすこととなる措置とする。

4 条例第10条第5項の規則で定める措置は、市営住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管が評価方法基準第5の4の4-1(3)及び4-2(3)の等級2の基準を満たすこととなる措置とする。

（住戸の基準）

第3条 条例第11条第3項の規則で定める措置は、市営住宅の各住戸の居室の内装の仕上げに評価方法基準第5の6の6-1(2)イ②の特定建材を使用する場合にあっては、同(3)ロの等級3の基準を満たすこととなる措置とする。

（住戸内の各部）

第4条 条例第12条の規則で定める措置は、住戸内の各部が評価方法基準第5の9の9-1(3)の等級3の基準を満たすこととなる措置とする。

（共用部分）

第5条 条例第13条の規則で定める措置は、市営住宅の通行の用に供する共用部分が評価方法基準第5の9の9-2(3)の等級3の基準（小規模な住棟等で、設置することが著しく非効率となる場合においては、エレベーターの基準を除く。）を満たすこととなる措置とする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第16号

亀岡市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市営住宅管理条例施行規則（平成9年亀岡市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第3条の2の次に次の1条を加える。

第3条の3 条例第5条第1項第2号アに規定する特に居住の安定を図る必要がある場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 入居者又は同居者にア又はイのいずれかに該当する者がある場合

ア 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が(ア)から(ウ)までに掲げる障害の種類に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める程度であるもの
(ア) 身体障害 前条第2号アに規定する程度

(イ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程

度

(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ 前条第3号、第4号、第6号又は第7号に掲げる者

(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

第4条第1号及び第4号中「前条」を「第3条の2」に改める。

第8条第1項中「継続居住」を「、継続居住」に改める。

第9条第1号中「こと。」を「者」に改める。

第10条中「第2項」を「第3項」に改める。

第16条中「収入超過者認定書」を「収入超過者認定通知書」に改める。

第25条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第27条第4号中「保証人変更承認申請書」を「連帯保証人変更承認申請書」に改める。

別記第1号様式の6中「市営住宅明渡期限延長承認・非承認通知書」を「市営住宅明渡期限延長承認・不承認通知書」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市難病患者等ホームヘルプサービス事業運営規則を廃止する規則をここに公布する。

平成25年3月31日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第17号

亀岡市難病患者等ホームヘルプサービス事業運営規則を廃止する規則

亀岡市難病患者等ホームヘルプサービス事業運営規則（平成13年亀岡市規則第19号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第24号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年3月5日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1401-21060

- 1 保険者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成24年4月1日
- 3 無効になる日
 平成25年3月5日

「揭示済」

亀岡市告示第25号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年3月12日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0509-31055

- 1 保険者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成24年4月1日
- 3 無効になる日
 平成25年3月12日

「揭示済」

亀岡市告示第26号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年3月13日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0501-81015

- 1 保険者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成24年4月1日
- 3 無効になる日
 平成25年3月13日

「揭示済」

亀岡市告示第27号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年3月14日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除
- 4 消 除 日 平成5年9月20日

「揭示済」

亀岡市告示第28号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項の規定により、平成25年度分固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間及び縦覧場所を次のとおり定める。

平成25年3月18日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 縦覧期間 平成25年4月1日から
平成25年5月31日まで
(閉庁日を除く)

- 2 縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市総務部税務課

「揭示済」

亀岡市告示第29号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年3月19日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0132-33019

- 1 保 険 者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
平成24年4月1日
- 3 無効になる日
平成25年3月19日

「揭示済」

亀岡市告示第30号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申し出があれば交付する。

ここに地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成25年3月21日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者の住所・氏名又は名称	
		住 所	氏名又は名称
1	督促状 平成24年度市府民税 第4期分	省略	省略
2	督促状 平成24年度市府民税 第4期分	省略	省略
3	督促状 平成24年度市府民税 第4期分	省略	省略
4	督促状 平成24年度 軽自動車税	省略	省略
5	督促状 平成24年度 軽自動車税	省略	省略
6	督促状 平成24年度 軽自動車税	省略	省略
7	督促状 平成24年度 軽自動車税	省略	省略
8	督促状 平成24年度 軽自動車税	省略	省略
9	督促状 平成24年度 軽自動車税	省略	省略
10	督促状 平成24年度 軽自動車税	省略	省略
11	督促状 平成24年度 軽自動車税	省略	省略
12	督促状 平成24年度 軽自動車税	省略	省略
13	督促状 平成24年度 軽自動車税	省略	省略
14	督促状 平成24年度 軽自動車税	省略	省略
15	督促状 平成24年度 軽自動車税	省略	省略
16	督促状 平成24年度 軽自動車税	省略	省略
17	督促状 平成24年度 軽自動車税	省略	省略

18	督促状	平成24年度	軽自動車税	省略	省略
19	督促状	平成24年度	軽自動車税	省略	省略
20	督促状	平成24年度	軽自動車税	省略	省略
21	督促状	平成24年度	軽自動車税	省略	省略
22	督促状	平成24年度	軽自動車税	省略	省略
23	督促状	平成24年度	軽自動車税	省略	省略
24	督促状	平成24年度	軽自動車税	省略	省略
25	督促状	平成24年度	軽自動車税	省略	省略
26	督促状	平成24年度	軽自動車税	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第31号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年3月21日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0505-71014

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成24年4月1日

3 無効になる日

平成25年3月21日

「揭示済」

亀岡市告示第32号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成25年3月22日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域
J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成25年3月22日（金）
午後1時00分～午後3時30分

4 撤去し、保管した台数 6台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

- ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができます。
- ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要です。
- ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担していただきます。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引取りのない自転車は、関係法令の規定により処分します。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第33号

森林法（平成23年法律第20号）第5条第1項の規定により、亀岡市森林整備計画を樹立した。

なお、樹立した計画は、平成25年4月1日にその効力を生じるものとし、亀岡市役所において縦覧に供する。

平成25年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課
- 2 縦覧期間 平成25年3月26日から
平成25年4月24日まで

「掲示済」

亀岡市告示第34号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年3月27日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1902-21055

- 1 保険者 亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日 平成24年4月1日
- 3 無効になる日 平成25年3月27日

「掲示済」

亀岡市告示第35号

亀岡市健康福祉のまちづくり懇談会設置要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市健康福祉のまちづくり懇談会設置要綱等の一部を改正する告示

（亀岡市健康福祉のまちづくり懇談会設置要綱の一部改正）

第1条 亀岡市健康福祉のまちづくり懇談会設置要綱（平成5年亀岡市告示第48号）の一部を次のように改正する。

第7条中「こども福祉課」を「地域福祉課」に改める。

（亀岡市次世代育成推進市民協議会設置要綱の一部改正）

第2条 亀岡市次世代育成推進市民協議会設置要綱（平成23年亀岡市告示第122号）の一部を次のように改正する。

第7条中「こども福祉課」を「子育て支援課」に改める。

(亀岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱の一部改正)

第3条 亀岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱(平成16年亀岡市告示第129号)の一部を次のように改正する。

第7条中「社会福祉課」を「地域福祉課」に改める。

(亀岡市福祉有償運送運営協議会設置要綱の一部改正)

第4条 亀岡市福祉有償運送運営協議会設置要綱(平成17年亀岡市告示第159号)の一部を次のように改正する。

第6条中「こども福祉課」を「地域福祉課」に改める。

(亀岡市就学前教育・保育検討委員会設置要綱の一部改正)

第5条 亀岡市就学前教育・保育検討委員会設置要綱(平成19年亀岡市告示第56号)の一部を次のように改正する。

第8条中「こども福祉課」を「子育て支援課」に改める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第36号

亀岡市重度障害児(者)在宅生活支援事業費補助金交付要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市重度障害児(者)在宅生活支援事業費補助金交付要綱等の一部を改正する告示

(亀岡市重度障害児(者)在宅生活支援事業費補助金交付要綱の一部改正)

第1条 亀岡市重度障害児(者)在宅生活支援事業費補助金交付要綱(平成24年亀岡市告示第64号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(亀岡市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱の一部改正)

第2条 亀岡市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱(平成24年亀岡市告示第65号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)、障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)、障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)及び障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条から第4条まで及び別記第1号様式

中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(亀岡市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱の一部改正)

第3条 亀岡市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱(平成18年亀岡市告示第153号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第6条中「無料」を「、無料」に、「利用者」を「、利用者」に改める。

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

(亀岡市手話通訳者派遣事業実施要綱の一部改正)

第4条 亀岡市手話通訳者派遣事業実施要綱(平成18年亀岡市告示第158号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別記様式中「あて先」を「宛先」に改める。

(亀岡市要約筆記奉仕員派遣事業実施要綱の一部改正)

第5条 亀岡市要約筆記奉仕員派遣事業実施要綱(平成18年亀岡市告示第159号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別記様式中「あて先」を「宛先」に改める。

(亀岡市障害者ガイドヘルパー派遣事業実施要綱の一部改正)

第6条 亀岡市障害者ガイドヘルパー派遣事業

実施要綱(平成18年亀岡市告示第161号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第9条中「無料」を「、無料」に改める。

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

(亀岡市障害者更生訓練費給付事業実施要綱の一部改正)

第7条 亀岡市障害者更生訓練費給付事業実施要綱(平成18年亀岡市告示第162号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別記第1号様式及び別記第3号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

(亀岡市障害者日中一時支援・生活サポート事業実施要綱の一部改正)

第8条 亀岡市障害者日中一時支援・生活サポート事業実施要綱(平成18年亀岡市告示第163号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第8条中「無料」を「、無料」に改める。

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

(亀岡市身体障害者自動車運転免許取得教習費助成金交付要綱の一部改正)

第9条 亀岡市身体障害者自動車運転免許取得教習費助成金交付要綱(平成6年亀岡市告示第26号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第2項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第3条第1項中「身体障害者」を「、身体

障害者」に改める。

別記様式中「あて先」を「宛先」に改める。
(亀岡市身体障害者自動車改造助成金交付要綱の一部改正)

第10条 亀岡市身体障害者自動車改造助成金交付要綱(平成6年亀岡市告示第25号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第2項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別記様式中「あて先」を「宛先」に改める。
(心身障害児(者)に係る補装具等補助金交付要綱の一部改正)

第11条 心身障害児(者)に係る補装具等補助金交付要綱(昭和51年亀岡市告示第42号)の一部を次のように改正する。

第2条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第5条第19項」を「第5条第23項」に改める。

第3条中「一に」を「いずれかに」に改める。

別記様式中「あて先」を「宛先」に改める。
(亀岡市訪問介護利用者負担額補助事業実施要綱の一部改正)

第12条 亀岡市訪問介護利用者負担額補助事業実施要綱(平成12年亀岡市告示第105号)の一部を次のように改正する。

第3条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第37号

亀岡市障害者サービス事業所等通所交通費助成金交付要綱(平成13年亀岡市告示第41号)の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

第2条第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第28条第1項第5号」を「第28条第1項第6号」に改め、同条中第5号から第7号までを削り、第8号を第5号とする。

第3条第3号を削る。

第4条第3号を削る。

第5条第1項中「、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、市長」を「次の書類を添えて市長」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 施設の長が発行する通所証明書(別記第2号様式)
- (2) 定期乗車券の写し(定期乗車券を購入して通所した場合に限る。)

第6条中「亀岡市障害者サービス事業所等通所交通費助成金交付決定(却下)通知書(別記第4号様式)により」を削り、「申請書」を「申請者」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第5条関係）

亀岡市障害者サービス事業所等通所交通費助成金交付申請（請求）書

年 月 日

（宛先）亀岡市長

申請（請求）者

住所

氏名

Ⓔ

電話

亀岡市障害者サービス事業所等通所交通費助成金交付要綱に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請（請求）します。

記

1 申請額 _____ 円 （ 年 月 ～ 年 月分）

2 通所交通費内訳（自宅から施設まで）

対象者氏名		施設名		
順路	交通機関名	経路	①片道運賃(円)	自家用車運転片道距離数(km)
			②日額	
			③定期代	
1		～		
2		～		
3		～		

3 交付申請（請求）額算出内訳

通所日数	月分 日	月分 日	月分 日	月分 日	月分 日	月分 日	合計
通所交通費 (月額)	円	円	円	円	円	円	円
交付決定額 (月額2,000 円限度)	円	円	円	円	円	円	円

太枠内は記入しないでください。

請求者振込口座			
銀行	本店		
信用金庫	支店	普通	第 _____ 号
農協			
フリガナ			
口座名義			

注意 1 施設の長が発行する通所証明書（別記第2号様式）を添付してください。
2 定期乗車券を購入して通所した場合は、当該定期乗車券の写しを添付してください。

別記第2号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

別記第3号様式及び別記第4号様式を削る。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第38号

亀岡市障害福祉サービス等利用支援費支給事業実施要綱（平成19年亀岡市告示第49号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

第3条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第6条中「その者」を「、その者」に改める。
別表第1項中「車いす」を「車椅子」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、同表第2項中「(1) 更生医療」の次に「及び育成医療」を、「掲げる更生医療」の次に「又は育成医療」を加え、「第140号」を「第141号」に、「公的年金たる給付」を「公的年金給付」に、「第35条第1項第1号」を「第35条第1号」に、「精神通院医療及び育成医療」を「精神通院医療」に、「精神通院医療又は育成医療」を「精神通院医療」に改め、同表第4項中「障害者支援施設並びに法附則に基づきなお従前の例により運営をすることができることとされた知的障害者入所更生施設及び知的障害者入所授産施設」を「指定障害者支援施設等」に改め、「（昭和22年法律第164号）」を削り、「知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改める。

別記様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第39号

亀岡市障害児（者）日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年亀岡市告示第160号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

第1条中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）」に改める。

第2条第1項中「給付」を「、給付」に改める。

第3条に次の1項を加える。

2 難病患者等（法第4条第1項の治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者をいう。以下同じ。）が前項の規定により申請する場合は、医師の診断書等を併せて提出するものとする。

第4条第2項中「通知する」を「交付する」に改め、同条第3項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加える。

第8条第3号中「譲度」を「譲渡」に改める。
別表を次のように改める。

区分	種目	単価	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
介護・訓練支援用具	階段昇降機	500,000円	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	原則として頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年	小学校以上
	段差昇降機	500,000円	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	原則として頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年	小学校以上
	訓練椅子(障害児のみ)	33,100円	療育手帳A以上、下肢又は体幹機能障害1級及びび寝たきりの状態にある難病患者等	滑溜(じょくそう)の防止又は失禁等による汚染若しくは損傷を防止できる機能を有するもの。	5年	3歳以上
	訓練用ベッド	159,200円	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	小学校以上
	入浴補助用具	85,500円	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	障害者が担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年	3歳以上
	便器	便器 8,900円 手すり 10,800円	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	介護者が障害者の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの。	5年	小学校以上
	T字杖、棒杖の杖	3,000円	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	介護者が重度障害児(者)を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	3歳以上
	移動、移乗支援用具	57,000円	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	介護者が重度障害児(者)を移動させるに当たって、容易に使用し得るもので、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	8年	小学校以上
	階段昇降機	500,000円	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	原則として頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年	小学校以上
	段差昇降機	500,000円	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	原則として頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年	小学校以上

区分	種目	単価	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
介護・訓練支援用具	階段昇降機	500,000円	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	原則として頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年	小学校以上
	段差昇降機	500,000円	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	原則として頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年	小学校以上
	訓練椅子(障害児のみ)	33,100円	療育手帳A以上、下肢又は体幹機能障害1級及びび寝たきりの状態にある難病患者等	滑溜(じょくそう)の防止又は失禁等による汚染若しくは損傷を防止できる機能を有するもの。	5年	3歳以上
	訓練用ベッド	159,200円	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	小学校以上
	入浴補助用具	85,500円	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	障害者が担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年	3歳以上
	便器	便器 8,900円 手すり 10,800円	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	介護者が障害者の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの。	5年	小学校以上
	T字杖、棒杖の杖	3,000円	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	介護者が重度障害児(者)を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	3歳以上
	移動、移乗支援用具	57,000円	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	介護者が重度障害児(者)を移動させるに当たって、容易に使用し得るもので、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	8年	小学校以上
	階段昇降機	500,000円	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	原則として頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年	小学校以上
	段差昇降機	500,000円	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	原則として頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年	小学校以上

聴覚障害2級 (聴覚障害者のみ の世帯及びこ れに準ずる世帯 で日常生活上必 要と認められる 世帯)	83,030円	在宅療養 等支援用 具	10年	18歳以上	音声等を視覚、触覚等により知 覚できるもの。	腎臓機能障害3 級以上で自己連 続携帯式腹膜灌 流法(CAPD) による透析療法 を行う者	3歳以上
聴覚障害者 用屋内信号 装置	51,500円	透析液加温 器	5年	3歳以上	透析液を加温し、一定温度に保 つもの。	呼吸器機能障害 3級以上又は同 程度の障害で あって、必要と 認められる者及 び呼吸器機能に 障害のある難病 患者等	3歳以上
	36,000円	ネブライ ザー(吸入 器)	5年	3歳以上	障害者及び介護者が容易に使用 し得るもの。	呼吸器機能障害 3級以上又は同 程度の障害で あって、必要と 認められる者及 び呼吸器機能に 障害のある難病 患者等	3歳以上
	56,400円	電気式たん 吸引器	5年	3歳以上	障害者及び介護者が容易に使用 し得るもの。	呼吸器機能障害 3級以上又は同 程度の障害で あって、必要と 認められる者及 び呼吸器機能に 障害のある難病 患者等	3歳以上
	17,000円	酸素ボンベ 運搬車	10年	18歳以上	障害者及び介護者が容易に使用 し得るもの。	医療保険におけ る在宅酸素療法 を行う者	18歳以上
	9,000円	盲人用体温 計(音声式)	5年	小学校就 学以上	視覚障害者が容易に使用し得る もの。	視覚障害2級以 上(盲人のみの 世帯及びこれに 準ずる世帯)	小学校就 学以上
	18,000円	盲人用体重 計	5年	小学校就 学以上	視覚障害者が容易に使用し得る もの。	視覚障害2級以 上(盲人のみの 世帯及びこれに 準ずる世帯)	小学校就 学以上

頭部保護帽	12,160円	転倒の衝撃から頭部を保護でき るもの。施設利用者も可	3年				
特殊便器	143,640円	温水温風を出し得るもの。	8年	小学校 以上			
火災警報器	15,500円	室内の火災を煙又は熱により感 知し、音又は光を発し屋外にも 警報ブザーで知らせ得るもの。	8年				
自動消火器	28,700円	室内温度の異常上昇又は炎の接 触で自動的に消火液を噴出し、 初期火災を消火し得るもの。	8年				
電磁調理器	38,950円	障害者が容易に使用し得るも の。	6年	18歳 以上			
歩行時間延 長信号機用 小型送信機	7,000円	視覚障害2級以 上	6年	18歳 以上	視覚障害者が容易に使用し得る もの。		

視覚障害者 用活字文書 読み上げ装 置	115,000円	視覚障害2級以 上	文字情報と同一紙面上に記載さ れた当該文字情報を暗号化した 情報を読み取り、音声信号に変 換して出力する機能を有するも ので、視覚障害者が容易に使用 し得るもの。	6年	小学 校就 学以 上
視覚障害者 用拡大読書 器	198,000円	視覚障害者で あって、本装置 により文字等を 読むことが可能 になるもの	画像入力装置を読みたいもの (印刷物等)の上に置くことで、 簡単に拡大された画像(文字等) をモニターに映し出せるもの。	8年	小学 校就 学以 上
盲人用時計	触読式 10,300円 音声式 13,300円	視覚障害2級以 上。なお、音声 式時計は、手指 の感覚に障害が ある等のため触 読式時計の使用 が困難な者を原 則とする。	視覚障害者が容易に使用し得る もの。	10年	18 歳以 上
聴覚障害者 用通信装置	71,000円	聴覚障害者又 は、発声・発語 に著しい障害の ある者	一般の電話に接続することがで き、音声の代わりに、通信が可 能な機器であり、障害者が容易 に使用できるもの。	5年	小学 校就 学以 上
	FAX 35,000円	聴覚障害者又 は、発声・発語 に著しい障害の ある者	一般の電話に接続することがで き、音声の代わりに、文字によ り通信が可能な機器であり、障 害者が容易に使用できるもの。	5年	小学 校就 学以 上
聴覚障害者 用情報受信 装置	88,900円	聴覚障害者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障 害者用番組並びにテレビ番組に 字幕及び手話通訳の映像を合成 したものを画面に出力する機能 を有し、かつ、災害時の聴覚障 害者向け緊急信号を受信するも ので、聴覚障害者が容易に使用 できるもの。	6年	3歳 以上
人工喉頭	電動式 70,100円 笛式 5,000円	喉頭摘出した音 声機能障害者	施設利用者可。	5年	

情報・意 思疎通支 援用具	動脈血中酸 素飽和度測 定器(パル スオキサー メーカー)	141,750円	人工呼吸器の装 着が必要な難病 患者等	呼吸器状態を継続的にモニタリ ングすることが可能な機能を有 し、難病患者等が容易に使用し 得るもの。	6年	小学 校就 学以 上
	携帯用会話 補助装置	98,800円	音声言語機能障 害又は肢体不自 由者であって、 発声・発語に著 しい障害を有す るもの	携帯式で、言葉や音声又は文章 に変換する機能を有し、障害者 が容易に使用し得るもの。	5年	小学 校就 学以 上
	情報・通信 支援用具	142,500円	視覚又は上肢機 能障害2級以上	コンピューターの入力等が可能 となる周辺機器。	6年	小学 校就 学以 上
	点字ディスプレイ	383,500円	視覚障害及び聴 覚障害の重度重 複障害者(原則 として視覚障害 2級以上かつ聴 覚障害2級)又 は点字を使用す る視覚障害者で あって、必要と 認められるもの	文字等のコンピューターの画面 情報を点字等により示すことの できるもの。	6年	18 歳以 上
	点字器	10,400円	視覚障害2級以 上	点字板	7年	小学 校就 学以 上
	点字タイブ ライター	63,100円	視覚障害2級以 上	視覚障害者が容易に使用し得る もの。	5年	小学 校就 学以 上
	視覚障害者 用ポータブ ルレコー ダー	録音再生機 89,800円 再生専用機 36,750円	視覚障害2級以 上	音声等により操作ボタンが知覚 又は認識でき、かつ、視覚障害 者が容易に録音及び再生できる もの。	6年	小学 校就 学以 上

排泄管理 支援用具	点字図書 ストマ装具	本代の実費 相当分 蓄便袋 月額 8,858円 蓄尿袋 月額 11,639円	主に、情報の入 手を点字によっ ている視覚障害 者 ストマ造設者	施設利用者も可。 施設利用者も可。	—	3歳 以上
		紙オムツ 月額 12,000円	高度の排便、排 尿機能障害のあ る全身性障害者 等	施設利用者も可。身体障害者更 生相談所の判定を受けること。 6箇月単位で支給可能とする。	—	3歳 以上
	収尿器	8,500円	高度の排尿機能 障害者	施設利用者も可。	1年	3歳 以上
住宅改修 費	居宅生活動 作補助用具	200,000円	下肢若しくは体 幹機能障害又は 乳幼児期以前の 非進行性の病変 による運動機能 障害(移動機能 障害に限る。)を 有する者であ る者で、障害等 3級以上のもの (ただし、特殊 便器への取替え をする場合は、 上肢障害2級以 上のもの)並び に下肢又は体幹 機能に障害のあ る難病者等	障害者の移動等を円滑にする用 具で、設置に小規模な住宅改修 を伴うもの。	20 年	小学 校就 学以 上

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障
害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信
号灯を含む。
- 3 情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器、アプリケーション等
をいう。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第40号

亀岡市暴力団排除条例の施行に伴う関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市暴力団排除条例の施行に伴う関係告示の整備に関する告示

(建設工事の競争入札参加資格及び資格審査の申請についての一部改正)

第1条 建設工事の競争入札参加資格及び資格審査の申請について(昭和39年亀岡市告示第20号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(9) 亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号。以下「条例」という。)第2条第1号に掲げる暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者(次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)

ア 条例第2条第3号に掲げる暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者

が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(10) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)

第3条中「あつては」を「あつては」に改める。

第5条中「有する者」を「有するもの」に改める。

第7条中「よつて」を「よつて」に改める。

第10条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「いたつた」を「至った」に改め、同項第3号中「なつた」を「なった」に改め、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に、「いたつた」を「至った」に改め、同項第2号中「よつて」を「よつて」に改め、同条第4項中「あつた」を「あつた」に改める。

第11条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「いたつた」を「至った」に、「あつた」を「あつた」に改める。

別記第1号様式中「すべて」を「全て」に、

「あて先」を「宛先」に改める。

別記第4号様式中「すべて」を「全て」に改める。

別記第7号様式、別記第11号様式及び別記第12号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

(物品に関する指名競争入札参加資格及び審査等に関する要綱の一部改正)

第2条 物品に関する指名競争入札参加資格及び審査等に関する要綱(平成16年亀岡市告示第188号)の一部を次のように改正する。

題名中「指名競争入札」を「競争入札」に改める。

第1条中「指名競争入札(以下「指名競争入札」という。)」を「一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)」に、「)並びに」を「)及び」に改める。

第2条中「一に」を「いずれかに」に、「指名競争入札」を「競争入札」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号。以下「条例」という。)第2条第1号に掲げる暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者(次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)

ア 条例第2条第3号に掲げる暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等

を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)

第3条第1項中「指名競争入札に」を「競争入札に」に、「指名競争入札参加資格審査申請書」を「競争入札参加資格審査申請書」に改める。

第4条第5号中「、認可」を「又は認可」に改める。

第8条中「直ちに」を「、直ちに」に改める。

第9条第1項中「指名競争入札」を「競争入札」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「者」を「とき。」に改め、同項第2号中「指名競争入札」を「競争入札」に、「妨げた者」を「妨げたとき」に、「連合した者」を「連合したとき。」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) この項(この号を除く。)の規定により、競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第9条第2項中「指名競争入札」を「競争

入札」に改める。

別記第1号様式中「指名競争入札参加資格申請書」を「競争入札参加資格審査申請書」に、「指名競争入札に」を「競争入札に」に、「すべて」を「全て」に改める。

別記第4号様式中「指名競争入札参加資格申請書」を「競争入札参加資格審査申請書」に改める。

別記第5号様式中「指名競争入札参加資格審査申請書」を「競争入札参加資格審査申請書」に改める。

(亀岡市物品等供給契約に係る指名停止等措置要綱の一部改正)

第3条 亀岡市物品等供給契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年亀岡市告示第189号)の一部を次のように改正する。

第1条中「物品に関する指名競争入札参加資格及び審査等に関する要綱」を「物品に関する競争入札参加資格及び審査等に関する要綱」に、「排除」を「排除等」に改める。

第2条第1項中「及び別表第2」を「、別表第2又は別表第3」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市長又はその委任を受けて契約を締結する者(以下「契約権者」という。)は、前項の規定により指名停止が行われた有資格業者を物品等供給契約のために指名してはならない。

第2条に次の1項を加える。

3 第1項の規定により指名停止が行われた有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

第4条第1項及び第2項中「別表各号」を「別表第1又は別表第2の各号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その期間は、36箇月を超えないものとする。

第4条第2項第1号中「別表各号」を「別

表第1又は別表第2の各号」に改め、「間に、」の次に「それぞれ」を加え、同条第3項中「別表各号」を「別表第1又は別表第2の各号」に改め、同条第4項中「又は」の次に「当該行為によって」を加え、「別表各号」を「別表第1又は別表第2の各号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その期間は、36箇月を超えないものとする。

第4条第5項中「別表各号及び」を削り、「範囲内で」の次に「、また、同一事案において別の措置要件に該当することが明らかになったときは、別表第1又は別表第2の各号に定めるところにより、それぞれ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、その期間は、36箇月を超えないものとする。

第4条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 市長は、指名停止の期間の満了した有資格業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、前各項に定める期間の範囲内で、また、同一事案において別の措置要件に該当することが明らかとなったときは、別表第1又は別表第2の各号に定めるところにより、それぞれ指名停止の期間を変更し、当初の指名停止期間を控除した期間についてさらに指名停止を行うことができる。ただし、その期間は、36箇月を超えないものとする。

第9条を第14条とし、第8条を第13条とし、第7条を第12条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市長は、別表各号に掲げる措置要件に該当する場合のほか、物品等供給契約を受注させるのが適当でない認められる有資格業者について、期間及び業種を定め、入札に参加させないことができる。なお、参加

させない場合は、当該有資格業者に対し、書面でその期間及び業種を通知するものとする。

第12条の前に次の2条を加える。

(下請等の契約)

第10条 契約権者は、指名停止の期間中の有資格業者が本市の発注する物品等供給契約を下請し、又は受託することを承認してはならない。ただし、別表第3第1号(2)又は同号(3)の措置要件に該当した有資格業者についてはこの限りでない。

(情報の収集)

第11条 市長は、有資格業者に係る指名停止事由に関する情報の収集に努めるものとする。

第6条中「市長又はその委任を受けて契約を締結する者（以下「契約権者」という。）」を「契約権者」に改め、同条ただし書中「ただし、」の次に「災害時に緊急に物品等供給契約を行う場合、特殊な物品等供給契約を行う場合その他特に」を加え、同条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

(一般競争入札の参加資格)

第8条 契約権者は、指名停止がなされていないことを入札参加者の資格要件とするものとする。

第5条第1項中「若しくは第3条」を「第3条若しくは第4条第6項」に、「第4条第5項」を「同条第5項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改め、同項後段及びただし書を削り、同条第2項中「前項の規定により指名停止の通知をする場合において」を削り、「発注した」を「発注する」に改め、「必要に応じ」の次に「当該有資格業者から」を加え、「徴する」を「求める」に改め、同条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

(指名停止の審査)

第5条 市長は、第2条第1項、第3条若しくは前条第6項の規定により指名停止を行い、同条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第7項の規定により指名停止を解除しようとするときは、亀岡市物品購入等調整委員会設置要綱（平成17年亀岡市訓令第9号）に規定する物品購入等調整委員会の審査を経なければならない。

(指名停止の承継)

第6条 指名停止中の有資格業者から入札参加資格を承継する者は、指名停止措置も承継するものとする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条、第4条関係）

事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>（過失による粗雑な履行）</p> <p>1 物品等供給契約の履行に当たり、過失により粗雑な履行をしたと認められるとき。</p> <p>（1）会計検査院又は監査委員に文書で指摘されたとき。</p> <p>ア 本市が発注する物品等供給契約のとき。 3箇月</p> <p>イ 府内の他の物品等供給契約のとき。 2箇月</p> <p>（2）（1）に掲げる場合のほか、本市が発注する物品等供給契約において粗雑な履行をしたと認められるとき。</p> <p>ア 粗雑の程度が極めて重大※₁なとき。 3箇月</p> <p>イ 粗雑の程度が重大なとき。 1箇月</p> <p>（3）本市が発注する物品等供給契約において成績が著しく不良なとき。 1箇月</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）</p> <p>2 物品等供給契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、第三者に死亡者若しくは負傷者※₂を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p> <p>（1）死亡者を生じさせたとき又は重大な事故を生じさせたとき。</p> <p>ア 本市が発注する物品等供給契約における事故 6箇月</p> <p>イ 府内の他の物品等供給契約における事故 3箇月</p> <p>ウ 府外の物品等供給契約における事故（多数の死傷者を出すなど社会的及び経済的に著しく大きい損失を生じさせたとき。） 2箇月</p> <p>（2）負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。</p> <p>ア 本市が発注する物品等供給契約における事故 3箇月</p> <p>イ 府内の他の物品等供給契約における事故 2箇月</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故）</p> <p>3 物品等供給契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、物品等供給契約の履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>（1）死亡者を生じさせたとき。</p> <p>ア 本市が発注する物品等供給契約における事故 2箇月</p> <p>イ 府内の他の物品等供給契約における事故 1箇月</p> <p>ウ 府外の物品等供給契約における事故（多数の死傷者を出すなど社会的及び経済的に著しく大きい損失を生じさせたとき。） 1箇月</p> <p>（2）負傷者を生じさせたとき。</p> <p>ア 本市が発注する物品等供給契約における事故 1箇月</p> <p>イ 府内の他の物品等供給契約における事故 1箇月</p>	<p>当該認定をした日から</p>

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条、第4条関係）

不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 有資格業者等※₃が有資格業者の営業※₄に関し、贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(1) 本市の職員に対する贈賄 3 6 箇月</p> <p>(2) 府内の他の公共機関※₅の職員に対する贈賄 1 8 箇月</p> <p>(3) 府外の公共機関の職員に対する贈賄 1 2 箇月</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>(独占禁止法違反)</p> <p>2 有資格業者等が有資格業者の営業に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反し、物品等供給契約に係る契約の相手方として不相当であると認められるとき。※₆</p> <p>(1) 公正取引委員会の告発又は違反の認定があったとき。</p> <p>ア 本市が発注する物品等供給契約における違反 2 4 箇月</p> <p>イ 府内の他の物品等供給契約における違反 1 8 箇月</p> <p>ウ 府外の物品等供給契約における違反 1 2 箇月</p> <p>(2) 公正取引委員会の排除措置命令、審決、課徴金納付命令又は違反の認定があったとき。</p> <p>ア 本市が発注する物品等供給契約における違反 1 8 箇月</p> <p>イ 府内の他の物品等供給契約における違反 1 2 箇月</p> <p>ウ 府外の物品等供給契約における違反 9 箇月</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>(談合等)</p> <p>3 有資格業者等が有資格業者の営業に関し、談合罪、競売入札妨害罪又は独占禁止法第89条に規定する罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(1) 本市の発注における談合等 3 6 箇月</p> <p>(2) 府内における談合等 1 8 箇月</p> <p>(3) 府外における談合等 1 2 箇月</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>4 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、有資格業者等が有資格業者の業務に関して不正又は不誠実な行為をし、物品等供給契約に係る契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 府内の他の公共機関において資格制限に該当したとき。 6 箇月</p> <p>(2) 暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員が行った暴力行為</p> <p>(ア) 府内における暴力行為 9 箇月</p>	<p>当該認定をした日から</p>

<p>(イ) 府外における暴力行為 イ アに規定する者以外が行った暴力行為 (ア) 府内における暴力行為 (イ) 府外における暴力行為</p> <p>(3) 脱税行為により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(4) 業務関係法令※7、労働者使用関係法令※8及び環境保全関係法令※9に重大な違反※10をしたとき。 ア 本市が発注する物品等供給契約における違反 イ その他の物品等供給契約における違反</p> <p>(5) 本市が発注する物品等供給契約の入札に係る資格確認通知又は入札通知を受けた場合において、正当な理由なく入札に参加しなかったとき。</p> <p>(6) 本市が発注する物品等供給契約の入札に際し、正当な理由なく担当職員の指示に従わなかったとき。</p> <p>(7) 本市が発注する物品等供給契約に係る入札で落札した場合又は随意契約において見積書を採用された場合において、正当な理由なく契約を締結しなかったとき。</p> <p>(8) 本市が発注する物品等供給契約に係る予定価格及び発注計画等において、非公表とされている情報を不正に入手しようとしたとき。</p>	<p>6 箇月</p> <p>6 箇月</p> <p>3 箇月</p> <p>3 箇月</p> <p>3 箇月</p> <p>1 箇月</p> <p>1 箇月</p> <p>2 箇月</p> <p>3 箇月</p> <p>1 8 箇月</p>
<p>(契約違反)</p> <p>5 本市が発注する物品等供給契約の履行に当たり、過失により契約に違反するなど、物品等供給契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 履行遅滞があったとき。 ア 2 箇月以上の履行遅滞 イ 1 箇月以上2 箇月未満の履行遅滞</p> <p>(2) 契約相手側の責めに帰すべき事由により、本市が契約を解除したとき。</p> <p>(3) 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。 ア 契約の全部不履行 イ 契約の一部不履行</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3 箇月</p> <p>2 箇月</p> <p>3 箇月</p> <p>6 箇月</p> <p>3 箇月</p>
<p>(申請書等の虚偽記載)</p> <p>6 本市が発注する物品等供給契約の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、物品等供給契約に係る契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 物品等供給契約に係る虚偽など入札参加資格の成否にかかわる重大なとき。</p> <p>(2) (3)に掲げる場合のほか入札参加資格の成否にかかわらないとき。</p> <p>(3) 個人の資格に係る虚偽等得有資格業者の故意が認められないが、監督責任を問うことが適当と認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6 箇月</p> <p>3 箇月</p> <p>1 箇月</p>

<p>(暴力団関係)</p> <p>7 次のいずれかに該当し、物品等供給契約に係る契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは常時物品等供給契約に係る契約を締結する事務所の代表者（以下「役員等」という。）が、亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第3号に掲げる暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。</p> <p>(2) 条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</p> <p>(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>(6) 本市が発注する物品等供給契約において、暴力団又は暴力団員であると知りながら、これを不当に利用するなどしているとき（暴力団又は暴力団員から脅迫を受けたことにより行ったときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>24箇月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで</p> <p>24箇月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで</p> <p>12箇月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで</p> <p>12箇月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで</p> <p>12箇月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで</p> <p>12箇月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで</p>
<p>(その他)</p> <p>8 有資格業者等に極めて重大な反社会的行為があり、物品等供給契約に係る契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。</p> <p>(2) 極めて重大な反社会的な行為^{※11}があり、新聞等により報道されて、契約の相手方として不適当なとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3箇月</p> <p>3箇月</p>
<p>9 物品等供給契約以外の業務の契約に係る指名停止の措置要件に該当し、本市から指名停止を受けたとき。</p>	<p>当該認定をした日から当該措置要件に係る指名停止の期間が終了する日まで</p>

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第2条、第4条関係）

経営状況に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>（経営状況）</p> <p>金融機関から取引停止となったときなどにより、物品等供給契約に係る契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 金融機関から取引停止となったとき。</p> <p>(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしたとき。</p> <p>(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしたとき。</p> <p>(4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしたとき又は破産手続開始の決定を受けたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>取引再開まで</p> <p>更生手続の開始決定後、入札参加資格の再認定があったときまで</p> <p>再生計画の認可決定後、入札参加資格の再認定があったときまで</p>

備考

別表第1及び別表第2の各号において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- ※1 「粗雑の程度が極めて重大」とは、物品の使用が不能になる場合等をいう。
- ※2 「負傷者」とは、治療180日以上 of 傷害又は完治の見込みのない傷害を受けた者をいう。
- ※3 「有資格業者等」とは、有資格業者のほか、有資格業者である個人、有資格業者である法人の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人若しくは本店若しくは支店の事業の主任者（いかなる名称によるかを問わず、有資格業者に対し、これらと同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）又はその使用人をいう。
- ※4 「営業」とは、個人の私生活上の行為以外で有資格業者が行っている営業全般をいう。
- ※5 「公共機関」とは、贈収賄が成立する全ての機関（国の機関、地方公共団体、公社等）をいう。
- ※6 独占禁止法違反を行った有資格業者に、違反後、合併、会社分割又は営業譲渡があった場合で、当該有資格業者の営業を承継した者の営業が、当該有資格業者の営業と継続性及び同一性を有すると認められるときは、第12条を適用する。
- ※7 「業務関係法令」とは、警備業法（昭和47年法律第117号）等をいう。
- ※8 「労働者使用関係法令」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等をいう。
- ※9 「環境保全関係法令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）等をいう。
- ※10 「重大な違反」とは、当該法令違反により逮捕、書類送検若しくは起訴されたとき、監督官庁から処分を受けたとき又は本市の所管業務において告発されたとき等をいう。
- ※11 「反社会的な行為」とは、法令等に違反する行為を前提とする。また、極めて重大な反社会的行為が業務に関しないものであることにより別表第2第8号を適用して指名停止を措置する場合の期間は、当該行為が業務に関するものである場合に、別表第1及び前各号に基づき措置する期間を限度とする。

(測量・建設コンサルタント等の入札参加資格、資格審査の申請及び業者選定に関する要綱の一部改正)

第4条 測量・建設コンサルタント等の入札参加資格、資格審査の申請及び業者選定に関する要綱(平成7年亀岡市告示第63号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第7号を次のように改める。

(7) 亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号。以下「条例」という。)第2条第1号に掲げる暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者(次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)

ア 条例第2条第3号に掲げる暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

第2条第1項に次の1号を加える。

(8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)

第4条第1項中「国土交通省統一様式」を「、国土交通省統一様式」に改める。

第8条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「その資格」を「、その資格」に改め、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に、「当該被承継人」を「、当該被承継人」に改める。

第9条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「者」を「とき。」に改め、同項第2号中「妨げた者」を「妨げたとき」に、「連合した者」を「連合したとき。」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) この項(この号を除く。)の規定により、競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(亀岡市公共工事からの暴力団等排除対策措置要綱の一部改正)

第5条 亀岡市公共工事からの暴力団等排除対策措置要綱(昭和63年亀岡市告示第27号)の一部を次のように改正する。

第1条中「建設業」を「、建設業」に改める。

第3条第1項中「産業観光部長、まちづくり推進部長、上下水道部長」を「企画管理部長」に改め、「、社会福祉課長、農林振興課長」及び「、都市計画課長」を削り、「建築住宅課長」の次に「、水道課長」を加え、同条第2項中「上下水道部長及び契約検査課長」を「企画管理部長」に改める。

第4条第1項中「(以下「有資格業者」という。)が別表各号」を「が亀岡市指名競争入札等における業者の指名停止措置要綱(平成6年亀岡市告示第94号)別表第2第8号」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項を削る。

第5条の見出し中「警察本部長」を「警察」に改め、同条中「を經由の上、警察本部長」を削る。

第6条及び第7条を削る。

第8条中「部課長」を「公共工事発注関係部課の長」に改め、同条を第6条とし、第9条を第7条とし、第10条を第8条とする。

別表を削る。

(亀岡市指名競争入札等における業者の指名停止措置要綱の一部改正)

第6条 亀岡市指名競争入札等における業者の指名停止措置要綱(平成6年亀岡市告示第94号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び別表第2」を「、別表第2又は別表第3」に、「ついて」を「対する」に改め、同条第2項中「市長は、指名停止に係る」を「第1項の規定により指名停止を行われた」に改め、「ときは、」の次に「当該」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長又はその委任を受けて契約を締結する者(以下「契約権者」という。)は、前項の規定により指名停止を行われた有資格業者を工事等の契約のために指名してはならない。

第3条第1項中「元請人」を「元請負人」に改め、同条第2項中「有資格業者である」を削り、同条第3項中「よる指名停止に係る」を「より指名停止を行われた」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前条第2項及び第3項の規定は、前3項の場合について準用する。

第4条第1項中「別表各号」を「別表第1又は別表第2の各号」に改め、同条第2項中「になった」を「となった」に、「別表各号」を「別表第1又は別表第2の各号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その期間は、36箇月を超えないものとする。

第4条第2項第1号中「別表各号」を「別表第1又は別表第2の各号」に改め、「指名停止の」の次に「期間中又は当該」を加え、「(指名停止の期間中を含む。)」を削り、「とき。」を「場合(次号及び第3号に掲げる場合を除く。)」に改め、同項第2号及び第3号中「指名停止の」の次に「期間中又は当該」を加え、「(指名停止の期間中を含む。)」を削り、「とき。」を「場合」に改め、同条第3項中「別表各号」を「別表第1又は別表第2の各号」に改め、同条第4項中「又は」の次に「当該行為によって」を加え、「別表各号」を「別表第1又は別表第2の各号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その期間は、36箇月を超えないものとする。

第4条第5項中「別表各号及び」を削り、「範囲内で」の次に「、また、同一事案において別の措置要件に該当することが明らかになったときは、別表第1又は別表第2の各号に定めるところにより、それぞれ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、その期間は、36箇月を超えないものとする。

第4条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 市長は、指名停止の期間の満了した有資格業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、前各項に定める期間の範囲内で、また、同一事案において別の措置要件に該当することが明らかとなったと

きは、別表第1又は別表第2の各号に定めるところにより、それぞれ指名停止の期間を変更し、当初の指名停止期間を控除した期間についてさらに指名停止を行うことができる。ただし、その期間は、36箇月を超えないものとする。

第9条中「市長は、」の次に「有資格業者について」を加え、「当該有資格業者に対し、」を削り、同条を第12条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市長は、別表各号に掲げる措置要件に該当する場合のほか、工事等を受注させるのが適当でないと認められる有資格業者について、期間及び業種を定め、入札に参加させないことができる。なお、参加させない場合は、当該有資格業者に対し、書面でその期間及び業種を通知するものとする。

第12条の前に次の1条を加える。

(情報の収集)

第11条 市長は、有資格業者に係る指名停止事由に関する情報の収集に努めるものとする。

第8条中「の全部若しくは一部」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、別表第3第1号(2)又は同号(3)の措置要件に該当した有資格業者についてはこの限りでない。

第8条を第10条とする。

第7条中「市長又はその委任を受けて契約を締結する者（以下「契約権者」という。）」を「契約権者」に、「してはならない」を「しないものとする」に改め、同条ただし書中「ただし、」の次に「災害時の応急工事、特殊技術を要する工事を発注する場合その他特に」を加え、同条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

(一般競争入札の参加資格)

第8条 契約権者は、指名停止がなされてい

ないことを入札公告で示す入札参加者の資格とするものとする。

第5条第1項中「若しくは第3条各項」を「、第3条若しくは第4条第6項」に、「第4条第5項」を「同条第5項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改め、同項後段及びただし書を削り、同条第2項中「前項の規定により指名停止の通知をする場合において、」を削り、「した工事に」を「する工事等に」に改め、「必要に応じ」の次に「当該有資格業者から」を加え、「徴する」を「求める」に改め、同条を第7条とする。

第6条を次のように改める。

(指名停止の承継)

第6条 指名停止中の有資格業者から入札参加資格を承継する者は、指名停止措置も承継するものとする。

第4条の次に次の1条を加える。

(指名停止の審査)

第5条 市長は、第2条第1項、第3条若しくは第4条第6項の規定により指名停止を行い、同条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第7項の規定により指名停止を解除しようとするときは、亀岡市工事請負業者選定事務処理要領（昭和45年亀岡市訓令第5号）第7条第1項に規定する指名委員会（以下「指名委員会」という。）の審査を経なければならない。本則に次の1条を加える。

(その他)

第13条 契約権者は、別表各号に掲げる措置要件に該当する場合のほか、工事等を受注させるのが適当でないと認められる有資格業者について、指名委員会の審査を経て、当該工事等の指名の対象から外することができる。

2 市長は、別に定めるところにより、指名停止を行った有資格業者の商号又は名称、

指名停止の期間及び理由等を公表するものとする。ただし、当該指名停止が別表第3の措置要件に該当することを理由としたものであるときはこの限りでない。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条、第4条関係）

事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>1 工事等の実施に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>(1) 会計検査院又は監査委員に文書で指摘されたとき。</p> <p>ア 本市が発注する工事等のとき。 3箇月</p> <p>イ 府内の他の工事等のとき。 2箇月</p> <p>(2) (1)に掲げる場合のほか、本市が発注する工事等において粗雑な履行をしたと認められるとき。</p> <p>ア 粗雑の程度が極めて重大なとき。 3箇月</p> <p>イ 粗雑の程度が重大なとき。 1箇月</p> <p>(3) 本市が発注する工事等において成績が著しく不良※₁なとき。 1箇月</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>2 工事等の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者※₂を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき又は火災、水害、その他重大な事故を生じさせたとき。</p> <p>ア 本市が発注する工事等における事故 6箇月</p> <p>イ 府内の他の工事等における事故 3箇月</p> <p>ウ 府外の工事等における事故（多数の死傷者を出すなど社会的及び経済的に著しく大きい損失を生じさせたとき。） 2箇月</p> <p>(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。</p> <p>ア 本市が発注する工事等における事故 3箇月</p> <p>イ 府内の他の工事等における事故 2箇月</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)</p> <p>3 安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>(1) 死亡者を生じさせたとき。</p> <p>ア 本市が発注する工事等における事故 2箇月</p> <p>イ 府内の他の工事等における事故 1箇月</p> <p>ウ 府外の工事等における事故（多数の死傷者を出すなど社会的及び経済的に著しく大きい損失を生じさせたとき。） 1箇月</p> <p>(2) 負傷者を生じさせたとき。</p> <p>ア 本市が発注する工事等における事故 1箇月</p> <p>イ 府内の他の工事等における事故 1箇月</p>	<p>当該認定をした日から</p>

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条、第4条、第6条関係）

不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 有資格業者等^{※3}が有資格業者の営業^{※4}に関し、贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(1) 本市の職員に対する贈賄 36箇月</p> <p>(2) 府内の他の公共機関^{※5}の職員に対する贈賄 18箇月</p> <p>(3) 府外の公共機関の職員に対する贈賄 12箇月</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>(独占禁止法違反)</p> <p>2 有資格業者の営業に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。^{※6}</p> <p>(1) 公正取引委員会の告発又は違反の認定があったとき。</p> <p>ア 本市の発注における違反 24箇月</p> <p>イ 府内における違反 18箇月</p> <p>ウ 府外における違反 12箇月</p> <p>(2) 公正取引委員会の排除措置命令、審決、課徴金納付命令又は違反の認定があったとき。</p> <p>ア 本市の発注における違反 18箇月</p> <p>イ 府内における違反 12箇月</p> <p>ウ 府外における違反 9箇月</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>(談合等)</p> <p>3 有資格業者等が有資格業者の営業に関し、談合罪、競売入札妨害罪又は独占禁止法第89条に規定する罪の容疑により逮捕、書類送検若しくは起訴されたとき又は公正取引委員会から談合に係る告発、排除措置命令、課徴金納付命令若しくはこれらの命令に係る違反の認定があったとき。</p> <p>(1) 本市の発注における談合等 36箇月</p> <p>(2) 府内における談合等 18箇月</p> <p>(3) 府外における談合等 12箇月</p>	<p>当該認定をした日から</p>

<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>4 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、有資格業者等が有資格業者の業務^{※7}に関して不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 府内の他の公共機関において資格制限に該当したとき。 6箇月</p> <p>(2) 暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員が行った暴力行為</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員が行った暴力行為</p> <p>イ アに規定する者以外が行った暴力行為</p> <p>(ア) 府内における暴力行為 9箇月</p> <p>(イ) 府外における暴力行為 6箇月</p> <p>(ア) 府内における暴力行為 6箇月</p> <p>(イ) 府外における暴力行為 3箇月</p> <p>(3) 脱税行為により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 3箇月</p> <p>(4) 業務関係法令、労働者使用関係法令及び環境保全関係法令^{※8}に重大な違反^{※9}をしたとき。</p> <p>ア 本市が発注する工事等における違反 3箇月</p> <p>イ その他の工事等における違反 1箇月</p> <p>(5) 本市が発注する工事等の入札に係る資格確認通知又は入札通知を受けた場合において、正当な理由なく入札に参加しなかったとき。 1箇月</p> <p>(6) 本市が発注する工事等の入札に際し、入札に関する注意事項^{※10}に違反し、又は正当な理由なく担当職員の指示に従わず、公正な入札の確保を妨げたとき。 2箇月</p> <p>(7) 本市が発注する工事等の入札に際し、指定する書類を期日までに提出しないなど、調査に協力しないとき。 2箇月</p> <p>(8) 本市が発注する工事等の入札に際し、落札した場合又は随意契約で見積書を採用された場合において、正当な理由なく契約を締結しなかったとき。 3箇月</p> <p>(9) 本市が発注する工事等に係る予定価格及び発注計画等において、非公表とされている情報を不正に入手しようとしたとき。 18箇月</p> <p>(10) 本市が発注する工事等の入札に際し、正当な理由なく事前に公表された予定価格を上回る入札をしたとき。 1箇月</p> <p>(11) 本市が発注する工事等において、亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第1号に掲げる暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条例第2条第3号に掲げる暴力団員（以下「暴力団員」という。）から不当な介入を受けたにもかかわらず、発注機関への報告を怠り、又は警察に届けなかったとき。 1箇月</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>(契約違反)</p> <p>5 本市が発注する工事等の実施に当たり、契約に違反するなど、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 正当な理由なく、契約を履行しなかったとき又は契約相手方の責めに帰すべき事由により、本市が契約を解除したとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>

<p>ア 契約に定める発注者の解除権を行使した場合（8（暴力団関係）に該当する場合を除く。）</p> <p>イ アに掲げる場合のほか、契約相手側の責めに帰すべき重大な事由が認められるとき。</p> <p>ウ ア又はイに掲げる場合のほか、契約相手側の責めに帰すべき事由が認められるとき。</p> <p>(2) 履行遅滞があったとき。</p> <p>ア 2箇月以上の履行遅滞</p> <p>イ 1箇月以上2箇月未満の履行遅滞</p> <p>(3) 工事の施工管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき。</p> <p>ア 公害及び危険防止対策不良</p> <p>イ 工程管理、資材管理又は労働管理不良</p> <p>(4) 正当な理由なく監督職員又は検査職員の指示に従わないとき。</p>	<p>6箇月</p> <p>3箇月</p> <p>1箇月</p> <p>3箇月</p> <p>2箇月</p> <p>3箇月</p> <p>2箇月</p> <p>2箇月</p>
<p>(建設業法違反)</p> <p>6 有資格業者等が建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 建設工事の施工に関して、建設業法に違反し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。（(3)に掲げる場合を除く。）</p> <p>ア 本市が発注する工事等における違反</p> <p>イ 府内の他の工事等における違反</p> <p>ウ 府外の工事等における違反</p> <p>(2) 建設工事の施工に関して、建設業法に違反し、同法第28条又は第29条に規定する処分を受けたとき。（(4)に掲げる場合を除く。）</p> <p>ア 本市が発注する工事等における違反</p> <p>イ 府内の他の工事等における違反</p> <p>ウ 府外の工事等における違反</p> <p>(3) 建設業許可申請書、経営事項審査申請書又はこれらの添付書類に虚偽の記載をし、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>ア 府内業者_{※11}が逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>イ 府外業者が逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(4) 建設業許可申請書、経営事項審査申請書又はこれらの添付書類に虚偽の記載をし、建設業法第28条に規定する処分を受けたとき。</p> <p>ア 府内業者が処分を受けたとき。</p> <p>イ 府外業者が処分を受けたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>9箇月</p> <p>6箇月</p> <p>4箇月</p> <p>6箇月</p> <p>4箇月</p> <p>3箇月</p> <p>6箇月</p> <p>4箇月</p> <p>4箇月</p> <p>3箇月</p>
<p>(申請書等の虚偽記載)</p> <p>7 本市が発注する工事等の入札に際し、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前後の調査資料に虚偽等の記載をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 工事等実績、技術者資格に係る虚偽等入札参加資格の成否にかかわる重大なとき。</p> <p>(2) (3)に掲げる場合のほか入札参加資格の成否にかかわら</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6箇月</p> <p>3箇月</p>

<p>ないとき。</p> <p>(3) 個人の資格に係る虚偽等^{※12}で有資格業者の故意が認められないが、監督責任を問うことが適当と認められるとき。</p>	1箇月
<p>(暴力団関係)</p> <p>8 次のいずれかに該当し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは常時工事等の契約を締結する事務所の代表者（以下「役員等」という。）が、暴力団員であると認められるとき。</p> <p>(2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</p> <p>(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>(6) 本市が発注する工事等において、暴力団又は暴力団員であると知りながら、これを不当に利用するなどしているとき（暴力団又は暴力団員から脅迫を受けたことにより行ったときを除く。）。</p> <p>(7) 本市が発注する工事等において、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が(1)から(6)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>(8) 本市が発注する工事等において、有資格業者が(1)から(6)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(7)に該当する場合を除く。）に、契約権者が当該有資格業者に対して当該契約の解除を求め、当該有資格業者がこれに従わなかったとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>24箇月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで</p> <p>24箇月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで</p> <p>12箇月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで</p> <p>12箇月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで</p> <p>12箇月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで</p> <p>12箇月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで</p> <p>12箇月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで</p> <p>12箇月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで</p> <p>12箇月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで</p>
<p>(その他)</p> <p>9 有資格業者等に極めて重大な反社会的行為があり、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。</p> <p>(2) 極めて重大な反社会的な行為^{※12}があり、新聞等により報道されて、契約の相手方として不相当なとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3箇月</p> <p>3箇月</p>

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第2条、第4条関係）

経営状況に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(経営状況) 金融機関から取引停止となったときなどにより、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 金融機関から取引停止となったとき。</p> <p>(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てをしたとき。</p> <p>(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てをしたとき。</p> <p>(4) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立てをしたとき又は破産手続開始の決定を受けたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>取引再開まで</p> <p>更生手続の開始決定後、入札参加資格の再認定があったときまで</p> <p>再生計画の認可決定後、入札参加資格の再認定があったときまで</p>

備考

別表第1及び別表第2の各号において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- ※1 「成績が著しく不良」とは、工事等成績評定点が55点未満の場合をいう。
- ※2 「負傷者」とは、治療180日以上 of 傷害又は完治の見込みのない傷害を受けた者をいう。
- ※3 「有資格業者等」とは、有資格業者のほか、有資格業者である個人、有資格業者である法人の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人若しくは本店若しくは支店の事業の主任者（いかなる名称によるかを問わず、有資格業者に対し、これらと同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）又はその使用人をいう。
- ※4 「営業」とは、個人の私生活上の行為以外で有資格業者が行っている営業全般をいう。
- ※5 「公共機関」とは、贈収賄が成立する全ての機関（国の機関、地方公共団体、公社等）をいう。
- ※6 独占禁止法違反を行った有資格業者に、違反後、合併、会社分割又は営業譲渡があった場合で、当該有資格業者の営業を承継した者の営業が、当該有資格業者の営業と継続性及び同一性を有すると認められるときは、第12条を適用する。
- ※7 「業務」とは、建設業法上の建設工事及び測量等業務又はこれらに付随する業務をいう。
- ※8 「業務関係法令」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）等をいう。また「労働者使用関係法令」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等をいう。また「環境保全関係法令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）等をいう。
- ※9 「重大な違反」とは、当該法令違反により逮捕、書類送検若しくは起訴されたとき、監督官庁から処分を受けたとき又は本市の所管業務において告発されたとき等をいう。
- ※10 「入札に関する注意事項に違反」とは、公告、共通事項及び亀岡市電子入札運用基準等の入札時に文書で示した内容に反する行為をいう。
- ※11 「府内業者」とは、京都府の区域内に主たる営業所を有する者で建設業法に基づき国土交通大臣又は京都府知事の許可を受けているものをいう。
- ※12 「反社会的な行為」とは、法令等に違反する行為を前提とする。また、極めて重大な反社会的行為が業務に関しないものであることにより別表第2第9号を適用して指名停止を措置する場合の期間は、当該行為が業務に関するものである場合に、別表第1及び前各号に基づき措置する期間を限度とする。

(亀岡市小規模修繕工事希望者登録制度実施要綱の一部改正)

第7条 亀岡市小規模修繕工事希望者登録制度実施要綱(平成22年亀岡市告示第60号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「亀岡市の物品」を「物品」に改め、「指名競争入札参加資格の」を削り、同条第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号。以下「条例」という。)第2条第1号に掲げる暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者(次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)

ア 条例第2条第3号に掲げる暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれの

ある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)

(亀岡市くらしの資金貸付規程の一部改正)

第8条 亀岡市くらしの資金貸付規程(昭和45年亀岡市告示第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「一に」を「いずれかに」に、「借り受ける」を「、借り受ける」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 本人又はその同一世帯員が亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第3号に掲げる暴力団員である者

第8条第1項中「、市長」を「市長」に改める。

第9条中「一に」を「いずれかに」に、「その旨」を「その旨」に改める。

第10条中「一に」を「いずれかに」に改める。

別記第1号様式中「手持資金」を「手持ち資金」に、

「 亀岡市くらしの資金貸付規程に基づき、上記のとおり資金を借り入れたいので申し込みます。」

を

「 亀岡市くらしの資金貸付規程に基づき、上記のとおり資金を借り入れたいので申し込みます。」

なお、申込者及び同一世帯員は、亀岡市暴力団排除条例第2条第3号に掲げる暴力団員に該当しないことを誓約します。」

に、「亀岡市長 様」を「(宛先) 亀岡市長」に改める。

別記第2号様式中「すえ置」を「据置き」に改める。

別記第4号様式中「借用書」を「くらしの資金借用書」に、「亀岡市長様」を「(宛先) 亀岡市長」に、「すえ置」を「据置き」に改める。

別記第5号様式中「すえ置」を「据置き」に改める。

(ガレリアかめおか目的外使用許可取扱要領の一部改正)

第9条 ガレリアかめおか目的外使用許可取扱要領(平成10年亀岡市告示第120号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(使用許可の禁止)

第3条の2 市長は、亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第4号に掲げる暴力団員等に対し、前条に規定する使用の許可をしてはならない。

第4条中「前条」を「第3条」に改める。

別記第1号様式中「次のとおり目的外施設使用許可の申請をします。」を

「次のとおり目的外施設使用許可の申請をします。」

なお、亀岡市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないことを誓約します。」

に改める。

(亀岡会館目的外使用許可取扱要領の一部改正)

第10条 亀岡会館目的外使用許可取扱要領(昭和45年亀岡市告示第34号)の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

(使用の許可の禁止)

第4条の2 市長は、亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第4号に掲げる暴力団員等に対し、前条に規定する使用の許可をしてはならない。

第5条中「前条」を「第4条」に改める。

別記第1号様式中「亀岡市長様」を「(宛先) 亀岡市長」に改め、「局番」を削り、「次のとおり食堂等施設使用許可の申請をします。」を

「次のとおり食堂等施設使用許可の申請をします。」

なお、亀岡市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないことを誓約します。」

に改める。

別記第3号様式中「亀岡市長様」を「(宛先) 亀岡市長」に改める。

(亀岡市住宅建設資金融資要綱の一部改正)

第11条 亀岡市住宅建設資金融資要綱(昭和57年亀岡市告示第62号)の一部を次のように改正する。

第2条中「すべて」を「全て」に改め、同条に次の1号を加える。

(9) 亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第3号に掲げる暴力団員でないこと。

第3条第1項及び第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第6条第2項中「すべて」を「全て」に改め、同項第3号中「及び第8号」を「、第8号及び第9号」に改める。

第8条第3項第3号及び第11条第1項第4号ウ中「未しゅん工」を「未しゅん工」に改める。

第14条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第21条中「若しくは」を「又は」に改める。

別記第1号様式中「亀岡市長様」を「(宛先) 亀岡市長」に、

「
 (申込日) 年 月 日 (取扱金融機関) 様
 」

を
 「

(申込日) 年 月 日 (取扱金融機関) 様

亀岡市住宅建設資金融資要綱第8条に基づき、資金の借入れを申し込みます。

なお、申込者及び連帯保証人は、亀岡市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないことを誓約します。

」

に改める。

別記第3号様式、別記第5号様式及び別記第8号様式中「亀岡市長 様」を「(宛先) 亀岡市長」に改める。

(亀岡市住宅改良資金融資要綱の一部改正)

第12条 亀岡市住宅改良資金融資要綱(昭和52年亀岡市告示第51号)の一部を次のように改正する。

第2条中「もの」を「者」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 自己又は住宅の居住者が亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第3号に掲げる暴力団員でないこと。

第5条第5号中「及び第4号」を「、第4号及び第5号」に改める。

第8条(見出しを含む。)及び第9条中「あつせん」を「あっせん」に改める。

別記第1号様式中「亀岡市長 様」を「(宛先) 亀岡市長」に、

「
 (支店) 年 月 日
 」

を
 「

(支店) 年 月 日

亀岡市住宅改良資金融資要綱第7条に基づき、資金の借入れを申し込みます。

なお、申込者及び住宅の居住者並びに連帯保証人は、亀岡市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないことを誓約します。

」

に改める。

別記第3号様式及び別記第6号様式中「亀岡市長 様」を「(宛先) 亀岡市長」に改める。

(亀岡市特定環境保全公共下水道に係る水洗便所改造資金融資あっせん制度に関する要綱の一部改正)

第13条 亀岡市特定環境保全公共下水道に係る水洗便所改造資金融資あっせん制度に関する要綱(平成13年亀岡市告示第58号)の一部を次のように改正する。

第1条中「浄化そう」を「浄化槽」に改める。

第6条第1号中「有する者」を「有するもの」に改め、同条第6号ア中「者。」を「もの。」に改め、同号に次のように加える。

エ 亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第3号に掲げる暴力団員(以下「暴力団員」という。次号において同じ。)でない者
第6条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 暴力団員でない者

第8条中「替える」を「代える」に改める。

第14条第1項及び第16条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

別記第1号様式中「様」を「(宛先)」に改め、

「なお、亀岡市特定環境保全公共下水道に係る水洗便所改造資金融資あっせん制度に関する要綱に基づき、あっせんを受けた後は、要綱を遵守し、かつ、融資機関との契約を守り、特に資金の償還については確実に履行することを誓約します。」

を

「なお、申請者及び連帯保証人は、亀岡市暴力団排除条例第2条第3号に掲げる暴力団員に該当しないこと及び亀岡市特定環境保全公共下水道に係る水洗便所改造資金融資あっせん制度に関する要綱に基づき、あっせんを受けた後は、要綱を

遵守し、かつ融資機関との契約を守り、特に資金の償還については確実に履行することを誓約します。」

に改める。

別記第5号様式及び別記第10号様式中「様」を「(宛先)」に改める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第41号

亀岡市土地買収評価調整委員会設置要綱(平成7年亀岡市告示第73号)は、廃止する。

平成25年3月31日

亀岡市長 栗山正隆

「揭示済」

亀岡市告示第42号

平成25年3月31日をもって京都中部地区広域市町村圏協議会を廃止するので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成25年3月31日

亀岡市長 栗山正隆

「揭示済」

亀岡市告示第43号

亀岡市通所サービス利用促進事業補助金交付要綱（平成20年亀岡市告示第8号）は、廃止する。

平成25年3月31日

亀岡市長 栗山正隆

「揭示済」

亀岡市告示第44号

亀岡市精神障害者地域生活援助事業実施要綱（平成15年亀岡市告示第46号）は、廃止する。

平成25年3月31日

亀岡市長 栗山正隆

「揭示済」

亀岡市告示第45号

亀岡市障害者福祉機器等給付事業実施要綱（平成6年亀岡市告示第73号）は、廃止する。

平成25年3月31日

亀岡市長 栗山正隆

「揭示済」

亀岡市告示第46号

亀岡市生涯学習推進モデル地区助成金交付要綱（平成4年亀岡市告示第75号）は、廃止する。

平成25年3月31日

亀岡市長 栗山正隆

「揭示済」

訓 令

亀岡市訓令第1号

庁中一般

亀岡市事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市事務処理規程の一部を改正する訓令

亀岡市事務処理規程（昭和58年亀岡市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第50条」を「第41条」に改める。
第1条中「確立と」を「確立及び」に改める。
第2条第7号中「理事 規則第3条に規定する理事」を「担当部長 規則第3条に規定する担当室長及び担当部長」に改め、同条第10号中「参事」を「担当課長」に改め、同条第12号中「副参事」を「担当副課長」に改める。

第4条第2項中「又は副市長並びに」を「、副市長又は」に改める。

第5条第12号中「売り払い」を「売払い」に改める。

第24条及び第25条を次のように改める。

（地域福祉課長の専決事項）

第24条 行旅病人及び行旅死亡人に関することは、地域福祉課長が専決する。

（子育て支援課長の専決事項）

第25条 保育委託料の支出負担行為の決定及び支出命令に関することは、子育て支援課長

が専決する。

第26条第1号中「資格」の次に「取得及び」を加える。

第28条から第31条までを次のように改める。

（ものづくり産業課長の専決事項）

第28条 次の事項は、ものづくり産業課長が専決する。

- (1) 商工業者の経営指導に関すること。
- (2) 商工関係諸団体の指導育成に関すること。
- (3) 計量器検査の実施に関すること。

（観光戦略課長の専決事項）

第29条 観光に係る軽易な企画及び宣伝に関することは、観光戦略課長が専決する。

（農林振興課長の専決事項）

第30条 次の事項は、農林振興課長が専決する。

- (1) 農業、水産業及び畜産業の改良研究及び経営指導に関すること。
- (2) 農業関係諸団体（別に定めるものを除く。）の指導育成に関すること。
- (3) 農家保有米の需要調整に関すること。
- (4) 林業の改良研究及び経営指導に関すること。
- (5) 林業施設工事の調査、設計、監督及び検査（別に定めるものを除く。）に関すること。
- (6) 1件3,000,000円未満の工事箇所及び工事目的の定まっている工事の施行決定並びに契約に関すること。

（国営事業推進課長の専決事項）

第31条 次の事項は、国営事業推進課長が専決する。

- (1) 土地改良事業（国営農地再編整備事業を含む。以下同じ。）の実施指導に関すること。
- (2) 土地改良事業の調査、設計、監督及び検査（別に定めるものを除く。）に関するこ

と。

(3) 土地改良区の指導育成に関すること。

(4) 1件3,000,000円未満の工事箇所及び工事目的の定まっている工事の施行決定並びに契約に関すること。

第39条第1項中「専決事項」を「その専決事項」に改め、「該当するものは」の次に「、第6条から第11条まで及び第13条から前条までの規定にかかわらず」を加え、同条第2項中「副課長の共通専決事項を」を「第37条の副課長の共通専決事項を第13条の」に改める。

第40条第1項中「やむを得ないものに」を「やむを得ないもの」に改める。

別表第1中「理事」を「担当部長」に、「、課長」を「、課長、担当部長」に、「参事、副課長、副参事」を「副課長、担当副課長」に改める。

別表第2中

「

第1次	第2次	第3次
担当副市長	他の副市長	主管部長
他の副市長	主管部長	主管理事
主管理事、主管次長又は総務担当課長	主管課長又は主管参事	主管副課長又は主管副参事
主管参事	副課長又は主管副参事	主管係長又は主管主幹
主管副参事	主管係長又は主管主幹	課の上席者

」

を

「

第1	第2	第3
担当副市長	他の副市長	主管部長
他の副市長	主管部長	主管担当部長
主管担当部長、主管次長又は総務担当課長	主管課長又は主管担当課長	主管副課長又は主管担当副課長
主管担当課長	副課長又は主管担当副課長	主管係長又は主管主幹
主管担当副課長	主管係長又は主管主幹	課の上席者

」

に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

亀岡市訓令第2号

庁中一般

亀岡市会計管理者の権限に属する事務の専決等に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市会計管理者の権限に属する事務の専決等に関する規程等の一部を改正する訓令

(亀岡市会計管理者の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部改正)

第1条 亀岡市会計管理者の権限に属する事務の専決等に関する規程(平成18年亀岡市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「主管参事」を「主管担当課長」に、「副参事」を「担当副課長」に改める。

(旅費請求及び受領手続の一部改正)

第2条 旅費請求及び受領手続(昭和31年亀岡市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「代人は所属職員」を「代人は、所属職員」に、「理事」を「担当部長」に改める。

第5条第1項中「特に」を「、特に」に改める。

第6条中「所属職員」を「、所属職員」に改める。

別記様式中「あて先」を「宛先」に改める。

(亀岡市物品購入等調整委員会設置要綱の一部改正)

第3条 亀岡市物品購入等調整委員会設置要綱(平成17年亀岡市訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第4条中「こども福祉課長」を「地域福祉課長」に改める。

第8条中「契約検査課」を「企画管理部契約検査課」に改める。

(亀岡市保健福祉行政推進委員会設置規程の一部改正)

第4条 亀岡市保健福祉行政推進委員会設置規程(平成5年亀岡市訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第7条中「こども福祉課」を「地域福祉課」に改める。

(亀岡市大規模小売店舗立地検討連絡協議会設置要綱の一部改正)

第5条 亀岡市大規模小売店舗立地検討連絡協議会設置要綱(平成13年亀岡市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別表中「こども福祉課長」を「子育て支援課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

亀岡市訓令第3号

庁中一般

亀岡市土地開発公社経営健全化計画推進本部
設置要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成25年3月31日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市土地開発公社経営健全化計
画推進本部設置要綱を廃止する訓
令

亀岡市土地開発公社経営健全化計画推進本部
設置要綱（平成20年亀岡市訓令第9号）は、
廃止する。

附 則

この訓令は、平成25年3月31日から施行
する。

公 告

亀岡市公告第9号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、
次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システム
による電子入札対象案件である。

平成25年3月1日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

(1) 工事番号及び工事名

管第24-9号

亀岡市公共下水道事業芦ノ山枝線布設工事

(2) 工事場所 亀岡市稗田野町芦ノ山地内

(3) 工事種別 土木一式工事

(4) 工事概要

工事延長 L=868.50m

(昼間)

管布設工

VUΦ200 管路延長 868.50m

管渠延長 853.80m

人孔設置工 1号組立人孔 18箇所

レジン人孔 1箇所

汚水樹設置工 塩ビ汚水樹 87箇所

取付管工 87箇所

付帯工 1式

(5) 予定価格 77,773,500円

(入札書比較金額74,070,000円)

(6) 工 期 契約日の翌日から平成25
年3月31日

(7) 部分払 無

(8) 前金払

有（当該工事契約金額の40%以内 保証

事業会社の保証が必要)

(9) 中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日以上(変更工期を含む)で前金払をしている工事については、中間前金払(請負金額の20%以内)が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる(保証事業会社の保証が必要)。

(10) 最低制限価格 採用

2 入札参加資格要件

(1) 平成24年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」で認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事(土木一式工事)が1件以上ある場合は、入札に参加することはできない。

(手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成24年4月1日以降の土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものは手持ち工事に含まない。また承認を受けてから開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)

(4) 競争入札に参加しようとする者(個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者(以下「代表者等」という。))が、当該競争入札に参加しようとする他の代表者等と同一人であるときは、そのうち1者のみが当該競争入札に参加で

きるものとする。

(5) 次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者のみが当該競争入札に参加できるものとする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社(会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合(親会社と子会社が共同企業体を構成する場合は、この限りでない。)

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

エ 前各号と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (6) 競争入札において、(4)、(5)に該当することが判明したときは、当該代表者等及び同一人である者のした入札は、それぞれ無効とする。
- (7) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成25年3月1日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成25年3月1日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成25年3月6日（水） 午前9時から午後5時まで 平成25年3月7日（木） 午前9時から午後5時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成25年3月8日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成25年3月5日（火） 正午まで 設計図書に関する質問 平成25年3月12日（火） 正午まで	共通事項5のとおり

質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成25年3月14日（木）	共通事項5のとおり
入札期間	平成25年3月18日（月） 午前9時から午後5時まで 平成25年3月19日（火） 午前9時から午後5時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成25年3月21日（木） 午前10時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、事前公表された予定価格を超える金額又は最低制限価格未満の金額で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書送信をしようとして、パソコントラブル等により送信が間に合わず入札書不着になることもあるので、入札書は「原則として入札書受付期間の1日目に提出する」こととし、「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うよう提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第10号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成25年3月6日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

(1) 工事番号及び工事名

管第24-11号

亀岡市公共下水道事業曾我部污水5号幹線
その12布設工事

(2) 工事場所 亀岡市稗田野町芦ノ山地内

(3) 工事種別 土木一式工事

(4) 工事概要

工事延長 L=868.80m

管布設工

VUΦ200 管路延長 868.80m

管渠延長 876.00m

人孔設置工

1号組立マンホール 22箇所

レジンマンホール 7箇所

塩ビ製マンホール 1箇所

汚水樹設置工 塩ビ汚水樹 22箇所

取付管工 22箇所

付帯工 1式

(5) 予定価格 73,212,300円

(入札書比較金額69,726,000円)

(6) 工期 契約日の翌日から平成25年3月31日

(7) 部分払 無

(8) 前金払

有（当該工事契約金額の40%以内 保証
事業会社の保証が必要）

(9) 中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む）で前金払をしている工事については、中間前金払（請負金額の20%以内）が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる（保証事業会社の保証が必要）。

(10) 最低制限価格 採用

2 入札参加資格要件

(1) 平成24年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」で認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することはできない。

（手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成24年4月1日以降の土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものは手持ち工事に含まない。また承認を受けてから開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

(4) 競争入札に参加しようとする者（個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。））が、当該競争入札に参加しようとする他の代表者等と同一人であるときは、そのうち1者のみが当該競争入札に参加できるものとする。

(5) 次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者のみが当該競争入札に参加できるものとする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合（親会社と子会社が共同企業体を構成する場合は、この限りでない。）

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

エ 前各号と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(6) 競争入札において、(4)、(5)に該当するこ

とが判明したときは、当該代表者等及び同一人である者のした入札は、それぞれ無効とする。

(7) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成25年3月6日(水) 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成25年3月6日(水) 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成25年3月11日(月) 午前9時から午後5時まで 平成25年3月12日(火) 午前9時から午後5時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成25年3月13日(水) 午後5時までに電子入札システムにより通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成25年3月8日(金) 正午まで 設計図書に関する質問 平成25年3月14日(木) 正午まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成25年3月15日(金)	共通事項5のとおり
入札期間	平成25年3月21日(木) 午後1時から午後5時まで 平成25年3月22日(金) 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成25年3月25日(月) 午前9時30分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、事前公表された予定価格を超える金額又は最低制限価格未満の金額で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書送信をしようとして、パソコントラブル等により送信が間に合わず入札書不着になることもあるので、入札書は「原則として入札書受付期間の1日目に提出することとし、「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うよう提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第11号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成25年3月8日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

(1) 工事番号及び工事名

管第24-6号

亀岡市公共下水道事業西穴太枝線その6布設工事

(2) 工事場所 亀岡市曾我部町穴太地内

(3) 工事種別 土木一式工事

(4) 工事概要

工事延長 L=484.60m

管推進工

VUΦ200	管路延長	8.90m
	管渠延長	7.66m

管布設工

VUΦ200	管路延長	475.70m
	管渠延長	458.60m

立杭工

ケーシング立杭 (Φ1500mm)

1箇所

人孔設置工 1号組立人孔 6箇所

楕円組立人孔 9箇所

レジン小型人孔 14箇所

汚水樹設置工 塩ビ汚水樹 29箇所

取付管工 29箇所

付帯工 1式

(5) 予定価格 45,178,350円

(入札書比較金額43,027,000円)

- (6) 工期 契約日の翌日から平成25年3月31日
- (7) 部分払 無
- (8) 前金払
有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (9) 中間前金払
請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む）で前金払をしている工事については、中間前金払（請負金額の20%以内）が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる（保証事業会社の保証が必要）。
- (10) 最低制限価格 採用

2 入札参加資格要件

- (1) 平成24年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」で認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することはできない。
（手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成24年4月1日以降の土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものは手持ち工事に含まない。また承認を受けてから開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 競争入札に参加しようとする者（個人、

法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が、当該競争入札に参加しようとする他の代表者等と同一人であるときは、そのうち1者のみが当該競争入札に参加できるものとする。

- (5) 次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者のみが当該競争入札に参加できるものとする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合（親会社と子会社が共同企業体を構成する場合は、この限りでない。）
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任

された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

エ 前各号と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(6) 競争入札において、(4)、(5)に該当することが判明したときは、当該代表者等及び同一人である者のした入札は、それぞれ無効とする。

(7) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成25年3月8日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成25年3月8日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成25年3月12日（火） 午前9時から午後5時まで 平成25年3月13日（水） 午前9時から午後5時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成25年3月14日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成25年3月11日（月） 正午まで 設計図書に関する質問 平成25年3月15日（金） 正午まで	共通事項5のとおり

質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成25年3月18日（月）	共通事項5のとおり
入札期間	平成25年3月21日（木） 午後1時から午後5時まで 平成25年3月22日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成25年3月25日（月） 午前11時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、事前公表された予定価格を超える金額又は最低制限価格未満の金額で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書送信をしようとして、パソコントラブル等により送信が間に合わず入札書不着になることもあるので、入札書は「原則として入札書受付期間の1日目に提出する」こととし、「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うよう提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第12号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）
第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

平成25年3月8日

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 捕獲日時 平成25年3月7日
午前9時45分頃
- 2 捕獲場所 亀岡市篠町王子西山団地内
- 3 種類 雑種
- 4 毛色 茶
- 5 性別 雄
- 6 体格 中型
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし
- 9 その他 黒色首輪

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成25年3月11日）までに引取りのないときは処分されます。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第13号

京都府知事から南丹都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年3月13日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 都市計画を変更する土地の区域
6・5・301 亀岡運動公園
亀岡市曾我部町穴太裏条、穴太達原、穴太出井、穴太土渕、穴太柳原及び穴太河原口並びに吉川町穴川中溝、穴川狭間、吉田上河原及び吉田前河原
- 2 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市公告第14号

路上の放置物件の撤去

次の物件は、道路法（昭和27年法律第180号）第43条に違反し、不法占用物件として市民生活及び道路管理上支障となっている。

物件の占用者等は、平成25年3月27日までに物件を撤去し、道路を原状に回復するよう、道路法第71条第1項の規定により命ずる。

もし、期日までに撤去されない場合は、同法

第71条第3項の規定により、市で撤去の上処分する。

平成25年3月13日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 市道名 前脇田中線
- 2 場 所 亀岡市大井町並河二丁目地内
- 3 物件名 ホンダ D I O 黒

「揭示済」

亀岡市公告第15号

亀岡農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供する。

なお、亀岡市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について、平成25年4月24日（縦覧期間満了の日）までに意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、平成25年4月25日（縦覧期間満了の日の翌日）から平成25年5月9日までにこれを申し出ることができる。

平成25年3月25日

亀岡市長 栗山正隆

1 縦覧期間

自 平成25年3月26日

至 平成25年4月24日

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

任免及び辞令

(各 通) 山 本 由美子

中 澤 基 行

亀岡市国民健康保険運営協議会委員の委嘱を解
きます

平成25年3月3日

(各 通) 藤 本 弘

明 田 昭

亀岡市国民健康保険運営協議会委員に委嘱しま
す

任期は平成26年1月31日までとします

平成25年3月4日

山 本 由美子

亀岡市環境審議会委員の委嘱を解きます

平成25年3月24日

大 棚 吉 一

亀岡市都市計画審議会委員の委嘱を解きます

藤 本 弘

亀岡市環境審議会委員に委嘱します

平成25年3月25日

小 島 義 秀

亀岡市監査委員の辞職を承認します

三 館 由貴子

亀岡市休日急病診療所薬剤師の委嘱を解きます

平成25年3月31日